

第1次南魚沼市総合計画

自然・人・産業の和で築く 安心のまち

平成18年3月

新潟県南魚沼市

「自然・人・産業の和で築く安心のまち」をめざして



南魚沼市長 井口一郎

南魚沼市は、平成16年11月1日に旧六日町と旧大和町が新設合併し誕生いたしました。更に、平成17年10月1日には旧塩沢町を編入して新たな第一歩を踏み出しました。平成の大合併により魚沼地域も今後大きく変貌するものと思われ、当市は、名実ともにこの地域の中核都市としての役割を果たして行きたいと考えております。

一連の合併も終息し、南魚沼市のまちづくりの長期的な方向を示す基本となる第一次総合計画を、ここに策定いたしました。

この計画は地方自治法に定める基本構想とし、策定にあたっては、合併前に策定された新市将来構想を軸に、旧町それぞれの地域性や特色を活かしながら「自然・人・産業の和で築く安心のまち」づくりを将来像とし、基本計画を定めました。時期同じくして、厳しい財政状況から財政健全化計画を定め、極めて異例ではありますが総合計画の中に財政健全化の取組も掲げました。こうした厳しい状況ではありますが、できるだけ多くの市民からこの計画達成に関わっていただき、行政と市民の協働により、この地で生まれこの地で生涯を完結できる「地域完結型市政」を目指してまいります。行政の長として、ひとりでも多くの市民が「この地に生まれてよかった」ことを実感できるよう、旧二本松藩の「戒石銘」を行政の規範とし、不退転の決意で取り組む所存であります。

関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年3月



市章

魚野川の清流と豊かな自然のもとで自然・人・産業の連鎖と融和により発展する南魚沼市を表しています。黄は市の誇るコシヒカリの豊かなみのり、青は清らかな流れと澄みきった空、はてしない未知の世界、赤は将来への夢や希望とその実現に向けたエネルギーを表しています。



市の花 カタクリ

雪解けの森にいっせいに咲き乱れるカタクリの花は、市内の各所で見られ、春の訪れを告げる花として市民に親しまれています。太陽に向かって咲く様子には力強さを感じられます。



市の木 コブシ

早春の野山に芳しい純白の花を咲かせ、可憐さとたくまさを併せ持つコブシの木は市内の広範囲に自生しています。昔からコブシの花の咲く頃から農作業が始まると言われており、豊作の象徴としても親しまれています。

第 I 編 総論

第 1 章 総合計画策定にあたって - 1 -

- 1. 計画策定の目的 - 1 -
- 2. 計画の構成と期間 - 1 -
- 3. 上位計画等との関係 - 2 -

第 2 章 計画策定の背景 - 4 -

- 1. 南魚沼市の概況 - 4 -
 - 1-1 位置と地勢 - 4 -
 - 1-2 人口・世帯 - 7 -
 - 1-3 産業構造 - 9 -
 - 1-4 歴史・文化 - 12 -
 - 1-5 地域資源 - 14 -
- 2. 財政の状況および課題 - 15 -
 - 2-1 南魚沼市の財政状況 - 15 -
 - 2-2 財政健全化計画の重点課題 - 15 -
- 3. まちづくりの課題 - 16 -
 - 3-1 少子高齢化の進展 - 16 -
 - 3-2 次代を担う人材の育成 - 16 -
 - 3-3 自然環境との共生 - 16 -
 - 3-4 都市基盤の整備 - 17 -
 - 3-5 産業構造の変化 - 17 -
 - 3-6 効率的・効果的な行政運営 - 17 -

第Ⅱ編 基本構想

第1章 南魚沼市の将来像	- 19 -
1. 将来像.....	- 19 -
2. 将来像実現のための基本理念.....	- 20 -
3. 土地利用構想	- 21 -
第2章 政策の大綱	- 22 -
1. 保健・医療・福祉	- 23 -
2. 教育・文化	- 24 -
3. 環境共生	- 25 -
4. 都市基盤	- 26 -
5. 産業振興	- 27 -
6. 行財政改革・市民参画	- 28 -
第3章 施策の体系	- 29 -
1. 保健・医療・福祉	- 29 -
2. 教育・文化	- 32 -
3. 環境共生	- 36 -
4. 都市基盤	- 38 -
5. 産業振興	- 41 -
6. 行財政改革・市民参画	- 44 -

第Ⅲ編 基本計画

第1章 保健・医療・福祉 - 47 -

1. 健康の増進と予防医療の推進..... - 48 -
2. 地域完結型保健医療体制の構築..... - 50 -
3. 子育て支援の充実..... - 52 -
4. 障害者福祉の充実..... - 54 -
5. 高齢者福祉の充実..... - 56 -
6. 地域福祉の推進..... - 58 -

第2章 教育・文化 - 61 -

1. 学校教育の充実..... - 62 -
2. 生涯学習の充実..... - 64 -
3. 地域・家庭教育の充実..... - 66 -
4. 地域文化の振興..... - 68 -
5. 生涯スポーツの推進..... - 70 -
6. 野外・環境教育の推進..... - 72 -
7. 共感と共生のまちづくり..... - 74 -

第3章 環境共生 - 77 -

1. 自然環境の保全と活用..... - 78 -
2. 循環型社会の創造..... - 80 -
3. 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換..... - 82 -
4. 生活環境の向上..... - 84 -

第4章 都市基盤 - 87 -

1. 計画的な土地利用の推進..... - 88 -
2. 交通体系の整備..... - 90 -

3. ひとにやさしいまちづくり	- 92 -
4. 住環境の整備	- 94 -
5. 上下水道の整備	- 96 -
6. 防災施設の整備	- 98 -

第5章 産業振興

- 101 -

1. 農業の振興	- 102 -
2. 林業の振興	- 106 -
3. 観光の振興	- 108 -
4. 商工業の振興	- 112 -
5. 雇用の促進	- 114 -

第6章 行財政改革・市民参画

- 117 -

1. 行財政運営の効率化	- 118 -
2. 市民主体のまちづくり	- 122 -
3. 災害に強い安全と安心のまちづくり	- 124 -
4. 高度情報化の推進	- 126 -
5. 交流の推進	- 128 -

資料編

資料1：総合計画基本構想の諮問	資料1
資料2：総合計画基本構想の答申	資料2
資料3：総合画審議会委員名簿	資料3
資料4：総合計画策定経過	資料4
資料5：1人の南魚沼サポーターとして	資料5

第 I 編

総論

第 1 章 総合計画策定にあたって

第 2 章 計画策定の背景

第 1 章 総合計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

南魚沼市総合計画は、わたしたちのまち南魚沼市のまちづくりの長期的な方向を示す基本となるものです。そして、南魚沼市の将来像の実現に向けて、市民のみなさんとともに取り組んでいく指針となるものです。

また、この計画は、旧大和町、旧六日町、旧塩沢町の 3 町がこれまでそれぞれに行ってきた特色あるまちづくりを継承しつつ、南魚沼市としての新たなまちづくりを推進するための基本的な考え方、具体的な施策や事業を体系的に示し、総合的かつ効果的にまちづくりを進めることを目的としています。

2. 計画の構成と期間

南魚沼市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の 3 つで構成されています。それぞれの概要と計画の期間は以下のとおりです。

基本構想

まちづくりの推進にあたって市民・企業・行政が共有する基本理念や将来像、目標を明らかにするとともに、その実現を図るための政策の大綱を示します。

計画期間は平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 10 年間です。

基本計画

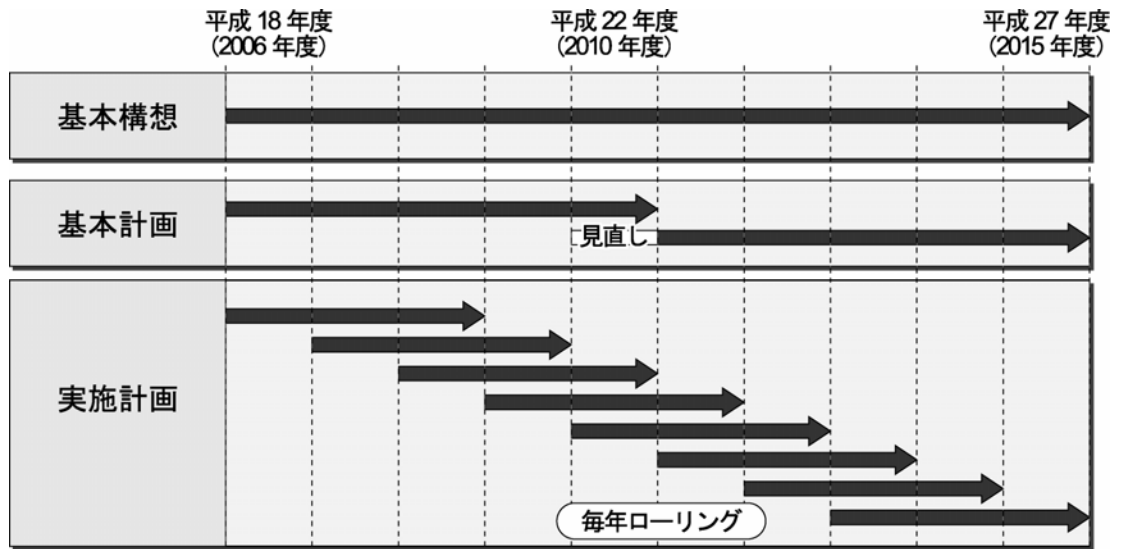
基本構想で示された政策の大綱ごとに施策とその方針を示し、それによって展開する主要な事業を掲げます。

計画期間は平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 10 年間で、中間年となる平成 22 年度（2010 年度）に見直しを行います。

実施計画

基本計画で掲げた施策や主要な事業に基づき、具体的な事業を効果的に推進するための事業計画を定め、毎年度の予算編成の指針とします。

計画期間は向こう 3 カ年として、毎年度見直しを行うローリング方式とし、別に公表します。



基本構想・基本計画・実施計画の計画期間

3. 上位計画等との関係

これまでに国や新潟県などでは、まちづくりの指針として以下のような計画を策定しています。南魚沼市総合計画は、これら関連する計画との整合性を図るとともに、旧 3 町の合併に際して、新市として均衡ある発展を図るために策定した新市建設計画を包括する計画です。

名 称	第 5 次全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」
策定主体	国
策定年次	平成 10 年度
目標年次	2010 年度（平成 22 年度）～2015 年度（平成 27 年度）
基本目標 （整備の方向）	多軸型国土構造形成の基礎づくり 地域別整備の基本方向として「北陸地域」を「環日本海交流の核圏域として、360 度の地域連携と国際交流が行える連携、交流の先導的地域」と位置づけている。

名 称	第 6 次新潟県長期総合計画「新潟・新しい波」
策定主体	新潟県
策定年次	平成 12 年度
目標年次	2001 年度（平成 13 年度）～2010 年（平成 22 年度）
基本目標 （振興の方向）	「いきいき・ひとづくり」「ゆうゆう・くらしづくり」「のびのび・活力づくり」の 3 つの施策体系に基づき施策を展開する。 地域別の振興方向として「魚沼広域連携圏」を「雪と共生する自然派先進地域」（首都圏を中心とする多彩な交流の環を生かし、魅力ある観光と地域づくりに取り組む地域）と位置づけている。

名 称	南魚沼地域振興計画
策定主体	新潟県
策定年次	平成 15 年 2 月
目標年次	2003 年度（平成 15 年度）～2010 年度（平成 22 年度）
基本目標 （戦略テーマ）	「よってがっしやい 四季のみなみうおぬまへ」 豊かな四季と首都圏に近い立地条件を活かした交流と観光による地域づくり
地域振興方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に「安全」と「安心」を ・ 地域に「潤い」と「快適」を ・ 地域に「豊かさ」と「活力」を ・ 地域に「彩り」と「活気」を



第 2 章 計画策定の背景

1. 南魚沼市の概況

1-1 位置と地勢

南魚沼市は、新潟県南部の魚沼盆地に位置します。市域の総面積は 584.82km²で、新潟県の総面積の約 4.6%を占めます。

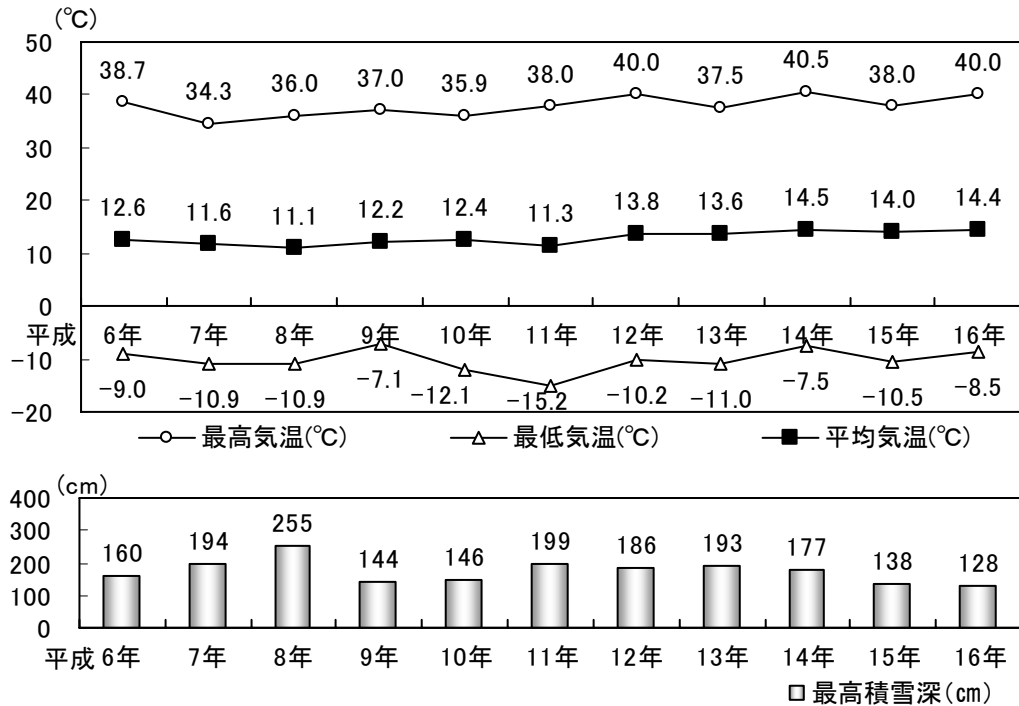
現在の市域は、明治 22 年 4 月の町村制施行により生まれた 37 村が、いわゆる「明治の大合併」を経て明治 39 年に 11 町村に集約されたことに始まります。その後「昭和の大合併」といわれる昭和 31 年から 32 年にかけての合併により、旧大和町、旧六日町、旧塩沢町のかたちとなりました。さらに「平成の大合併」により、平成 16 年 11 月 1 日に旧六日町と旧大和町の合併による市制施行で「南魚沼市」が誕生し、平成 17 年 10 月 1 日の旧塩沢町の編入合併で人口 63,329 人（平成 17 年国勢調査速報値）の新生「南魚沼市」となりました。

市域中央部を北流する清流魚野川とその支流沿いには、南魚沼産コシヒカリを育む肥沃な水田が広がっています。そして市域を囲む八海山、中ノ岳、駒ヶ岳、巻機山、丹後山などの名山と魚沼丘陵、それらを源とする多くの溪流や清流など、四季折々の自然環境に恵まれています。また、日本有数の豪雪地帯の条件を活かしたスキー場や温泉、レクリエーション施設など多くの観光資源を有しています。



南魚沼市の位置

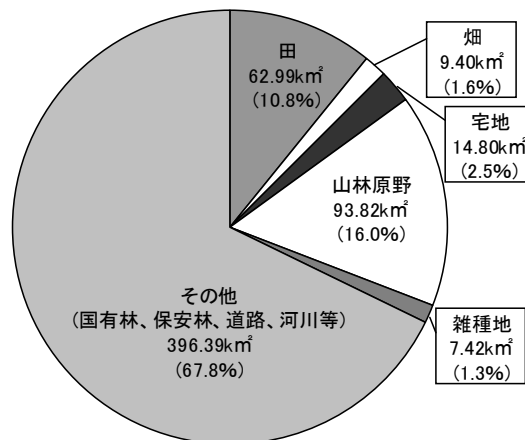
南魚沼市の気候は、積雪量が多い日本海型気候に分類されます。平成 12 年～16 年の 5 年間の年間平均気温は 14℃前後で、比較的冷涼な気候です。また、日本でも有数の豪雪地帯にあり、最高積雪深が 300cm を超える年もあります。しかしその一方で、近年は夏季の最高気温が 40℃を超える年も少なくありません。



年間最高・最低・平均気温と年最高積雪深の推移

【資料：南魚沼市 観測場所：南魚沼市役所(旧六日町役場)】

地目別面積から土地利用の状況を見ると、「国有林、保安林、道路、河川等」(67.8%)が大半を占め、次に「山林原野」(16.0%)、「田」(10.8%)が高い値となっています。「宅地」(2.5%)や「畑」(1.6%)は少なく、国有林、保安林などの山岳傾斜地が市域の多くを占めています。

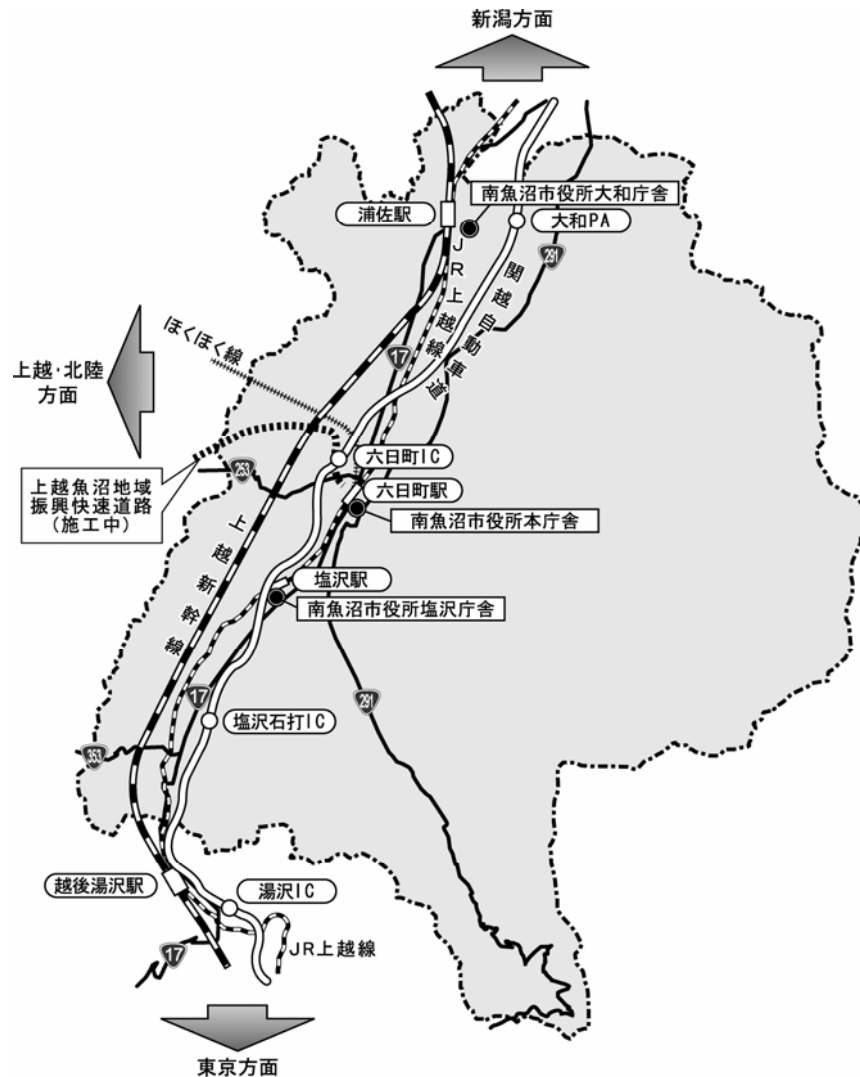


土地利用の状況 【資料：平成 17 年度固定資産概要調書】

南魚沼市の交通施設は地域の生活基盤としてだけでなく、関東地方と北陸地方をつなぐ経路として、重要な役割を担っています。特に、鉄道と道路の高速交通が共に整っていることは、地域の利便性を高め、産業や文化の振興に関わっています。

鉄道施設は、JR 上越線、上越新幹線、ほくほく線があり、塩沢駅には JR 上越線、浦佐駅には JR 上越線と上越新幹線が停車します。また、六日町駅は JR 上越線の停車駅であると共に、ほくほく線の起点駅でもあります。

道路施設は、関越自動車道、国道 17 号をはじめとする幹線道路が整備されており、市内には関越自動車道六日町インターチェンジ、塩沢石打インターチェンジが整備されています。さらに、国道 17 号六日町バイパス、上越魚沼地域振興快速道路（施工中）、関越自動車道大和パーキングエリアにおける社会実験による自動料金収受システム（ETC）専用スマートインターチェンジの設置など、交通の拠点としての基盤整備が進められています。



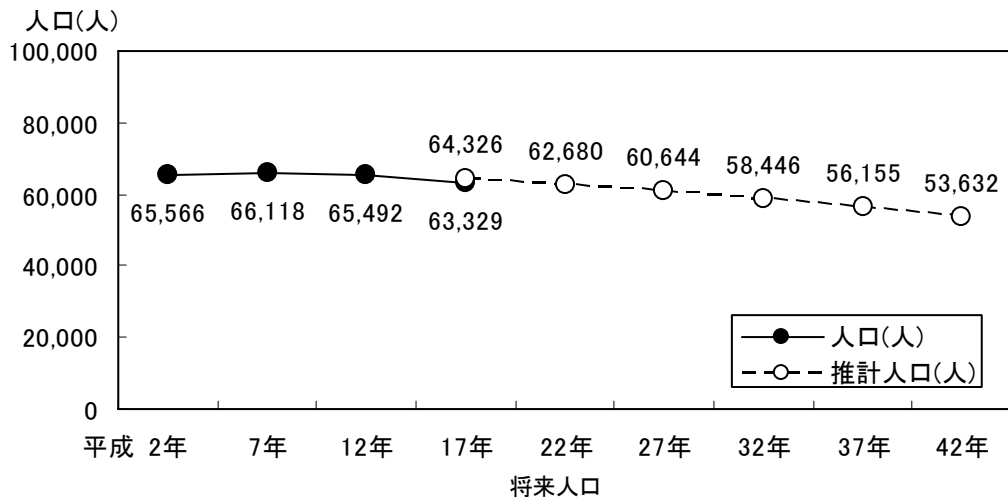
主な交通基盤

1-2 人口・世帯

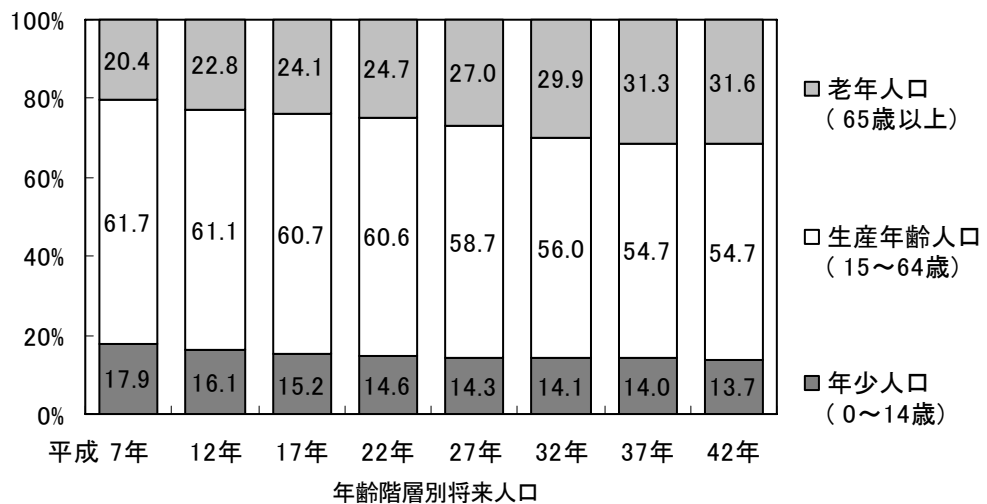
推計によると、我が国の総人口は平成 18 年にピークを迎え、以後長期の減少過程に入るとされています。南魚沼市においては、平成 7 年の 66,118 人をピークに減少傾向に転じ、平成 42 年には平成 7 年と比較して約 18.9%減少（約 12,500 人減少）すると予測されています※。しかし、平成 17 年国勢調査によると、我が国の総人口はすでに減少局面に入りつつあると見られています。

南魚沼市でも平成 17 年国勢調査の速報値による人口は 63,329 人で、推計よりも約 1,000 人少なく、人口の減少傾向は今後さらに進むと考えられます。

年齢階層別人口では、年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）の割合は減少傾向にあります。これに対して老年人口（65 歳以上）の割合は、平成 7 年には年少人口を上回っており、今後は少子高齢化の傾向がさらに顕著になることが予測されます。



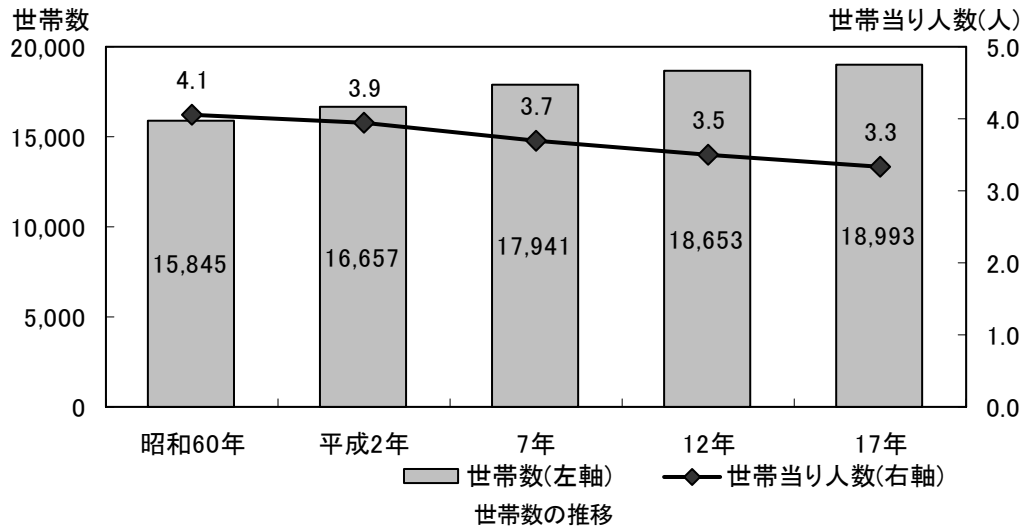
【資料：人口 国勢調査(平成 2～17 年・17 年のみ速報値)・推計人口 財団法人統計情報研究開発センター】



【資料：国勢調査(平成 7～12 年)・財団法人統計情報研究開発センター(平成 17 年以降)】

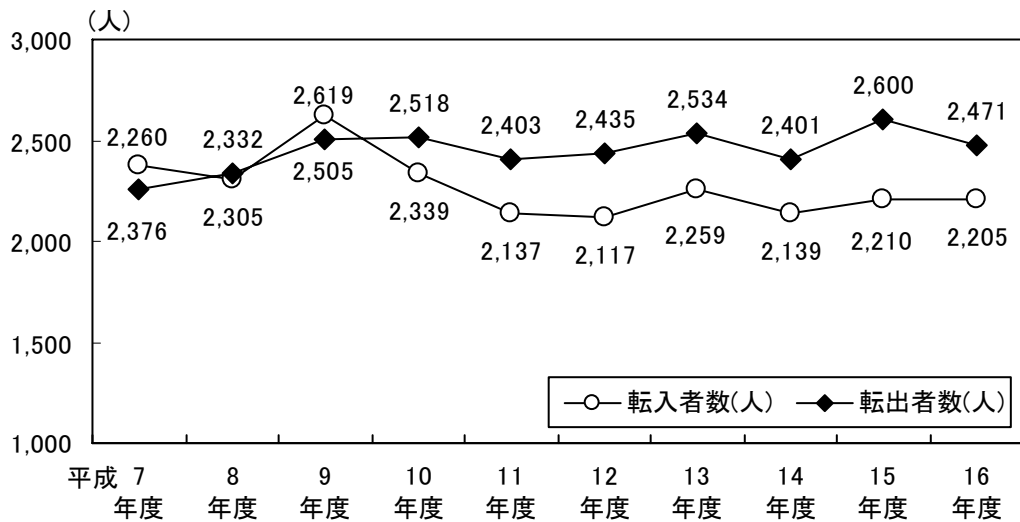
※ 平成 12 年国勢調査結果を基準人口として国立社会保障・人口問題研究所推計(平成 14 年 1 月)。

世帯数は、これまで増加傾向にあります。1世帯当りの人口は減少傾向を示しており、単身世帯や高齢者夫婦だけの世帯など、少人数世帯は今後さらに増加することが予測されます。



【資料:国勢調査・平成17年のみ速報値】

人口の社会動態を見ると、平成9年度までは転入者数が転出者数を上回る傾向がありましたが、平成10年度以降は転出者数が転入者数を上回っています。



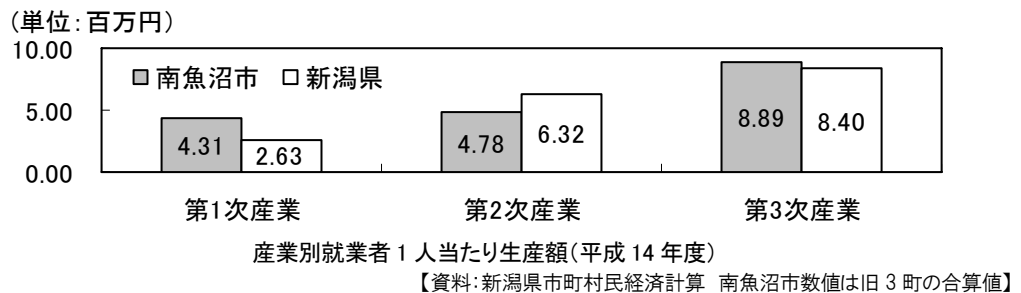
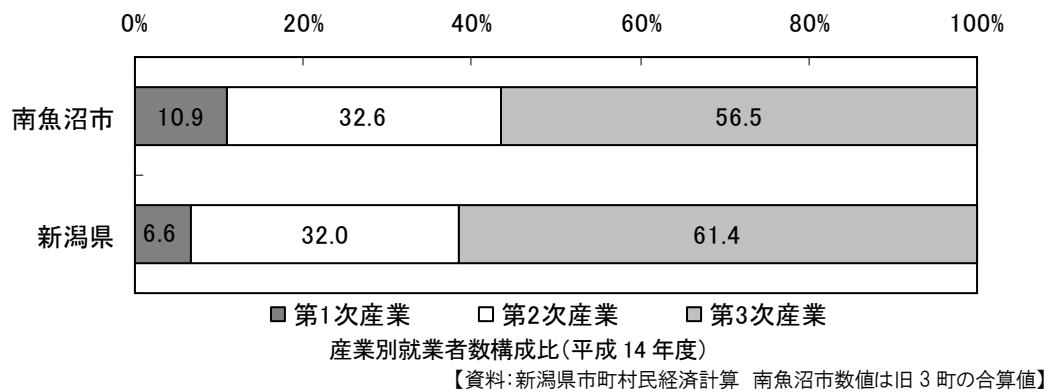
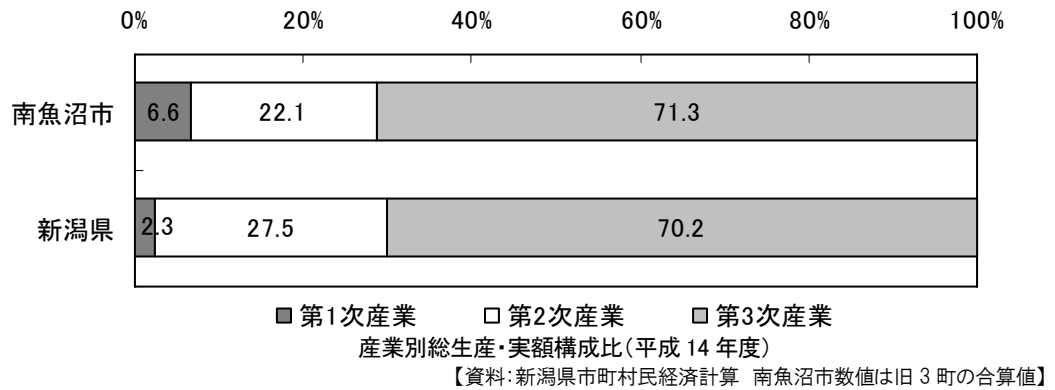
【資料:市民課】

このような人口減少や少子高齢化、少人数世帯化の傾向のなかで、現在の人口規模を維持するまちづくりが、南魚沼市総合計画の大きな課題です。

1-3 産業構造

南魚沼市と新潟県の産業別総生産額の構成比を比較してみると、南魚沼市では第 1 次産業が総生産額に占める割合（6.6%）は、新潟県（2.3%）と比較して高い割合を示しています。これは米を中心とする農業生産額が占める割合の高さを示しているといえます。また、就業者数構成比における第 1 次産業の割合は、南魚沼市（10.9%）が新潟県（6.6%）と比較して高い割合を示し、南魚沼市の第一次産業就業人口 1 人当り生産額（4.31 百万円）は、新潟県（2.63 百万円）と比較して高い状況です。このことは南魚沼市の第 1 次産業の生産性の高さを示しています。

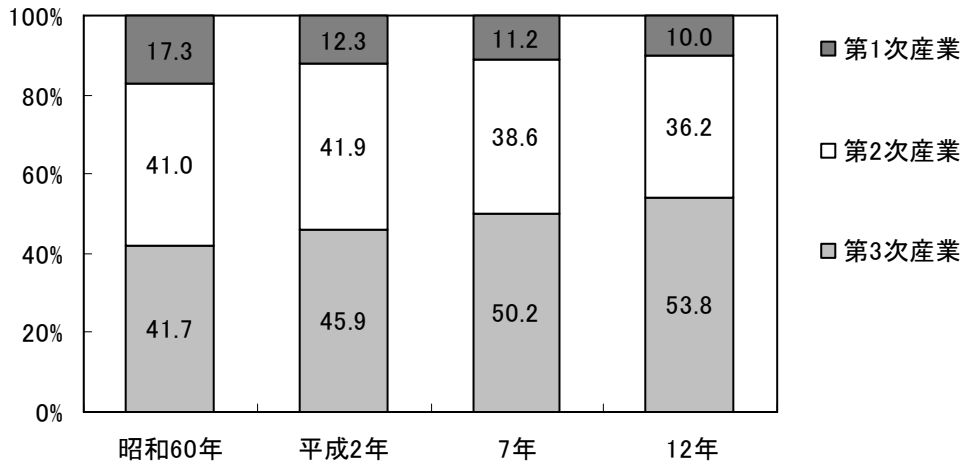
第 2 次産業は、就業者数構成比は南魚沼市と新潟県では大きな差異はありませんが、総生産額に占める割合は、南魚沼市（22.1%）が新潟県（27.5%）と比較して低い値を示しています。第 3 次産業は、総生産額構成比は南魚沼市（71.3%）と新潟県（70.2%）で大きな差異はありませんが、就業者数構成比は南魚沼市（56.5%）が新潟県（61.4%）よりも少なく、就業者 1 人当り生産額は南魚沼市が若干高い状況です。



南魚沼市における産業別人口構成の推移をみると、第 1 次産業の割合は減少傾向にあり、昭和 60 年（17.3%）と比較して平成 12 年（10.0%）は 7.3 ポイント減少しています。しかし、農業就業人口については、平成 12 年には平成 7 年よりも増加がみられます。

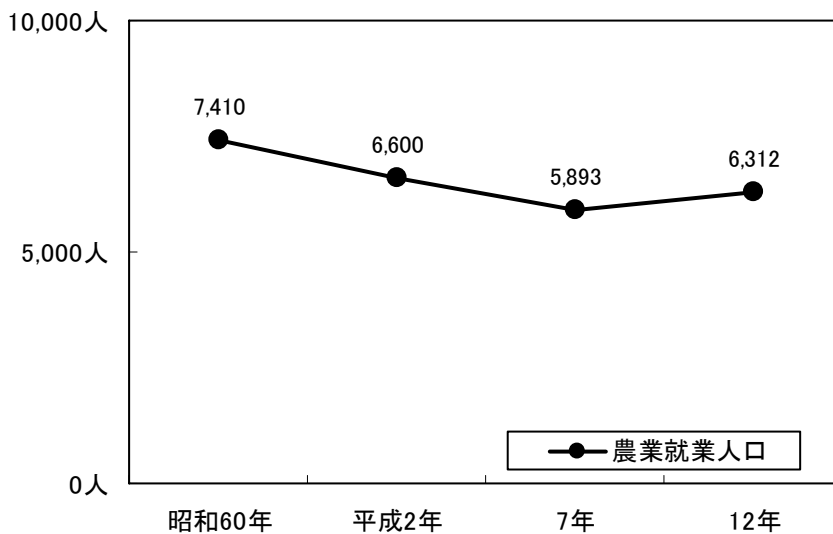
第 2 次産業の割合も平成 2 年（41.9%）をピークに減少傾向がみられます。

一方、第 3 次産業の割合は増加傾向にあり、昭和 60 年（41.7%）と比較して平成 12 年（53.8%）は 12.1 ポイント増加しています。しかし主要な産業である観光産業では、冬季のスキー観光入込み客数が減少傾向を示しており、スキー観光を核としながら、新たな地域産業を振興することが南魚沼市総合計画の大きな課題です。



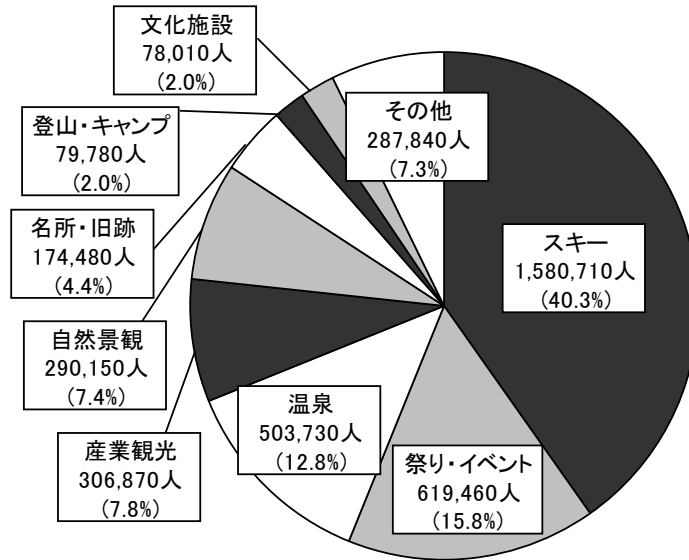
産業別就業人口構成の推移

【資料：国勢調査】



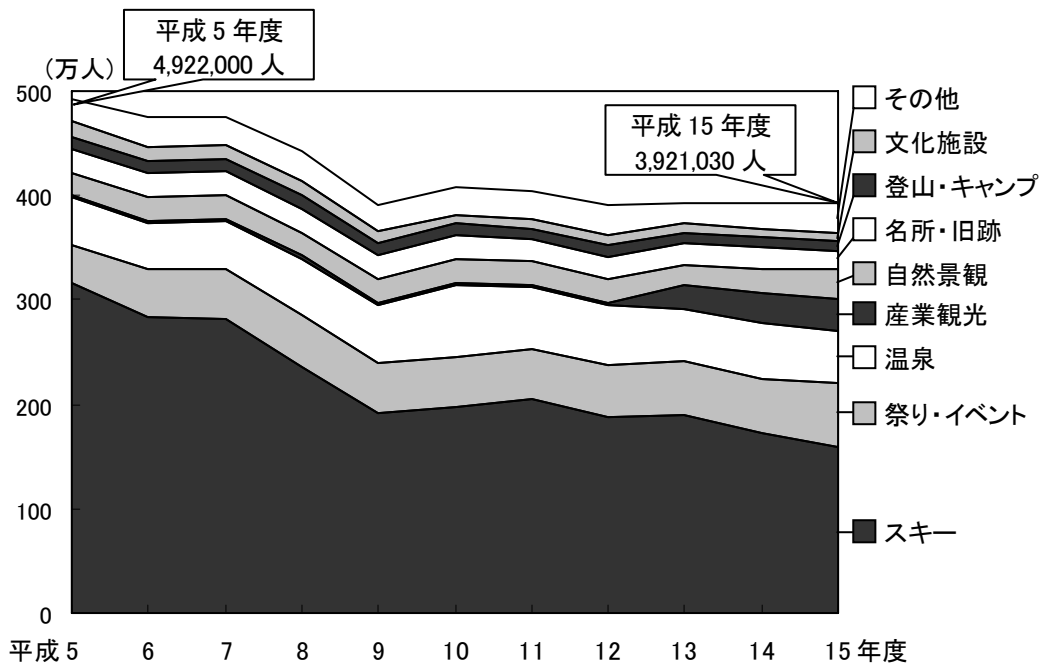
農業就業人口の推移

【資料：農業センサス】



観光入込み客数の実績と構成比(平成 15 年度)

【資料:新潟県統計年鑑】



観光入込み客数の推移

【資料:新潟県統計年鑑】

1-4 歴史・文化

南魚沼市を含む魚野川流域には、旧石器時代の遺跡や新潟県三大古墳群に数えられる飯綱山古墳群、蟻子山古墳群をはじめとして、数多くの古社寺や史跡などの文化財があります。

長い歴史や風土、豪雪や水害など幾多の苦難を克服するなかで培われた強くたくましい住民気質と、三国峠・清水峠を越えた、越後と江戸との文化交流の接点がこの地方独特の雪国文化を創ってきました。これらの風俗は、旧塩沢町出身の文人鈴木牧之（すずきぼくし）が著した『北越雪譜（ほくえつせつぷ）』によって紹介され、江戸の人々の間で大きな反響を呼びました。

また、日本三大奇祭の一つといわれ、北越雪譜にも記されている「浦佐毘沙門堂裸押合祭」などの伝統行事や、長く厳しい冬を地域の特性として活用した利雪・遊雪の「スキー観光」の振興、「南魚沼市雪まつり」「雪譜まつり」などの催しが行われ、多彩で個性あふれる文化・芸能が育まれてきました。

国・県・市指定等文化財一覧

（史跡・工芸技術・芸能・彫刻・書跡・古文書・天然記念物等 平成 17 年 10 月 1 日現在）

大和地域			
国の記録すべき無形民俗文化財選択	・毘沙門堂裸押合祭		
県指定	・大前神社式三番		
市指定	・若宮八幡宮神楽舞 ・浦沢城址 ・雷土城址 ・三ツ塚 ・浄源塚	・穴地の一本杉 ・大崎のてんまる杉 ・上村家住宅 ・銅鏡 ・線刻絵画	・人体模型 ・毘沙門堂楼門 ・毘沙門堂裸押合祭

六日町地域			
国指定	・坂戸城跡		
県指定	・大塚(女塚)古墳 ・木造聖観音立像 ・岩崎の大カツラ	・八海神社城内口参道杉並木 ・飯綱山古墳群 ・蟻子山古墳群	
市指定	・畔地神楽 ・藤村流歌舞伎踊 ・城内八海山表山元里宮御神木(杉) ・如意輪観世音大菩薩像 ・カフヤノ大師像 ・弘法大師像	・役行者像(木喰上人作) ・紙本掛軸 ・紙本掛軸 ・堀監物寄進状 ・堀丹後守寄進状 ・道宗像 ・五十沢歌舞伎	・大福細工覚帳 ・大日如来増像、金剛薩埵像、愛染明王像 ・二十三夜塔 ・役行者像(太良兵衛作)

塩沢地域			
国指定	・小千谷縮布・越後上布	・奉納越後上布織	
県指定	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴木牧之資料「滝沢馬琴書翰集」 ・鈴木牧之資料「山東京山書翰集」 ・鈴木牧之資料「秋月庵発句集」 	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴木牧之資料「夜職草」 ・鈴木牧之資料「小説広大寺躍(稿)」 ・樺沢城跡 ・長恩寺のオハツキイチョウ ・薬照寺の大カツラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・雲洞庵本堂 ・木造観世音菩薩坐像 ・木造持国天・多聞天立像
市指定	<ul style="list-style-type: none"> ・宮人の図 ・美人の図 ・遊女の図 ・関羽の像 ・父母の像 ・太田南畝書(六曲屏風) ・亀田鵬斎書(六曲屏風) ・山水・花鳥(六曲小屏風) ・張込六曲屏風 ・坂戸城絵図 ・塩沢村名所絵図 ・越後の図(写) ・樺太絵図(写) ・中華の図(写) ・世界地図(版本) ・家大人肖像 ・十返舎一九の狂歌 ・周月庵発句集 ・北越雪譜(初版本) ・塩冶判官一代記 ・周月庵・宇多女追善集 ・張交屏風国所姓名帖 ・夜職草稿本 	<ul style="list-style-type: none"> ・短冊扣帖(雅友発句集) ・越後短冊百人一首他邦短尺百人一首 ・諸国筆鑑 ・牧之交遊人名簿 ・和歌短冊帖 ・百首短冊帖(小屏風型) ・永世記録帖 ・書翰集(巻物未表装) ・書翰集(巻物仕立) ・雅友発句集 ・亀鑑(表彰状張込) ・短冊張合せ ・一九、牧之狂歌合わせ ・南山古墳 1号墳 ・南山古墳 2号墳 ・糠塚古墳 1号墳 ・糠塚古墳 2号墳 ・火浣紙 ・木造千手観音像 ・南山・糠塚古墳出土品 ・吉峰遺跡出土品けつ状耳飾 ・奉納越後上布織 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造毘沙門天立像 ・明見(妙見)菩薩像 ・神変大菩薩立像 ・聖観世音像 ・愛宕地藏大菩薩像 ・薬師如来像 ・子安観音太士像 ・欄間彫刻 ・山ノ神尊像・吉祥天女尊像 ・慶長三年雲洞村検地帳 ・清水口留番所文書 ・枳窪口留番所文書 ・坪池神社鱧口 ・石綿論版木 ・黒田玄鶴訴訟書



大前神社式三番

平安時代の猿楽を残した貴重な郷土芸能。大前神社前夜祭に奉納される。 県指定無形民俗文化財



越後上布雪さらし

雪国越後魚沼の春の風物詩、越後上布の「雪さらし」。国指定重要無形文化財

1-5 地域資源

南魚沼市には、地域共通の財産である雪、山々、清流など四季折々の豊かな自然と、先人が情熱と努力で築き上げ、この地域に根づかせた生活文化、伝統芸能・祭り、遺跡、寺社仏閣、そして近年整備された文化施設、公園、温泉施設など、さまざまな地域資源があります。

農業従事者の米作りへの情熱と探究心は、地域特性と相まってコシヒカリという品種の栽培技術を確立し、「日本一おいしい」という評価※に結実しています。

それ以外にも、新潟県を代表する「銘酒」をはじめとして、「八色西瓜」や「きのこ」など、地域の自然環境や素材と、それを活かす優れた技術によって、この地域ならではの特産品が数多くあります。

また、上越線の開通（昭和 6 年全線開通）により、「ひと」や「もの」の往来が飛躍的に拡大し、雪国の暮らしを一変させるとともに、沿線のスキー場群や民宿・旅館、温泉街の発展をもたらしました。さらにその後の上越新幹線（昭和 57 年開通）、関越自動車道（昭和 60 年開通）など高速交通網の整備は、新たな都市住民との交流拡大や、「八色の森市民まつり」「むいかまち産業まつり」「しおざわ産業まつり」など地域資源の創造に結びついています。

さらに、誘致を進めてきた高等教育機関や各種企業は、高度な知識や技術、雇用を地域にもたらすとともに、優れた人材の育成や地域住民との交流を通じて地域に根ざした発展をしています。

これらの地域資源を活かしたまちづくりを維持・発展させるとともに、新たな資源の発掘や広域的連携による価値を創造し、地域産業を振興することが南魚沼市総合計画の大きな課題です。



コシヒカリの水田から八海山を臨む

八海山は中世以来の修験者の聖地として知られ、中ノ岳、駒ヶ岳とあわせた越後三山は「越後三山・只見国定公園」の中心を成す。



関越自動車道大和 PA における
スマートインターチェンジ社会実験の様子

高速道路の有効活用、地域経済の活性化を推進するために、建設費用や運営などの経費削減が可能な ETC 専用のインターチェンジ導入を検討している。

※（財）日本穀物検定協会による「米の食味ランキング」において、平成元年のランキング制度発足以来、連続して最高評価である「特 A」にランク付けられている唯一の銘柄である。

2. 財政の状況および課題

2-1 南魚沼市の財政状況

平成 17 年 12 月にまとめられた「南魚沼市財政健全化計画」によれば以下が示されており、本市の財政状況は厳しい状況にあります。

1. 税収、交付税等の主要財源が大幅に落ち込み、現状の行政水準を維持することは困難。
2. 基金等の補填によりかろうじて自主財源が確保されているが、このままでは近い将来、自主再建団体として手を上げざるを得ない。
3. 平成 16 年度末の財政調整基金は形式上 9 億 6 千万円程度確保されているが、実際は 2 億 7 千万円程度で、災害および臨時的な財政需要に全く対応できない状態。17 年度においても財政調整基金を取り崩しているため、当初予算段階ですでにこの基金残高はゼロとなっており、早急に計画的な積立が必要。
4. 経常収支比率が上昇しており、義務的経費を含めた経常歳出の見直しを行わないと、投資的事業に全く取り組めない。
5. 第 1 次総合計画（本計画）を着実に推進する財源が大幅に不足している。投資的財源は特例債等の財政支援を活用することとなるが、こうしたことにより市債残高が再び上昇し、公債費比率、起債制限比率等の上昇に伴う財政の硬直化がさらに強まる懸念がある。
6. 平成 16 年度にはじまった三位一体改革の影響は 17 年度にさらに強まり、また合併後の標準税率変更に伴う税収減、合併時の事務調整方針による負担が増加している。大幅な事務事業の見直しによる財源捻出やあらゆる歳入の増を目指さない限り、財政状況は好転しないものと思われる。
7. 減債基金が底をついている状況にあり、公債費の変動による他事業への影響が懸念される。公債費の上昇に対応した減債基金の積立が必要。

【南魚沼市財政健全化計画 平成 17 年 12 月 より抜粋】

2-2 財政健全化計画の重点課題

「南魚沼市財政健全化計画」は本総合計画の前半 5 年間に於いて次の重点課題を市民、事業者の参加と協力を得て達成することで、厳しい財政状況の中で財政健全化を図り、市民サービス、事務事業の効率的効果的な達成を果たすことを決定しています。

1. 歳入の確保、歳出削減を通じた収支の均衡確保
2. 施設の統廃合、民間への移譲、外郭団体との連携
3. 財政構造の弾力化の確保と基金の計画的積立
4. 施策の見直し

【南魚沼市財政健全化計画 平成 17 年 12 月 より抜粋】

3. まちづくりの課題

3-1 少子高齢化の進展

本市や新潟県では、全国の水準を上回るペースで少子高齢化が進行しています。少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少をもたらし、就業構造や産業構造の変化、労働力の減少、社会保障の受給と負担の不均衡など、社会システム全体に大きな影響を及ぼします。また、核家族化や単身世帯の増加、高齢者のひとり暮らしの増加など、家族のあり方にも影響を与えることが予想されます。

このような状況のなか、安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、誰もが生涯現役で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

3-2 次代を担う人材の育成

本市では、市民のニーズに対応した学校施設や文化施設の整備を進めています。「教育は学校」「文化活動は行政」という風潮が生まれやすいなかで、市民が自ら考え取り組むべき「地域教育」「家庭教育」が求められています。

まちに住み、まちをつくるのは「ひと」であり、「地域の最大の課題はひとづくり」という認識のもと、将来の南魚沼市を担う人材の育成が期待されています。

そのためには、学校と家庭と地域社会が相互に開かれたパートナーとして協働し、子どもから高齢者まで、学校教育、文化、芸術、スポーツなどさまざまな活動に参加し、学び、伝えることに魅力を感じられる環境づくりを推進していく必要があります。

3-3 自然環境との共生

今日の環境問題は、人類の生存そのものに関わる重要な問題をはらんでおり、地球規模で取り組まなければならない最も大きな課題のひとつです。

南魚沼市は豊かな緑や清らかな水と空気に恵まれています。生活が便利になる一方で、地球や地域の環境に多大な負担をかけてきました。

美しく豊かな南魚沼市の自然を将来の子どもたちに残していくためには、自然環境を保全するとともに、生活環境の見直し、ごみの減量化やリサイクル・省エネルギーの推進、環境にやさしい新エネルギーの導入などを積極的に行うとともに、野外教育や環境教育を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指す必要があります。

3-4 都市基盤の整備

市民が等しく利便性や快適性を享受できるまちづくりのために、道路、河川、公園、住宅、上下水道、公共交通など、これまでさまざまな都市基盤の整備に取り組んできました。しかし合併による市域の拡大、産業構造や生活様式の変化などを背景に、市民のニーズは多様化しており、これに対応した都市基盤の整備と維持が求められています。

また、平成 16 年 10 月 23 日に発生した中越大震災では、本市においても道路や住宅など多くの施設が甚大な被害を受け、地域や市民による防災への取組みの必要性がさらに強まっています。

環境に配慮しながら、安全で快適なまちづくりを効率的かつ効果的に推進するとともに、これまで以上に災害に強いまちづくりを進める必要があります。

3-5 産業構造の変化

本市の主要な産業である観光産業において、冬季のスキーを中心とした入込み客数は平成 4～5 年をピークに減少しています。農林漁業分野においては、より効率的な経営のための施設整備、農地の利用集積や組織化など基盤の強化が望まれています。

また、産業の構造は刻々と変化しており、地域の特性を活かした起業や企業誘致など新たな活力が期待されています。

そこで、新たな産業の育成や拠点整備を視野に入れながら、地域資源を活かし、四季を通じた観光レクリエーション機能の充実を図るとともに、コシヒカリを中心とした特産品のブランド化、新たな商品の開発や販売経路の拡充、新たな産業の誘致や支援など、社会の動きに対応した産業間の連携を強化していく必要があります。

3-6 効率的・効果的な行政運営

成長型から成熟型への社会の転換期を迎え、市政に対する市民のニーズはさらに多様化・複雑化しています。平成 17 年度策定の「南魚沼市財政健全化計画」に示されたとおり、厳しい財政状況のなかで効果的に施策を実現するためには、行政運営のあり方を抜本的に見直し、既存の行政資源の有効活用を図るとともに効率的な行政運営を行うための改革が不可欠です。

市民と行政が一体となってまちづくりを進めるという考えに基づき、組織機構や事業の見直し、民間活力の積極的な活用を進めるなど、行政のスリム化とサービスの向上、また、開かれた行政運営のための徹底した情報公開を進める必要があります。

第 II 編

基本構想

第 1 章 南魚沼市の将来像

第 2 章 政策の大綱

第 3 章 施策の体系

第1章 南魚沼市の将来像

1. 将来像

南魚沼市には豊かな自然や、文化、伝統など先人から受け継いだ貴重な財産とともに、まちを支える多様な人材、地域特性を活かしたさまざまな産業があります。

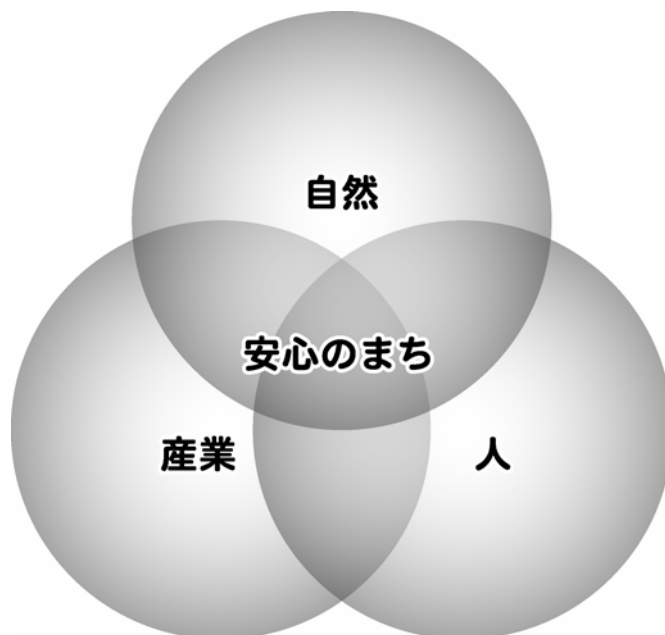
また、南魚沼市の可能性を高め、自立したまちをつくるためには、行政だけでなく、市民一人ひとりがまちの将来に対して自覚と責任をもち、ともに知恵を出し合いながら行動することが必要です。

いわば、南魚沼市を象徴する雪、清流にイメージされる白いキャンバスに、自然・人・産業の連鎖と融和によって、明日をえがくことが求められているといえます。

そこで、市民の誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、南魚沼市の将来像を『自然・人・産業の和で築く 安心のまち』とします。

将来像

自然・人・産業の和で築く 安心のまち



2. 将来像実現のための基本理念

南魚沼市の将来像「自然・人・産業の和で築く安心のまち」を実現するため、四つの柱を基本理念として掲げます。

基本理念①

郷土を愛し、一人ひとりがつくるまち

豊かな自然や文化、伝統に満ちた郷土を愛する市民を育て、市民一人ひとりが主体となって、活力ある自立したまちを目指します。

将来にわたって発展するまちであり続けるために、まちに新風を吹き込む人材の育成を図ります。

基本理念②

人の輪で支えあう安心のまち

身近な地域から、都市間の連携まで、活気ある交流を進めることによって、人と人との支えあう、安心と思いやりのあるまちを目指します。

子どもから高齢者まで安心していきいきと暮らし続けるために、保健・医療・福祉の充実と、生涯にわたって学べる教育環境の整備を図ります。

基本理念③

南魚沼を活かす力強い産業が育つまち

将来にわたってまちを支え、活力をもたらす力強い産業が育ち、生れるまちを目指します。

たくさんの地域資源を基に、豊富な人材と活力で多様な業種を結びつけ、地域に根づいた力強い産業を育てます。また、情報のネットワークを活用し、地域情報の積極的な発信を行うとともに、地域の特性を活かした地域ブランドの創造と販売経路の拡充を図ります。

基本理念④

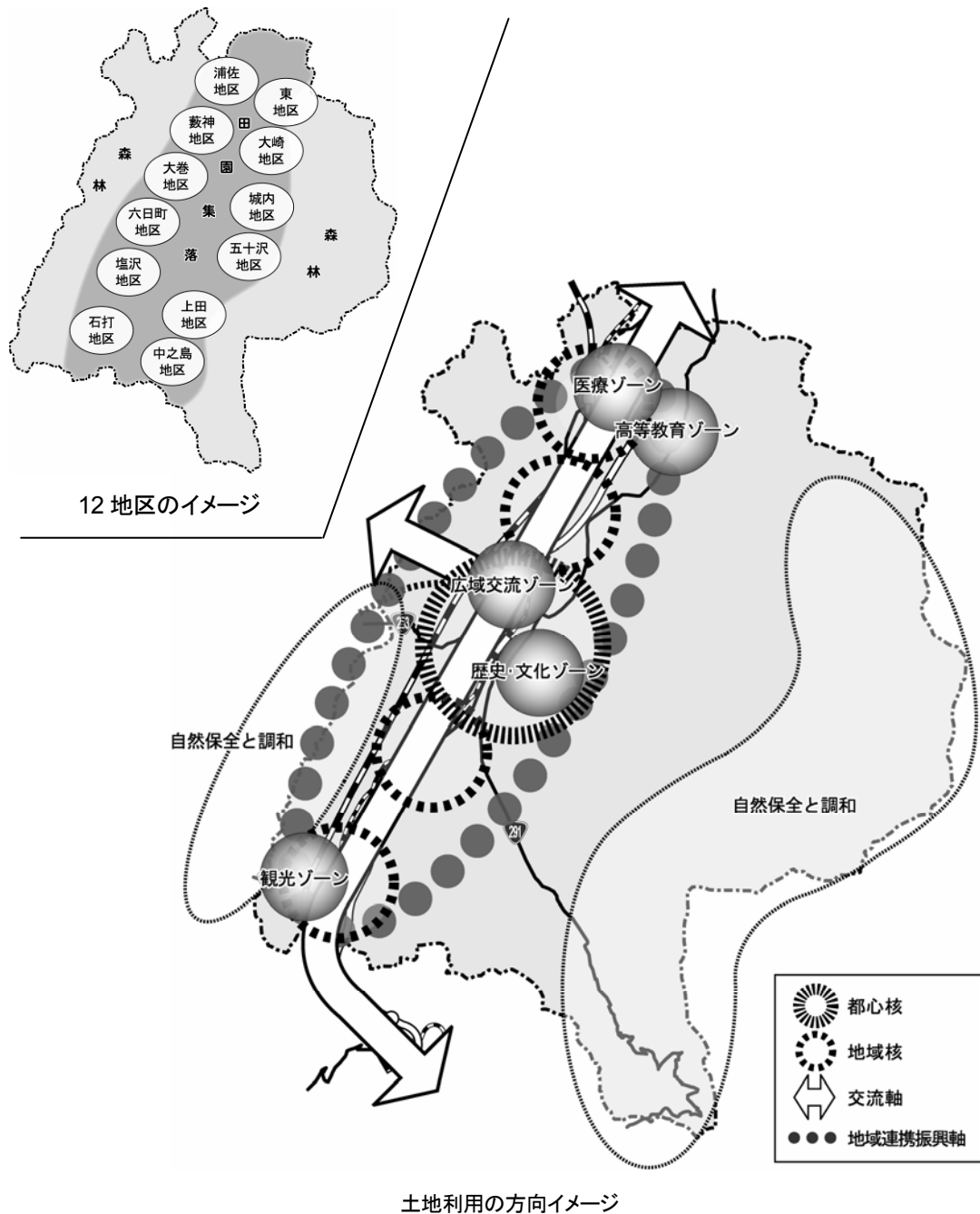
効率的で活力に満ちた行政システムをもつまち

市民と行政の協働、民間活力の導入をより積極的に進め、市民生活に密着した公正で無駄のない行政サービスをこれまで以上に目指します。

市民の声を行政に反映させる仕組みづくりと民間活力の積極的な導入を進め、市民主体のまちづくりの推進を図ります。

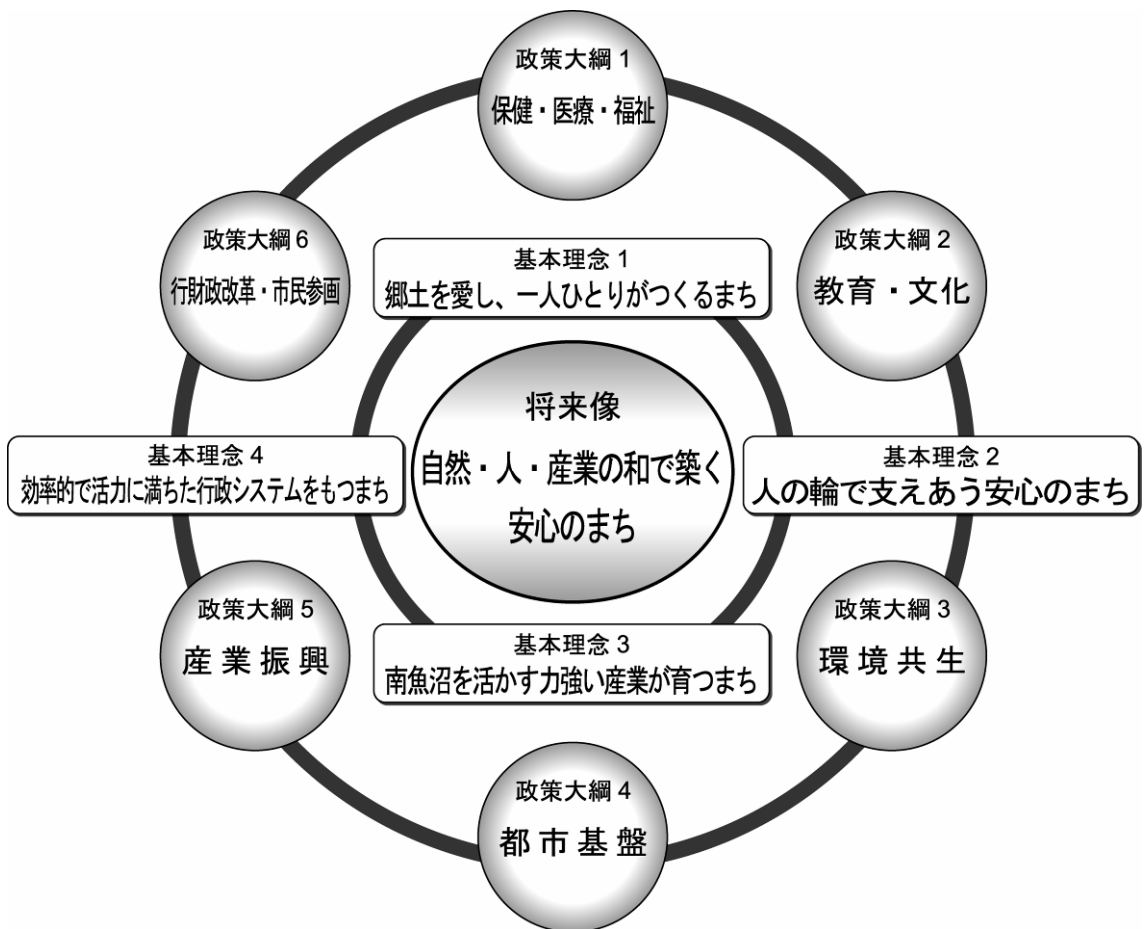
3. 土地利用構想

3地域（大和地域、六日町地域、塩沢地域）の12地区（浦佐、藪神、大崎、東、六日町、五十沢、城内、大巻、塩沢、中之島、石打、上田）それぞれの自然、社会、経済、歴史、文化などの特徴を活かしながら、互いに連携・発展させる形で、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。



第2章 政策の大綱

南魚沼市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえ、迅速かつ着実に対応しながら、南魚沼市の将来像「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」を実現するために、4つの基本理念により、まちづくりの枠組みを6分野の政策大綱（分野別政策）に整理します。6分野の政策大綱ではそれぞれに「まちづくりの目標」を定め、相互に関連しながら進めます。



将来像・基本理念と政策大綱のイメージ

1. 保健・医療・福祉

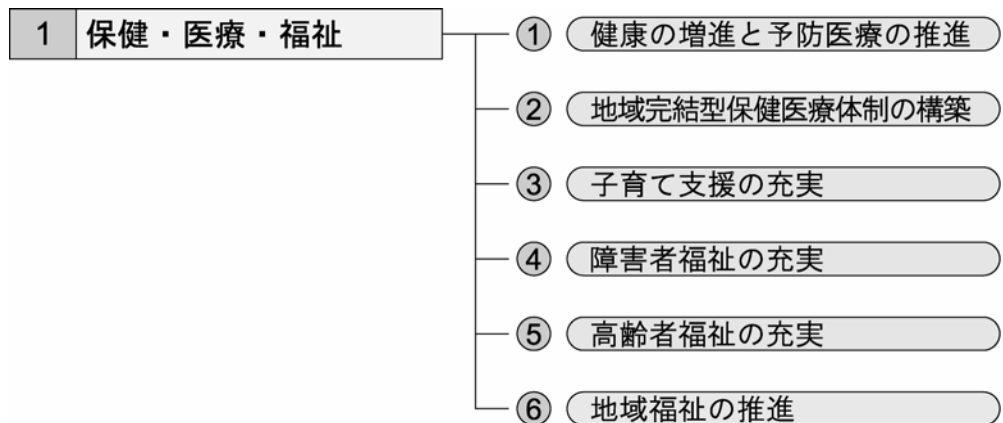
まちづくりの目標

地域ぐるみでつくる健康・支えあう福祉のまち

少子高齢化の進行は、社会システム全体に大きな影響を及ぼすとともに、家族のあり方にも影響を与えることが予想されます。

地域の人と人の輪を基盤として、住み慣れた地域の中で互いに支えあい、健康でいきいきと自立した生活ができる地域社会の形成を図るとともに、子どもを産み、育てやすく、生涯現役で暮らせるまちづくりを推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



2. 教育・文化

まちづくりの目標

学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

「地域の最大の課題はひとづくり」という認識のもと、地域に根ざした文化をはぐくみながら、すべての市民が生涯にわたって自由に学べる学習の機会を拡充します。

家庭、地域、行政が互いに連携して支えあい、社会全体で子どもを育てられる充実した教育環境づくりを推進するとともに、地域の特性を活かした野外・環境教育を推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



3. 環境共生

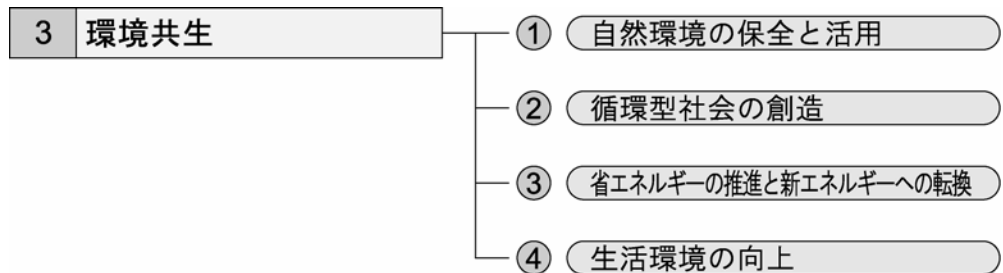
まちづくりの目標

豊かな自然とともに生き、
100年後の子どもたちに引き継いでいくまち

地球規模の共通課題である環境問題への対応には、地域ごとの取組みの継続が欠かせません。南魚沼市の豊かな自然環境を次代に継承するとともに、世界の人々とともに地球環境問題に取り組むため、自然環境の保全と活用を図り、持続可能な循環型社会の構築を推進します。

特に南魚沼市の地域特性を活かした省資源、省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換、活用方策の検討に努めます。また、地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策の検討を推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



4. 都市基盤

まちづくりの目標

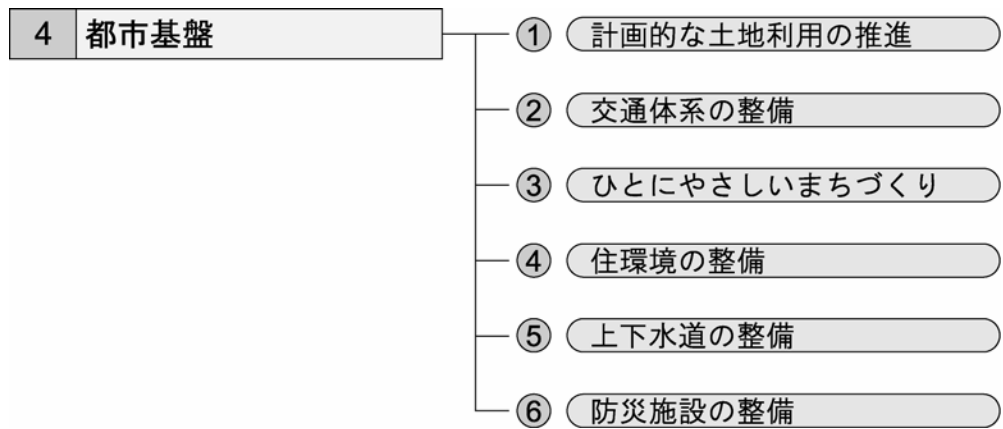
安全・快適でうるおいのある生活ができるまち

環境に配慮し、均衡のとれた安全で快適なまちづくり、市民が等しく利便性や快適性を享受できるまちづくりを目指します。

また、国土利用計画に基づいた適正な土地利用や計画的な市街地形成を推進し、災害や雪に強く、人にやさしい都市基盤整備を図ります。

交通面では、南北方向に比べて整備が遅れている東西方向の強化に重点を置き、各種道路の整備や公共交通網の充実を図り、市域の拡大や高齢化の進展に対応した市街地整備を推進します。特に中越大震災や豪雪被害の経験を活かして、これまで以上に災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



5. 産業振興

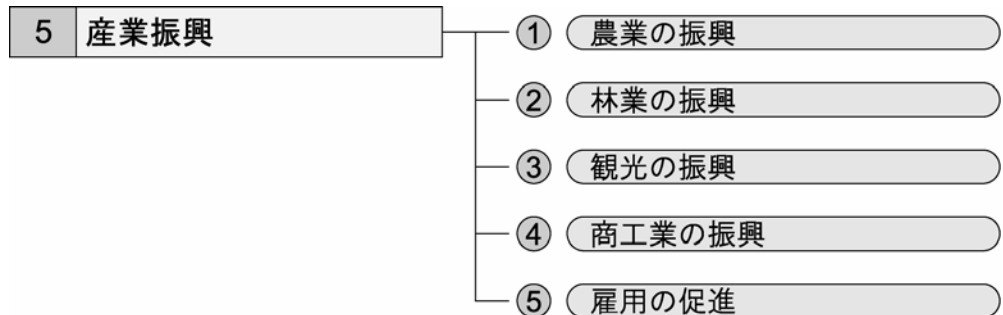
まちづくりの目標

豊かな自然を活かし、自然にやさしく
力強い産業のまち

コシヒカリを核とした農業、環境にやさしい畜産業、豊かな自然と資源を活用した林業・水産業や観光産業、地域発展の重要な位置を占める工業、中心市街地の活性化に取り組む商業など、それぞれの産業を高度に連携させながら、力強い産業のまちを築き、雇用の促進を図ります。

自然環境や住環境、労働環境などに配慮しつつ、高速交通網や情報のネットワークを活用し、地域情報の積極的な発信、地域の特性を活かした地域ブランドの創造と販売経路の拡充を図り、均衡のとれた産業の振興を推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



6. 行財政改革・市民参画

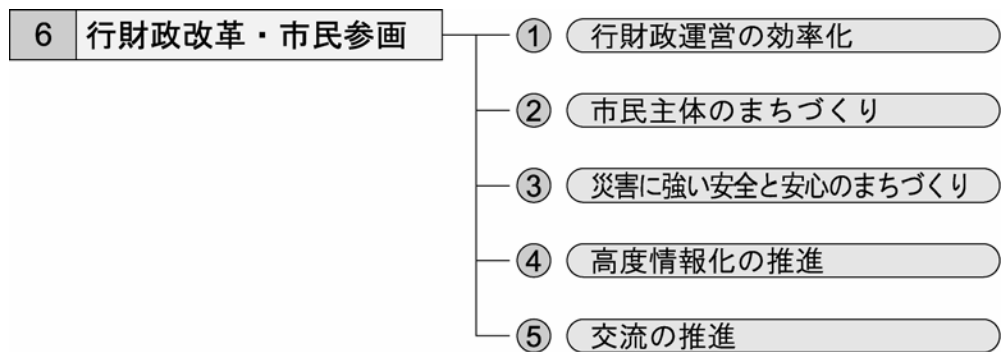
まちづくりの目標

市民と築くあかるい自治のまち

「市民一人ひとりが、まちづくりの主人公であり大きな財産である」という認識のもと、市民主体の自立した活力あるまちづくりを実現するために、市政への市民参加の機会を拡充するとともに、計画段階から市民参加を促す仕組みづくりを構築し、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に応えられる市政運営を推進します。

情報の公開を積極的に推進するとともに、行財政改革、民間活力の導入、地域コミュニケーションの活性化を図り、公正で効率的な行政サービスを推進します。

目標達成のための施策の体系は以下のとおりです。



第3章 施策の体系

1 保健・医療・福祉

① 健康の増進と予防医療の推進

市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすために、市民自らが健康増進に積極的に取り組めるよう、地域ぐるみの環境づくりを推進します。

こころの健康づくり、生活習慣病の予防、疾病の早期発見と対応のための健診体制の充実を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 健康の増進と予防医療のための体制確立
- 健康づくりのための施設整備

② 地域完結型保健医療体制の構築

基幹病院を中心とした、一次（入院治療の必要がない比較的軽症の患者）・二次（手術・入院治療を必要とする重症患者）・三次（二次医療では対応できない高度な処置を必要とする重篤救急患者）医療のネットワークと、保健、福祉との連携によって、地域の生活に根ざした医療を受けられる体制を構築します。

|| 施策の概要 ||

- 地域完結型医療体制の構築
- 地域医療の推進

③ 子育て支援の充実

地域や家庭における子育ての重要性を踏まえ、子どもたちの成長段階に応じた、より良い子育て環境をつくるため、保育施設の設備機能向上や、多様な保育サービスの提供を推進し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正※をうけ、児童虐待等の予防と要保護児童の支援を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 地域における子育て支援
- 保育サービスの拡充
- 要保護児童支援体制の充実

④ 障害者福祉の充実

障害者それぞれの多様なニーズに適切に対応できるサービスの充実を図ります。

在宅で療養しながら、地域で自立した生活を安心して続けることができる体制と、障害者への誤解や偏見のない地域づくりを進めます。

|| 施策の概要 ||

- 障害者支援の推進
- 障害者福祉の計画的推進



※ 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正

従来、児童虐待に係る通告先は、県福祉事務所若しくは児童相談所に限られていたが、法律の改正により、市民にとって最も身近な市が通告先として加えられた（平成17年度より）。

⑤ 高齢者福祉の充実

家庭や健康の状態など、利用者の状況やニーズに対応した在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実に努めるとともに、市民、行政、関係機関が協働して、地域で見守り、支えあう環境づくりに努めます。

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、生涯現役で充実した生活がおくれるよう、生涯学習や世代間交流、就労・就業機会の場の拡充など、豊富な経験や知識を活かした社会参加を支援します。

|| 施策の概要 ||

- 高齢者の技能を活かした生涯現役の支援
- 介護サービスの充実
- 世代間の交流活動の支援推進

⑥ 地域福祉の推進

全ての市民が生涯を安心して暮らせる地域社会を構築するため、地域福祉計画[※]を策定し、児童、障害者、高齢者などをはじめとするすべての市民の、多様化・高度化するニーズに対応できる総合的な福祉サービスの提供を推進します。

保健・医療分野と連携しながら、福祉サービスの充実に努めるとともに、福祉施設の機能を充実し、地域福祉の拠点としての機能向上を図ります。

社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアなどの市民活動団体、地域住民の積極的な参画と相互連携を支援し、福祉サービスを必要とする市民の自立を地域全体で支えあう仕組みづくりを推進します。

|| 施策の概要 ||

- 地域福祉の計画的推進
- 社会福祉団体との連携・支援の推進

※ 地域福祉計画

地域住民に最も身近な行政主体である市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを目的とした計画。

2 教育・文化

① 学校教育の充実

子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図るとともに、いきいきと学校生活がおくれるよう、教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。

教職員の資質と指導力の向上に努め、社会のニーズや変化に的確に対応できる教育の充実を図り、次世代を担う個性豊かな人材を育成します。

いじめ、不登校、家庭内暴力や登下校時の安全確保等複雑かつ深刻な教育課題に積極的に対処し、互いを思いやり、命を大切にする「こころの教育」の充実に努めます。

|| 施策の概要 ||

- 学校教育内容の充実
- 学校教育施設の整備
- 小・中学校教育の連携強化
- 高等教育との連携・交流推進

② 生涯学習の充実

すべての市民が、生涯を通じて主体的な学習活動に取り組めるよう、学習機会や発表の場の充実を図るとともに、活動の拠点となる公民館や博物館・図書館などの生涯学習の整備や機能強化を推進します。また、その成果を地域や社会で活かせる仕組みづくりに取り組むとともに、指導者の確保や育成、主体的に活動する市民団体や公民館サークルなどの育成と活動支援を推進します。

本市の貴重な知的資源である大学等の高等教育機関との交流と連携を進め、学習内容の充実を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 生涯学習機会の充実
- 生涯学習施設の整備

③ 地域・家庭教育の充実

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭・学校・地域社会の連携により、家庭教育の支援や地域における青少年の健全育成活動を促進し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

子どもと保護者が地域の中で触れあい・学べる機会を拡充するとともに、子育てに関する相談体制の整備充実を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 家庭の教育力向上の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 地域に密着した教育の推進

④ 地域文化の振興

市民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。そして、後世に継承するために、担い手となる人材育成を図るとともに、編さんや映像化による記録保存を推進します。

市民主体の文化活動の支援や、拠点となる文化施設の整備、充実、活用を推進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 地域文化の計画的振興
- 地域文化・伝統の継承と推進
- 文化財の保護と活用



⑤ 生涯スポーツの推進

生涯にわたってだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かな生活がおくれるように、地域のスポーツクラブや、主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めるとともに、拠点となる施設の整備を推進します。

地域の豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキーをはじめとするさまざまなスポーツを通じた健康づくりや交流の拡大を図ります。

競技スポーツの振興を目指して、指導者の確保・育成に取り組み、大会の誘致や公認施設の充実を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 生涯を通じて楽しむスポーツの推進
- 生涯スポーツ施設の整備推進

⑥ 野外・環境教育の推進

持続可能な地域社会の担い手を育成するために、子どもから高齢者まで幅広い市民に、野外で直接自然や伝統に触れる体験を提供するとともに、地域や地球環境との望ましい関係について学び、行動への意識を高める機会を充実させます。また、これまで環境教育に取り組んできた、学校教育、社会教育や活動団体、事業者等との連携を支援します。

文部科学省など国の各機関が展開する 2015 年までの「持続可能な開発のための教育の 10 年」[※]の諸施策を積極的に導入し、推進します。

|| 施策の概要 ||

- 野外・環境教育の推進
- 連携活動の支援・促進

※ 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」

持続可能な開発に向けて、教育の担う役割の重要性が、1992 年のリオ・サミットにおいて確認されており、その後の国連持続可能な開発委員会(UNCSD)においてユネスコが中心となって教育のあり方についての検討が続けられてきた。しかし、実際には具体的な取組みは十分とは言えず、その現状と課題については、リオから 5 年後の 1997 年のテサロニキ宣言において確認されている。このような背景の下、日本政府は、2002 年開催のヨハネスブルク・サミットの実施交渉計画で、日本国内の NGO(ヨハネスブルク・サミット提言フォーラム、2003 年 3 月解散)の提言を受け、今後の実施計画文書に「2005 年から始まる『持続可能な開発のための教育の 10 年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。この提案は、各国政府や国際機関の賛同を得て、その後の 12 月に開催された第 57 回国連総会において、「持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する決議案を日本より提出。先進国と途上国の双方を含む 46 ヶ国が共同提案国となり、満場一致で採択された。これにより、今後の環境教育は、この大きな枠組みにおける連携の実践が期待されている。

⑦ 共感と共生のまちづくり

お互いの人権を尊重し、支えあいながら、共に生活する社会の実現を目指し、人権尊重のまちづくりを推進するために、教育や意識啓発の充実を図る「こころのバリアフリー」の推進、人権問題に関するさまざまな相談への迅速かつ的確な対応を、関係機関相互の連携を強化しながら計画的に推進します。

Ⅱ 施策の概要 Ⅱ

- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同のまちづくりの推進



3 環境共生

① 自然環境の保全と活用

地域の豊かな自然環境を次代に引き継ぐとともに、学習・レクリエーションや、やすらぎと潤いのある生活のための活用を計画的に推進します。また、市民主体の保全・活用の取組みを支援します。

新潟県が中心となって推進する『にいがた「緑」の百年物語』^{※1}と連携し、市民主体による緑豊かなふるさとづくりへの取組みを支援します。

|| 施策の概要 ||

- 自然環境の保全と活用

② 循環型社会の創造

「最適生産・最適消費・最小廃棄」を目指して市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となつてごみの減量化と再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。

市として環境マネジメントシステムの導入と活用を推進するとともに、社会経済活動の主体である事業者に対して、国際規格である環境ISO^{※2}や環境省が推進するエコアクション21^{※3}の認証取得を推奨し、環境経営を促します。また、関係機関との連携や市民との協働により、ごみ不法投棄の撲滅を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 循環型社会のための体制の確立
- ごみ減量化とリサイクルの推進

※1 『にいがた「緑」の百年物語』



21世紀の百年をかけて、県民の手で、木を植え、緑を守り育て、22世紀の県民に「緑の遺産」を残そうという運動。各地域の取組みは、県民、ボランティアグループ、企業などからなる地域実践団体を中心となり、企画・立案の段階から、ワークショップなどを行いながら進めるものと位置付けられている。(『にいがた「緑」の百年物語』基本方針より抜粋)

※2 環境 ISO【ISO14001 International Organization for Standardization14001】

環境マネジメントシステム(環境を管理・改善する仕組み)の国際規格(ISO14001 規格)。

※3 エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。ISO14001規格をベースとしている。

③ 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

廃棄物の再資源化を中心とした省エネルギーへの取組みを強力に推進します。

地下熱・雪氷冷熱・太陽光・バイオマス資源など、クリーンな新エネルギーの有効活用を推進するとともに、市民や事業者による理解と活用を促進します。

豊かな自然や風土などの地域特性を活かした省エネルギーの推進と新エネルギーの活用方策について、調査・研究を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 省エネルギーの推進
- 新エネルギーの活用

④ 生活環境の向上

事業者への指導・監督体制の充実を図るとともに、市民に対する啓発普及や指導を行い、公害の発生防止を推進します。特に、ダイオキシン類の排出を抑制するために、焼却炉の運転の適正化に向けての監視や指導、不適切な焼却の禁止を徹底します。

環境の美化などに取り組む市民の主体的な活動を促進するとともに、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての防止を推進します。

地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策について、調査・研究を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 安全な生活環境の向上
- 地盤沈下対策の維持・強化



4 都市基盤

① 計画的な土地利用の推進

市民の理解と協力により、豊かな自然環境の保全活用と計画的な市街地の形成を推進します。特に市街地の形成については、適正な土地利用を推進し、秩序ある快適な都市環境の形成を図るとともに、災害や雪に強くひとにやさしい都市基盤整備を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 都市計画の推進
- 都市公園の活用と充実
- まちなみ景観の形成

② 交通体系の整備

南北方向に比べて整備が遅れている東西方向の広域的な交通基盤強化に重点をおき、上越魚沼地域振興快速道路などの各種道路の整備や公共交通網の充実を推進します。

南北方向の交通についても、関越自動車道や上越新幹線などの高速交通体系のさらなる整備・充実を図るとともに、災害などの不測の事態が発生した場合に備え、安全に避難できる迂回路の整備など、基幹道路の代替性を確保し、災害に強い道路ネットワークの整備を図ります。

高齢社会に対応できる交通システムの整備、すべてのひとに安全で快適な生活道路空間づくりを推進し、地元住民と十分な合意形成を図りながら、効率的で円滑な事業の推進に努めます。

|| 施策の概要 ||

- 円滑な道路網の整備
- 公共交通体系の整備

※ 交通バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日施行）。市町村は、この法律に基づいて一定規模以上の駅等の旅客施設を中心とした地区を対象として、道路管理者等の関係事業者の協力のもと、旅客施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための、地域に即した基本構想を作成することができる。

③ ひとにやさしいまちづくり

幹線道路や生活道路など、道路の種別や交通量、周辺の状況や交通事故の発生要因などの諸条件に応じた適切な歩道の設置、拡幅、交通安全施設の整備をさらに推進するとともに、交通バリアフリー法※に基づき、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる、ひとにやさしい道づくりの整備と維持管理を推進します。

積雪時の歩行者の安全を確保するために、除雪活動を地域住民と協力して推進するとともに、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設、道路防災施設の計画的な改修・整備と維持を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 安心の歩道整備
- 交通安全機能の強化
- 災害や雪に強い道づくり

④ 住環境の整備

民間活力の活用を促進しながら、良質な住環境の整備と供給を計画的に推進し、安心して快適に暮らせる住環境づくりと定住人口の増加を図ります。

既存の公営住宅についても、耐震性や耐火性、克雪、省エネルギー、バリアフリーなどの諸機能を強化し、建替えや増改築を含めた効果的かつ効率的な対応を図ります。一般住宅についても、これらの諸機能の強化・充実の支援を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 住みやすい住環境の提供
- 雪への対処機能強化



⑤ 上下水道の整備

良質な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理を推進します。

地域の実情に応じた汚水処理を行い、生活排水の適正処理と施設や設備の維持管理を計画的に推進するとともに、下水道が整備された地域については、接続の啓発・指導を強化します。

災害時における安定した飲料水の供給と衛生環境の維持、さらに速やかな復旧の確立を図るための体制づくりを推進します。

|| 施策の概要 ||

- 安全・安心な上水道の供給
- 環境に配慮した汚水処理

⑥ 防災施設の整備

自然災害から市民の生命や財産を守るため、自然環境の保全を図りながら、治水・治山事業を推進します。

避難場所の整備や耐震・耐火・耐水・克雪などの機能強化を図るとともに、道路や公園など緊急時に避難場所として利用できる新たなオープンスペースの確保に努めます。

市民一人ひとりの防災意識の高揚、災害時の対応知識や避難場所の周知などを図ります。

|| 施策の概要 ||

- 水害防止整備の推進
- 砂防整備の推進
- 防災公園や避難所の整備推進



5 産業振興

① 農業の振興

コシヒカリを核として、農業基盤の整備、農地の利用集積や組織化を進めるとともに、次代の農業を担う人材の育成を進め、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。

地域特性を活かした個性ある農畜産物や水産物の生産・開発・流通などを支援し、天候に影響されにくいバランスのとれた農業・畜産業・水産業の確立を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 個性ある農産物の開発と流通の支援
- 環境保全型農業の推進
- 農業の担い手育成支援
- 農業基盤の整備
- 畜産業の支援
- 水産業の支援
- 食の安全の推進

② 林業の振興

森林組合等と連携し、植林や間伐など継続的な造林保育に取り組むとともに、森林の保全管理や木材生産の効率化のために林道整備や治山事業を推進し、良質木材を将来にわたって生産できる活力ある林業の振興を図ります。

貴重な天然林の保護・育成を推進するとともに、豊かな自然環境の、市民の憩いや交流の場、グリーンツーリズムなどの観光レクリエーションの場としての活用を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 地域森林資源の活用
- 林地の保全・林業基盤の整備
- 治山事業の推進

③ 観光の振興

観光客の多様なニーズに対応し、四季を通じた個性的で魅力ある観光振興のための施策を計画的に推進します。

周辺地域と連携し、新たな資源の発掘・開発を含めて、地域に散在する魅力ある観光資源を有機的に結び、広域的視点による観光振興を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 観光振興の計画的推進
- スキーなどスポーツ観光の推進
- 地域特性を活かした四季観光の推進
- 体験・交流観光の推進
- 利雪・遊雪観光の推進
- 国際観光の推進
- 観光施設や情報の機能向上

④ 商工業の振興

地域の産業資源や高速交通網を活用した地域経済の発展を計画的に推進します。

工業については、既存産業の活性化や工業団地の再整備、職業能力開発施設機能の充実等、産業を支える人材の育成を図るとともに、新規事業の創出や進出を積極的に支援します。

商業については、商業活動や商店街の活性化とそれを支える都市基盤整備を推進するとともに、居住、交流、商業の総合的な視点に立って、まちの顔である中心市街地の機能集積と活性化を推進します。

|| 施策の概要 ||

- 産業振興の計画的な推進
- 産業の育成支援
- 中心市街地の活性化
- 地域特産商品の開発推進

⑤ 雇用の促進

市内への企業の立地や起業・創業を促進し、産業振興と雇用の増大を図るとともに、求人情報の把握と効果的な提供に取り組みます。

次代を担う若者をはじめとする就業希望者の雇用安定化を図り、生涯を安心して過ごせる地域づくりを目指します。

Ⅱ 施策の概要 Ⅱ

- 雇用の安定化
- 起業・創業の支援



6 行財政改革・市民参画

① 行財政運営の効率化

行財政改革大綱を策定し、地方分権社会にふさわしい行財政改革の推進を図るとともに、組織機構の再編や職員の資質向上、行政事務の効率化・高度化を推進し、行政の質の向上を図ります。

民間諸力との積極的な協働を図り、効率的な行財政運営を推進します。

行財政運営の状況に応じて庁舎方式の再編や見直しを検討します。

|| 施策の概要 ||

- 行財政改革の推進
- 行政評価の活用
- 財政の健全化
- 職員の資質向上
- 民間活力との協働

② 市民主体のまちづくり

市民主体のまちづくりを積極的に推進する体制づくりを図ります。自治組織をはじめとするコミュニティの活性化、主導的役割を担う NPO やボランティア組織などの活動への支援を通して地域住民の主体的活動を促進します。

|| 施策の概要 ||

- 市民によるまちづくりのための体制確保
- コミュニティ活動の充実
- ボランティア活動の支援

③ 災害に強い安全と安心のまちづくり

市民の生命と財産を災害や犯罪から守ることを最優先し、災害や犯罪の未然防止と災害発生時の被害の最小化のための体制強化を図ります。

災害時に市民と行政が迅速かつ正確な情報を共有し、的確な対応がとれるよう、緊急時の情報連絡体制の強化を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 防災体制の強化
- 防犯・消防救急体制の強化

④ 高度情報化の推進

情報通信技術を活用して行政事務の高度化・効率化を積極的に推進し、行政サービスの向上を図ります。

情報通信の地理的制約や利用機会の格差を是正し、活力ある地域社会の形成を図るため、情報通信基盤整備を推進します。

中越大震災の教訓を活かし、災害時や緊急時の情報伝達機能の向上を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 地域情報サービスの充実
- 情報の公開と個人情報保護
- 情報通信基盤の整備

⑤ 交流の推進

住みよい地域社会の進展のため、幅広い世代の相互交流によって地域コミュニティの維持や活性化を促進するとともに、市民主体の交流活動の支援を推進します。

高速交通網や情報通信網を活用し、近隣都市との広域的連携や国内の友好都市など他地域との交流を推進します。

国際大学や海外の姉妹都市との交流・連携をさらに推進し、国際交流都市への発展と国際化に対応できる人材の育成を図ります。

|| 施策の概要 ||

- 地域間交流の支援
- 都市間連携の推進
- 国際交流の推進

第 III 編

基本計画

第 1 章 保健・医療・福祉

第 2 章 教育・文化

第 3 章 環境共生

第 4 章 都市基盤

第 5 章 産業振興

第 6 章 行財政改革・市民参画

第 1 章

保健・医療・福祉

地域ぐるみでつくる健康・支えあう福祉のまち

- 1. 健康の増進と予防医療の推進
- 2. 地域完結型保健医療体制の構築
- 3. 子育て支援の充実
- 4. 障害者福祉の充実
- 5. 高齢者福祉の充実
- 6. 地域福祉の推進

1. 健康の増進と予防医療の推進

現状と課題

少子高齢化とともに、生活や労働スタイルの多様化が進み、食生活や居住環境の変化、心身へのストレスなどによる生活習慣病や慢性疾患、精神疾患などが増加しています。地域で健康の増進に取り組むためには、関係機関や専門家だけでなく、市民一人ひとりが生活の改善やこころの健康づくりを進めるとともに、予防医療を推進する必要があります。

基本方針

市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすために、市民自らが健康増進に積極的に取り組めるよう、地域ぐるみの環境づくりを推進します。

こころの健康づくり、生活習慣病の予防、疾病の早期発見と対応のための健診体制の充実を図ります。

施策の概要

● 健康の増進と予防医療のための体制確立

健康増進計画を策定し、市民への適切な情報提供と、市民が自ら取り組む健康増進、予防医療を推進します。

● 健康づくりのための施設整備

「南魚沼市健康の杜構想（仮称）」を策定し、市民一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組めるよう、既存施設の利活用や今後の機能整備を推進します。

主要な事業

■ 健康増進計画の策定と推進

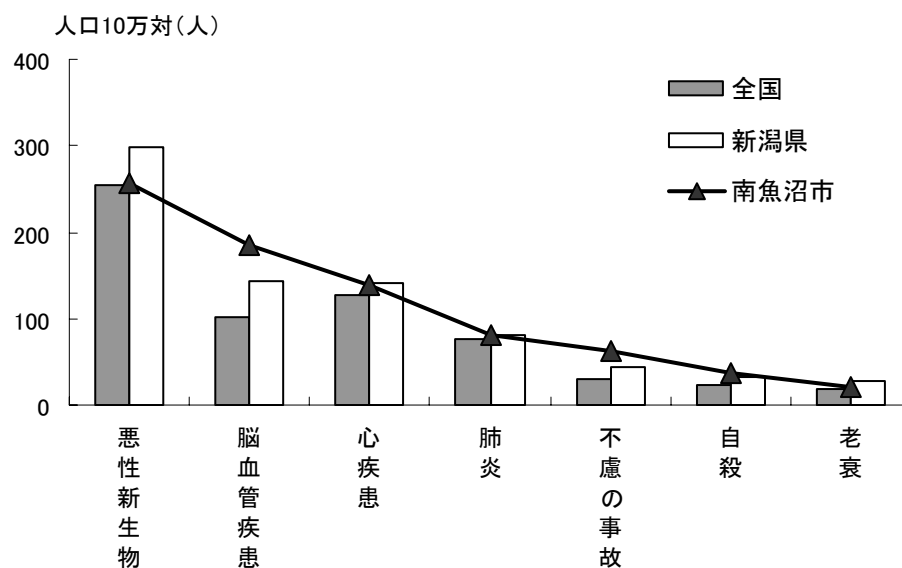
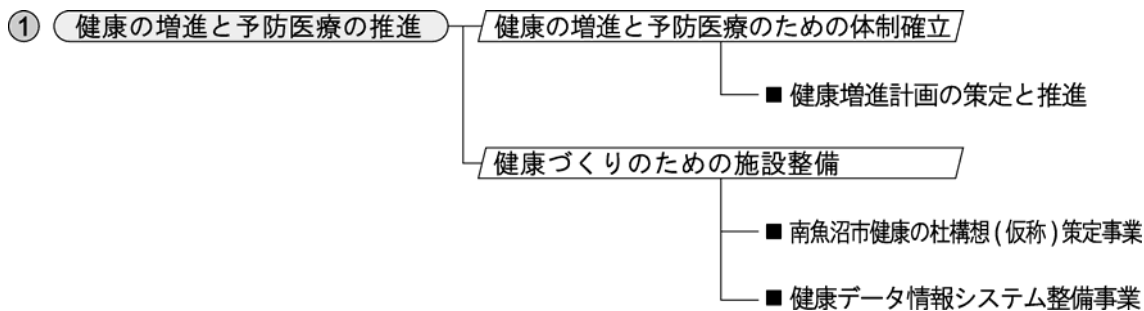
市民が主体となる健康づくりのための取組みを、総合的かつ実践的に行うために「南魚沼市健康増進計画」を策定し、地域全体の健康増進を計画的に推進します。

■ 南魚沼市健康の杜構想（仮称）策定事業

保健・医療・福祉サービスの有機的な連携体制の整備充実を目的とした旧大和町の「ゆきぐに健康の杜構想」を基本理念として「南魚沼市健康の杜構想（仮称）」を策定します。

■ 健康データ情報システム整備事業

市民の保健・医療・福祉に関するさまざまなデータを「健康データバンク」として一元管理し、プライバシーに配慮しつつ市民サービスの向上を図ります。



平成16年死因別死亡率の比較(南魚沼市・新潟県・全国)



「筋力づくり教室」の様子(働く婦人の家)

2. 地域完結型保健医療体制の構築

現状と課題

地域で安心して暮らし続けるためには、必要に応じた適切な医療が地域で受けられる体制が必要です。現在、市内には、ゆきぐに大和病院、城内病院の市立病院と、県立六日町病院、市立中之島診療所があります。また、民間の2つの病院と20の診療所があります。

基本方針

基幹病院を中心とした、一次（入院治療の必要がない比較的軽症の患者）・二次（手術・入院治療を必要とする重症患者）・三次（二次医療では対応できない高度な処置を必要とする重篤救急患者）医療のネットワークと、保健、福祉との連携によって、地域の生活に根ざした医療を受けられる体制を構築します。

施策の概要

● 地域完結型医療体制の構築

基幹病院を中心とした医療ネットワークによって、だれもが安心して生活できる、地域で完結した質の高い、効率的な医療体制を構築します。

● 地域医療の推進

保健・医療・福祉の連携をさらに強化、拡大し、市民の生活に根ざした地域医療を推進します。

主要な事業

■ 南魚沼市健康の杜構想（仮称）策定事業（再掲）

保健・医療・福祉サービスの有機的な連携体制の整備充実を目的とした旧大和町の「ゆきぐに健康の杜構想」を基本理念として「南魚沼市健康の杜構想（仮称）」を策定します。

■ 総合的医療体制整備事業

高度救急医療が提供できる基幹病院を中核とした一次医療、二次医療、三次医療の供給体制整備を推進します。

■ 総合保健福祉センター整備事業

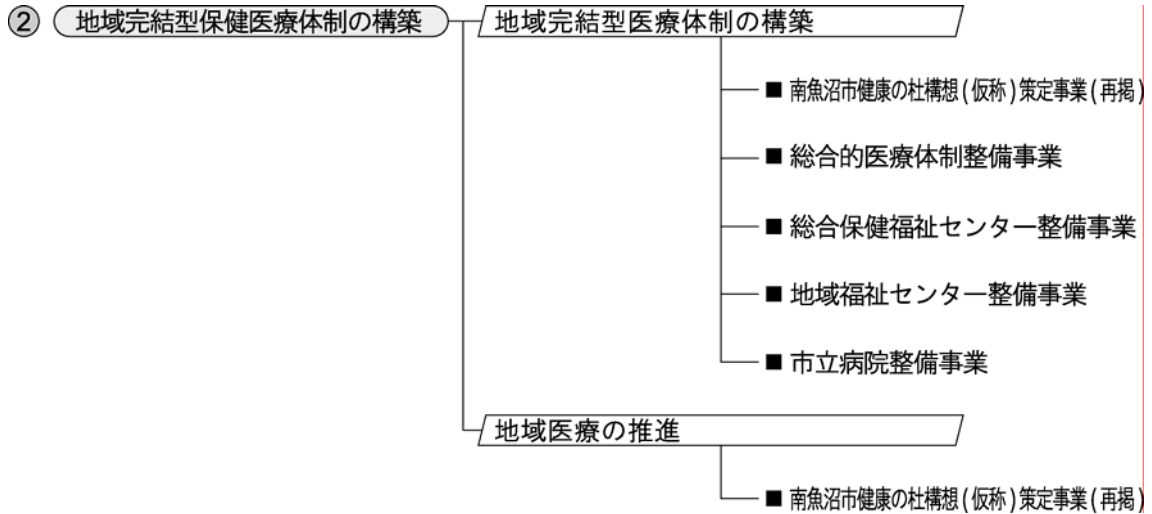
市民にとって利便性の高い保健福祉サービスを提供するため、保健・医療・福祉の機能を統括し、各地域福祉センターの核となる総合保健福祉センターを整備します。

■ 地域福祉センター整備事業

既存施設の利活用を含め、各地域の福祉センター整備を検討し、身近な保健福祉体制の構築を推進します。

■ 市立病院整備事業

良質な医療環境を提供するため、老朽化が著しいゆきぐに大和病院、城内病院の改築を検討します。



市立ゆきぐに大和病院

市内の公立病院等の概要

市立ゆきぐに大和病院	【診療科目】内科・循環器科・呼吸器科・腎臓科・外科・胃腸科・肛門科・小児科・整形外科・リウマチ科・形成外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・精神科・皮膚科・神経内科・泌尿器科・麻酔科・リハビリ科・放射線科・歯科・小児歯科・矯正歯科・口腔外科・和漢診療科・鍼灸・人工透析 【許可病床数】一般病床 161 床、療養病床 38 床
市立城内病院	【診療科目】内科・皮膚科・各種健診 【許可病床数】一般病床 21 床、介護療養病床 4 床
県立六日町病院	【診療科目】内科・神経内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・産婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科・麻酔科・歯科口腔外科 【許可病床数】一般病床 199 床
市立中之島診療所	【診療科目】内科・外科・小児科・皮膚科 【許可病床数】なし

(平成 18 年 3 月現在)

3. 子育て支援の充実

現状と課題

南魚沼市では平成7年をピークに、年々人口が減少し、平成30年頃には6万人を下回ると推計されています。また、0歳～14歳の年少人口も年々減少しており、少子化が進行しています。現在、市には27の保育園（市立25・私立2）があり、平成12年～17年では待機児童はいません。保育園では通常保育に加え、延長保育、一時保育、乳児保育、障害児保育、地域子育て支援センター^{*1}のサービスが行われていますが、休日保育、病後児保育は実施されていません。幼稚園は市立1園、私立2園で、園児数は減少傾向にあります。9箇所にある学童クラブの利用児童数は増加傾向にあります。今後、保育サービスへの需要の多様化が考えられ、子育て環境の充実のためにも、施設やサービスの一層の充実が必要です。

基本方針

地域や家庭における子育ての重要性を踏まえ、子どもたちの成長段階に応じた、より良い子育て環境をつくるため、保育施設の設備機能向上や、多様な保育サービスの提供を推進し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正^{**2}をうけ、児童虐待等の予防と要保護児童の支援を推進します。

施策の概要

● 地域における子育て支援

「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう のまちづくり」をテーマとする南魚沼市次世代育成支援行動計画に基づき、地域ぐるみの子育て機能の再生を図り、地域で子どもを「産み」「育て」やすい環境整備を計画的に推進します。

● 保育サービスの拡充

安心して子育てできる環境づくりのため、市民の多様なニーズに対応したきめ細やかな保育サービスの充実を図ります。また、就学前児童だけでなく、学童保育サービスの充実も図ります。

● 要保護児童支援体制の充実

家庭での子育てを支援する相談窓口を中心として、要保護児童支援のネットワーク構築を推進します。

主要な事業

■ 相談窓口整備事業

家庭児童相談窓口を設置し、県の児童相談所と連携しながら相談対応の充実を図ります。

■ 子育て支援事業（地域子育て支援センター事業）

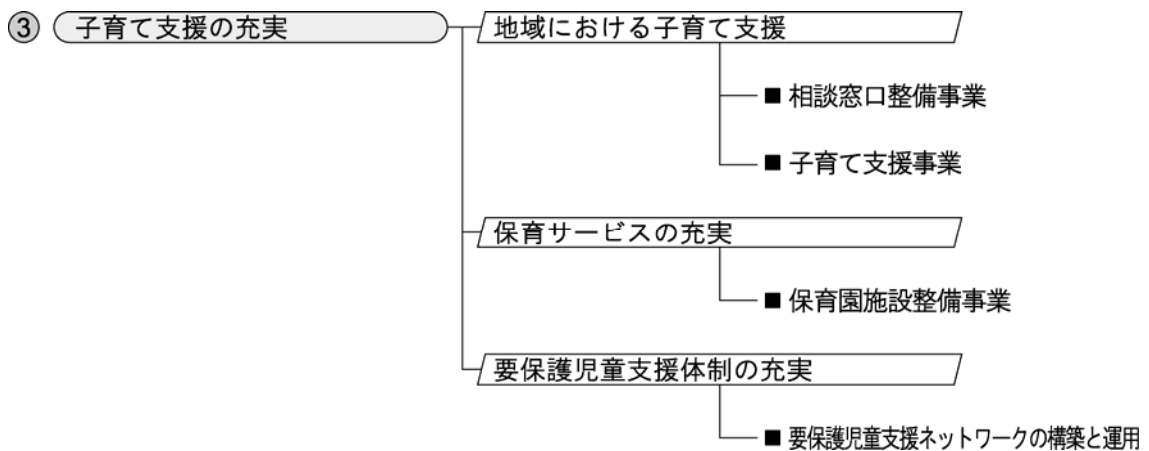
在宅の乳幼児や親子を対象に、子ども同士のふれあいや、遊びの場を提供し、子育て相談や情報提供、サークルの育成など、子育て支援を総合的に行う場の充実を図り、施設の整備を推進します。

■ 保育園施設整備事業

保育へのニーズに対応し、質の高い安全で衛生的な保育環境をつくるために、施設の整備と改修を計画的に推進します。

■ 要保護児童支援ネットワークの構築と運用

地域における児童虐待の防止や相談体制の確立、問題の早期発見と解決などを目的とした「児童虐待防止ネットワーク」を基本に、より総合的な対応が可能なネットワークを、子育ての関係者、保健所、警察署を含めた連絡、連携体制で構築し、運用を図ります。



子育てサークルの活動
(子育てサークル「すくすくフレンド」)

市内各保育園で利用可能な保育サービス

区分	園数	延長保育	休日保育	障害児保育	病後児保育	一時保育	地域子育て支援センター
市立	25	11	0	24	0	3	4
私立	2	2	0	2	0	1	1

(2005年12月現在)

【資料：南魚沼市子育て支援課】

※1 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等の育児についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭への育児支援を行う機能。

※2 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正

従来、児童虐待に係る通告先は、県福祉事務所若しくは児童相談所に限られていたが、法律の改正により、市民にとって最も身近な市が通告先として加えられた（平成17年度より）。

4. 障害者福祉の充実

現状と課題

南魚沼市には5つの障害者施設があり、約100人の障害者が利用しています。本市で暮らす障害者は約2,500人で、年々増加傾向にあります。また、そのうち、約95%は在宅で療養しています（平成17年11月）。

障害者それぞれが必要とする介護、介助を適切に受けられる体制をつくとともに、在宅で療養しながら、地域で自立した生活を安心して続けることができる体制を確立することが今後の大きな課題です。また、そのために社会、経済、文化など多くの分野での社会参加を促し、就労・就業の場を拡充することが必要です。

基本方針

障害者それぞれの多様なニーズに適切に対応できるサービスの充実を図ります。在宅で療養しながら、地域で自立した生活を安心して続けることができる体制と、障害者への誤解や偏見のない地域づくりを進めます。

施策の概要

● 障害者支援の推進

ノーマライゼーション[※]の理念に基づき、障害者が地域でいきいきと生活できるよう、生活・職業訓練などさまざまな支援の拡充と推進を図ります。

● 障害者福祉の計画的推進

障害者福祉計画を策定し、障害者福祉を計画的に推進します。

主要な事業

■ 障害者支援センター整備事業

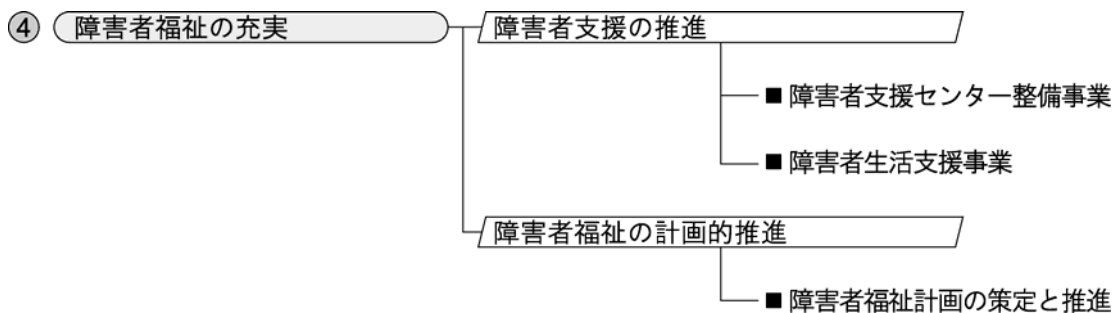
障害者福祉サービスの総合的な支援窓口として、障害者支援センターを整備するとともに、サービスの均衡を図るため、各地域に支所的機能が果たせる体制を整備します。

■ 障害者生活支援事業

創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。

■ 障害者福祉計画の策定と推進

障害者福祉の総合的な向上を計画的に行うために障害者福祉計画を策定し、地域で共に生き、働き、交流する地域づくりを推進します。



子ども体験事業（車イス体験）



障害者週間記念事業（作品の展示と即売）

※ ノーマライゼーション【normalization】

社会において、高齢者、身体障害者、知的障害者等を特別な存在とするのではなく、健常者とともに助け合いながら、普通の生活を送ることができる社会こそ正常な社会であるという考え方。

5. 高齢者福祉の充実

現状と課題

南魚沼市の65歳以上の人口は増加傾向にあり、現在、全人口の24%以上を占めています（平成17年11月）。平成37年には全人口の30%以上を占めることが推計されており、今後さらに高齢化が進むことが予測されます。

高齢化の進行に伴い、高齢者福祉の必要性がさらに増すと考えられます。それぞれのニーズに対応した介護・介助サービスを適切に提供する体制をつくとともに、介護が必要な状態になることを防ぎ、生きがいを持って、住みなれた地域で元気に暮らし続けられるよう、取組みを進めることが課題です。

そのためには、要介護にならない、要介護になった場合にも、寝たきりにならないための生活支援が必要です。また、地域の中でいきいきと働き続けられる環境づくりが必要です。

基本方針

家庭や健康の状態など、利用者の状況やニーズに対応した在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実に努めるとともに、市民、行政、関係機関が協働して、地域で見守り、支えあう環境づくりに努めます。

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続け、生涯現役で充実した生活がおくれるよう、生涯学習や世代間交流、就労・就業機会の場の拡充など、豊富な経験や知識を活かした社会参加を支援します。

施策の概要

● 高齢者の技能を活かした生涯現役の支援

高齢者が自らの経験や技能を活かし、生涯現役で社会参加ができるよう支援を推進します。

● 介護サービスの充実

利用者のニーズや介護技術の進歩を的確に捉え、介護サービスの充実と自立支援の体制強化を推進します。

● 世代間の交流活動の支援推進

高齢者が地域でいきいきと暮らし、こころとからだの健康を維持できるよう、世代間の交流活動支援を推進します。また、異なる世代の活発な交流によって、それぞれの世代が抱える問題や課題を一緒になって解決できる体制整備を図ります。

主要な事業

■ シルバー人材センターの活用

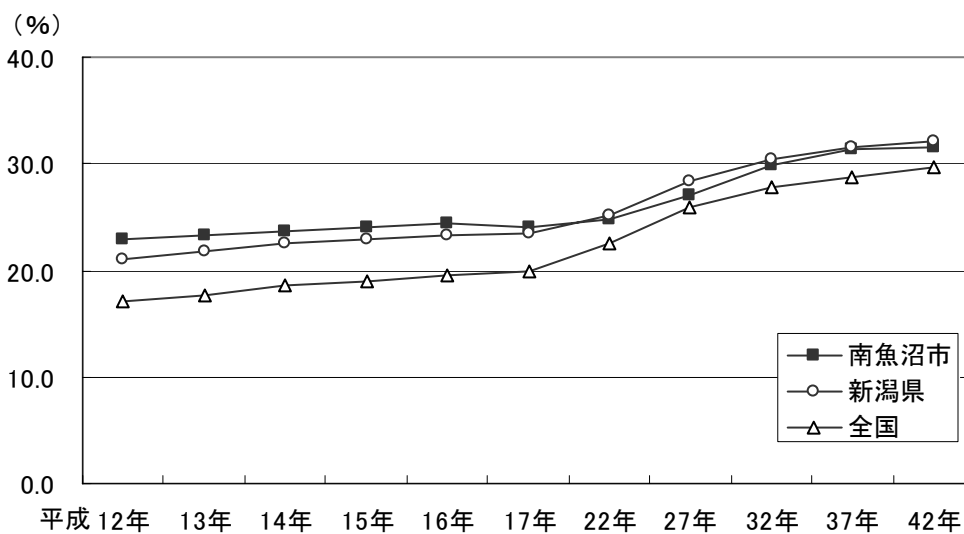
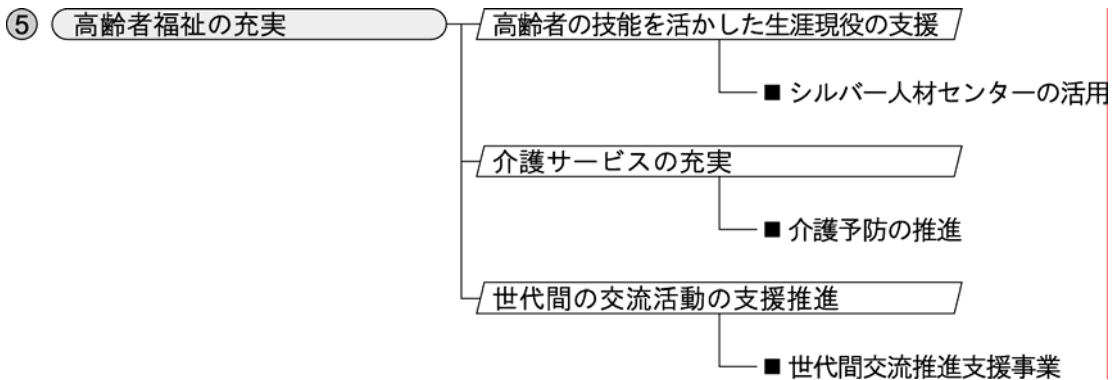
高齢者が自らの経験や技能を活かし、生涯現役で充実した生活を送れるよう、南魚沼シルバー人材センターの活動を支援します。

■ 介護予防の推進

市内3ヶ所の地域包括支援センターを中心に、介護予防等の地域支援事業を推進します。

■ 世代間交流推進支援事業

ふれあいサロン等の高齢者支援と子育て支援活動により、市内の地区集会所の相互利用を図りながら世代間交流を推進します。



高齢化率の推移（南魚沼市・新潟県・全国）

【H16年まで国勢調査・H17以降は推計値】

6. 地域福祉の推進

現状と課題

住み慣れた地域で生涯を安心して暮らし続けるためには、地域住民相互の日常のつながりが重要な役割を果たします。しかし、少子高齢化の進展や、都市化の進行などにより、地域社会への関心や連帯感の希薄化が危惧されています。

南魚沼市では、社会福祉協議会をはじめとして、さまざまな市民や福祉団体が主体となり、地域福祉活動に取り組んでいます。

今後はこれらの市民や福祉団体の支援、行政とのパートナーシップを強化し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

基本方針

全ての市民が生涯を安心して暮らせる地域社会を構築するため、地域福祉計画※を策定し、児童、障害者、高齢者などをはじめとするすべての市民の、多様化・高度化するニーズに対応できる総合的な福祉サービスの提供を推進します。

保健・医療分野と連携しながら、福祉サービスの充実を図るとともに、福祉施設の機能を充実し、地域福祉の拠点としての機能向上を図ります。

社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアなどの市民活動団体、地域住民の積極的な参画と相互連携を支援し、福祉サービスを必要とする市民の自立を地域全体で支えあう仕組みづくりを推進します。

施策の概要

● 地域福祉の計画的推進

地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。

● 社会福祉団体との連携・支援の推進

地域福祉の充実を図るため、社会福祉団体との連携と支援を推進します。

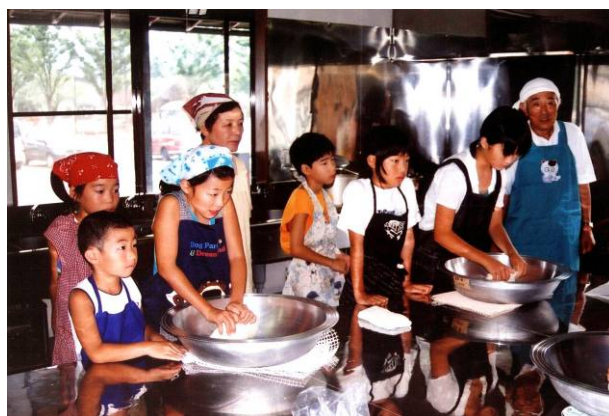
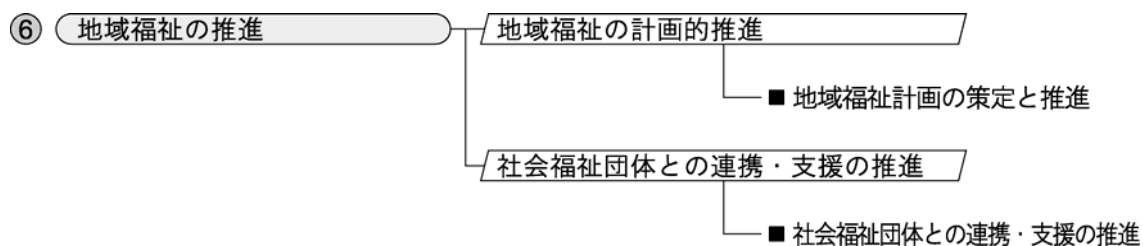
主要な事業

■ 地域福祉計画の策定と推進

だれもがいきいきと地域で暮らし続けるために、互いに助けあい、支えあう、すべての市民を対象とした多様な福祉を、市民、事業者、行政が一体となって支える地域づくりのために地域福祉計画を策定し、その推進を図ります。

■ 地域福祉団体との連携・支援の推進

社会福祉協議会、シルバー人材センター、民生・児童委員、老人クラブ等の各種団体と連携し、地域福祉の推進に努めます。



民生児童委員の活動（子ども体験事業）


※ 地域福祉計画

地域住民に最も身近な行政主体である市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを目的とした計画。

第2章

教育・文化

学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち

- 
1. 学校教育の充実
 2. 生涯学習の充実
 3. 地域・家庭教育の充実
 4. 地域文化の振興
 5. 生涯スポーツの推進
 6. 野外・環境教育の推進
 7. 共感と共生のまちづくり

1. 学校教育の充実

現状と課題

少子化の急速な進行や、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、一人ひとりの個性を重視し、自ら学び、考え、行動できる能力の育成が学校教育に求められています。また、国際化や情報化など、時代の変化に対応した教育を推進する必要があります。

南魚沼市には、4つの県立高校や、医療系専門学校である北里大学保健衛生専門学院、大学院大学である国際大学など、特色ある高等教育機関があり、基礎的学習から高度な教育まで、充実した教育が受けられる環境整備に取り組んでいます。

基本方針

子どもたち一人ひとりが自ら学び、考え、行動できる能力の向上を図るとともに、いきいきと学校生活がおくれるよう、教育環境の整備・充実を図り、心豊かでたくましい児童・生徒を育成します。

教職員の資質と指導力の向上に努め、社会のニーズや変化に的確に対応できる教育の充実を図り、次世代を担う個性豊かな人材を育成します。

いじめ、不登校、家庭内暴力や登下校時の安全確保等複雑かつ深刻な教育課題に積極的に対処し、互いを思いやり、命を大切にする「こころの教育」の充実に努めます。

施策の概要

● 学校教育内容の充実

子どもたちをとり巻く環境の変化に対応しながら、学力と生活力を向上させる学校教育を充実させます。また、地域の特性を活かし、地域住民と連携しながら、たくましい子どもたちの育成に努めます。

● 学校教育施設の整備

子どもたちがいきいきと安全に学習に励めるよう、児童・生徒数の動向を捉えながら、災害に強く、安全な教育施設の計画的、効果的な改築・改修を進めます。

● 小・中学校教育の連携強化

子どもたちが、より充実した学習ができ、楽しい生活がおくれるよう、小・中学校間の相互連携を一層促進し、継続性・接続性の円滑化を図ります。

● 高等教育との連携・交流支援

地域の高等教育機関と連携した学習機会や、文化交流などの取組みを推進します。

主要な事業

■ 特色ある学校づくり推進事業

学校が、主体的かつ自立的な運営によって行う地域に根ざした特色ある教育を支援します。

■ 特別支援教育事業

地域と連携した特別支援事業（障害児への支援事業）の充実を図るために、介助員の充実、教育支援ボランティア制度の充実を推進します。

■ 教員の資質向上

教職員の資質と指導力の向上をめざし、学習指導センターのさらなる充実を図ります。また、県内外の先進校への視察や研修会への参加に対する助成を実施します。

■ 老朽施設改築事業

施設の状態を調査し、老朽化した学校施設・設備の改修を行います。

■ 老朽施設大規模改修事業

新耐震基準以前の基準で整備された建物について、耐震診断を早急に実施し地震災害に強い施設整備を推進します。

■ 幼稚園施設整備事業

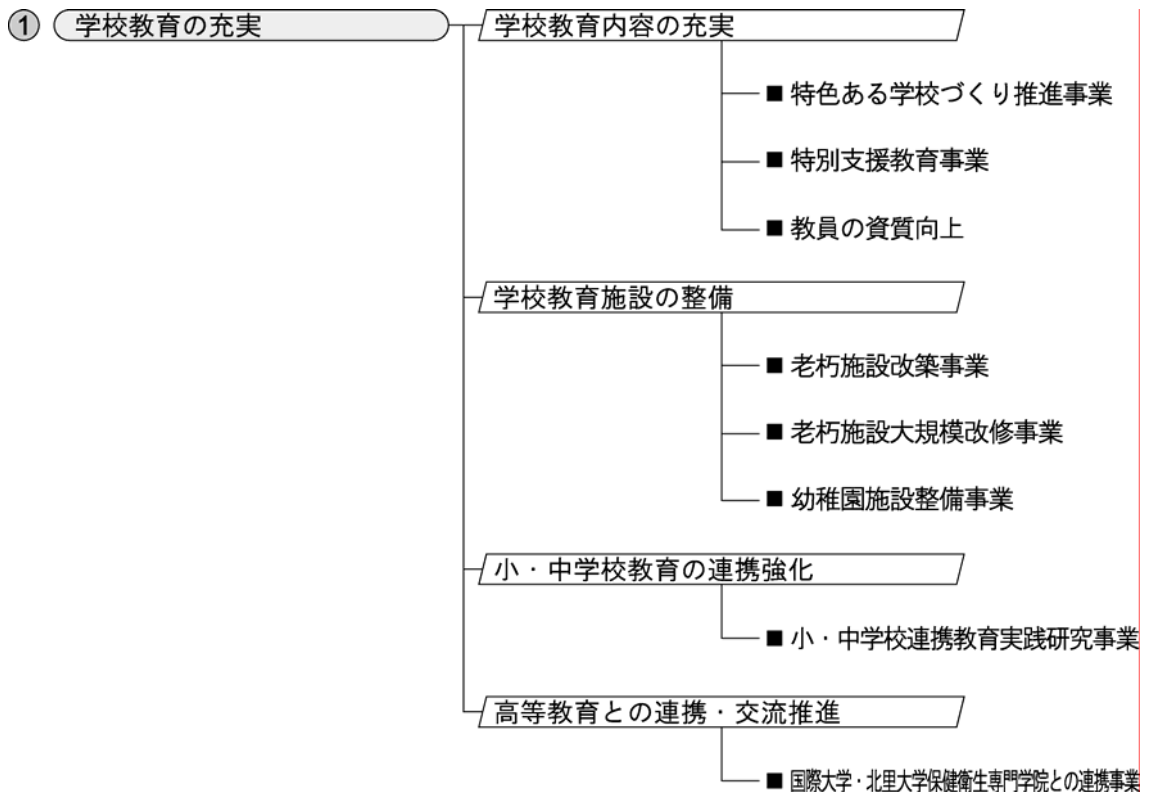
施設の老朽化が進んでいるため、教育環境整備を進めながら幼児教育を推進します。

■ 小・中学校連携教育実践研究事業

小・中学校9年間を見通し、「自立・自律」をはぐくむために、学校・地域・関係機関の「連携」と「かかわり」のあり方について研究と実践を行います。

■ 国際大学・北里大学保健衛生専門学院との連携事業

幼稚園、小・中学校と高等教育機関との相互連携や交流事業を推進します。また、語学教育への国際大学留学生の登用を促進します。



2. 生涯学習の充実

現状と課題

南魚沼市では、市民の教養の向上と地域の活性化を図るため、公民館事業を中心として、各種講座、講演会、セミナーなど、社会の動向や市民のニーズに即した生涯学習の充実に取り組んでいます。しかし、社会のめまぐるしい変化や市民の学習意欲の高揚に伴い、生涯学習へのニーズの多様化が進むなか、社会情勢とニーズに即した学習内容の充実と、それに対応できる指導者の確保、施設整備が求められます。

基本方針

すべての市民が、生涯を通じて主体的な学習活動に取り組めるよう、学習機会や発表の場の充実を図るとともに、活動の拠点となる公民館や博物館・図書館などの生涯学習施設の整備や機能強化を推進します。また、その成果を地域や社会で活かせる仕組みづくりに取り組むとともに、指導者の確保や育成、主体的に活動する市民団体や公民館サークルなどの育成と活動支援を推進します。

さらに、本市の貴重な知的資源である大学等の高等教育機関との交流と連携を進め、学習内容の充実を図ります。

施策の概要

● 生涯学習機会の充実

市民一人ひとりが生涯を通じて学ぶ喜びを感じられる学習機会の充実と、市内における各施設の相互連携を図ります。また、地域の4つの高等学校や医療系の専門学校である北里大学保健衛生専門学院、大学院大学である国際大学などの高等教育機関と連携した学習機会や文化交流などの取組みを推進します。

● 生涯学習施設の整備

生涯学習で得られた成果を発表できる機会の提供への支援・協力を努めるとともに、学校施設の開放を含めた生涯学習のための施設の整備・拡充を推進します。

主要な事業

■ 生涯学習支援事業

いつでも、どこでも、誰でも学べる各種生涯学習の機会の提供と支援を行います。

■ 国際大学・北里大学保健衛生専門学院との連携事業（再掲）

地域の大学等が持っている高度で専門的なノウハウを活用した公開セミナー、図書館相互利用等の連携事業を進め、生涯学習機会を拡充します。

■ 情報館（図書館・公民館）建設事業

生涯学習施設の拠点として、図書館機能を拡充し、情報機器を設置した施設を整備します。

■ さわらび市民会館大規模改修事業

施設・設備が老朽化しているため、舞台・音響・照明等の設備を更新・改修します。

■ 塩沢地区館大規模改修事業

地域の総合学習、文化事業、発表の場である施設を改修して機能向上を図り、市民のさらなる利用促進を図ります。

② 生涯学習の充実

生涯学習機会の充実

- 生涯学習支援事業
- 国際大学・北里大学保健衛生専門学院との連携事業（再掲）

生涯学習施設の整備

- 情報館（図書館・公民館）建設事業
- さわらび市民会館大規模改修事業
- 塩沢地区館大規模改修事業



（パッチワーク入門講座）



（クリスマスケーキ講座）



（パソコン教室）



（そば打ち体験教室）

公民館主催事業

3. 地域・家庭教育の充実

現状と課題

近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの稀薄化などにより、子どもとの接し方や教育の仕方が分からない、しつけの仕方に自信が持てない、過保護や過干渉、無責任な放置など、地域や家庭における教育力の低下が大きな問題となっています。地域教育や家庭教育のあり方を見直し、地域や家庭での教育力の向上が求められています。

南魚沼市では、家庭教育に関する学級・講座の開催、地域活動への子どもの参加を促す事業などを行っています。また、平成17年の児童福祉法の改正により、これまで県の児童相談所が設けていた児童相談窓口を本市で設置し、対応できるようになりました。これによって、さらにきめ細かな対応が可能となり、今後の活用が求められます。

基本方針

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本認識のもと、家庭・学校・地域社会の連携により、家庭教育の支援や地域における青少年の健全育成活動を促進し、地域や家庭の教育力の向上を図ります。

子どもと保護者が地域の中で触れあい・学べる機会を拡充するとともに、子育てに関する相談体制の整備充実を推進します。

施策の概要

● 家庭の教育力向上の推進

家庭教育に関する学習機会の提供に努め、家庭での教育力の向上や親子で学ぶ環境づくりを推進します。

● 青少年の健全育成の推進

青少年の社会参加や学習、交流機会の提供や、地域ぐるみで健全育成の取組みができる体制を強化します。

● 地域に密着した教育の推進

地域と学校の連携による、ふるさとへの愛着と誇りをはぐくめる地域ぐるみの教育を推進します。

主要な事業

■ 家庭教育支援事業

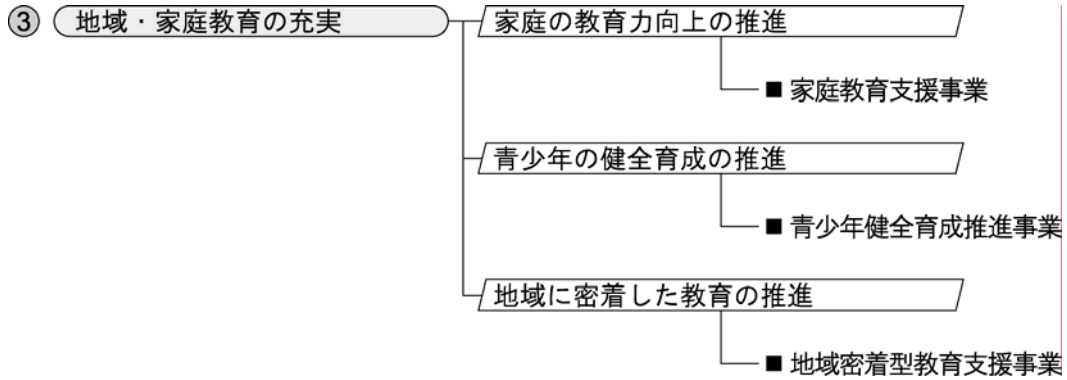
親子の社会活動参加推進と家庭教育力向上をめざし、学びの場や出会いの場の提供と活用、利用しやすい相談体制の確保を推進します。

■ 青少年健全育成推進事業

青少年育成南魚沼市民会議を中心とした取り組みや青少年育成指導員の活動を推進します。

■ 地域密着型教育支援事業

地域内の団体や高齢者等の人材を活用し、ふるさとへの愛着をはぐくむ教育を推進します。



南魚沼市青少年育成センターの主な事業内容

街頭巡回	青少年育成指導員を中心に街頭巡回し、青少年と接しながら非行の未然防止に努めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の情勢把握に努める。
教育相談	電話・面接・訪問等で青少年の健全な成長を支援する。
地域の健全育成活動の支援	青少年育成南魚沼市民会議の事務局を担当し、地域との中継基地の役割をしていくとともにお互いが連携し合い青少年の健全育成を支援する。
環境浄化活動	青少年の健全育成を妨げるような環境の改善に努め、その関係業界に対して自主規制の要請を行う。
広報啓発活動	非行防止や健全育成に関する広報啓発、地域のより深い理解と協力を得るためにセンターの活動内容をアピールする。
関係機関、団体との連携	非行防止や健全育成は多くのボランティアや関係機関・団体との連携が必須と考え、その中心的役割を果たしていくよう努める。
不登校支援	教育支援教室「ふれあいほっとルーム」「わかばルーム」「きらら」で不登校児童生徒を支援する。
心豊かな子育て教室	青少年の健全育成の根本は胎児期から乳幼児期の育ちにあると考え、青少年育成南魚沼市民会議とともに教室活動を企画・運営する。

4. 地域文化の振興

現状と課題

南魚沼市には、「坂戸城跡」、「小千谷縮布・越後上布の伝統技術」および「奉納越後上布織」24点など3つの国指定文化財をはじめとして、史跡、工芸、芸能、天然記念物など、さまざまな文化財や貴重な郷土資料があり、その保存・活用に努めています。

しかし、これら先人から受け継いだ貴重な財産の中には、早急な保護や保全が必要なもの、後世に引き継ぐための後継者が不足しているものが少なくありません。

基本方針

市民共通の財産として、地域に残る伝統文化や史跡・文化財の計画的な保存・活用を推進します。そして、後世に継承するために、担い手となる人材育成を図るとともに、編さんや映像化による記録保存を推進します。

市民主体の文化活動の支援や、拠点となる文化施設の整備、充実、活用を推進し、個性豊かな地域文化の振興を図ります。

施策の概要

● 地域文化の計画的振興

文化振興計画を策定し、地域文化の計画的振興を推進します。

● 地域文化・伝統の継承と推進

地域の文化や伝統を継承・発展させる活動を支援するとともに、そのための人材育成や情報交換、発表の場の提供を推進します。

● 文化財の保護と活用

地域で大切に受け継がれてきた文化財の価値を再認識し、その適切な保護と地域文化の振興のための活用を図ります。

主要な事業

■ 文化振興計画策定事業

地域の文化活動の充実と活動への参加促進、伝統文化の保護、継承と活用を計画的に推進するために文化振興計画を策定し、豊かな文化をはぐくむまちづくりを推進します。

■ 文化振興事業

各地域および各団体における文化活動への支援と南魚沼市民会館等を活用した市民の文化活動を推進します。

■ 郷土史編さん事業

地域の歴史を記録として後世に残すため、郷土史編さん事業を推進します。

■ 国指定文化財越後上布織技術継承・織伝承者養成事業

江戸時代の後半には、魚沼地域で約10万反の生産高があったといわれている縮（ちぢみ）や上布（じょうふ）と呼ばれる越後特産の麻織物の技術の保存と継承者の育成を推進します。

■ 浦佐毘沙門堂裸押合祭習俗記録保存事業

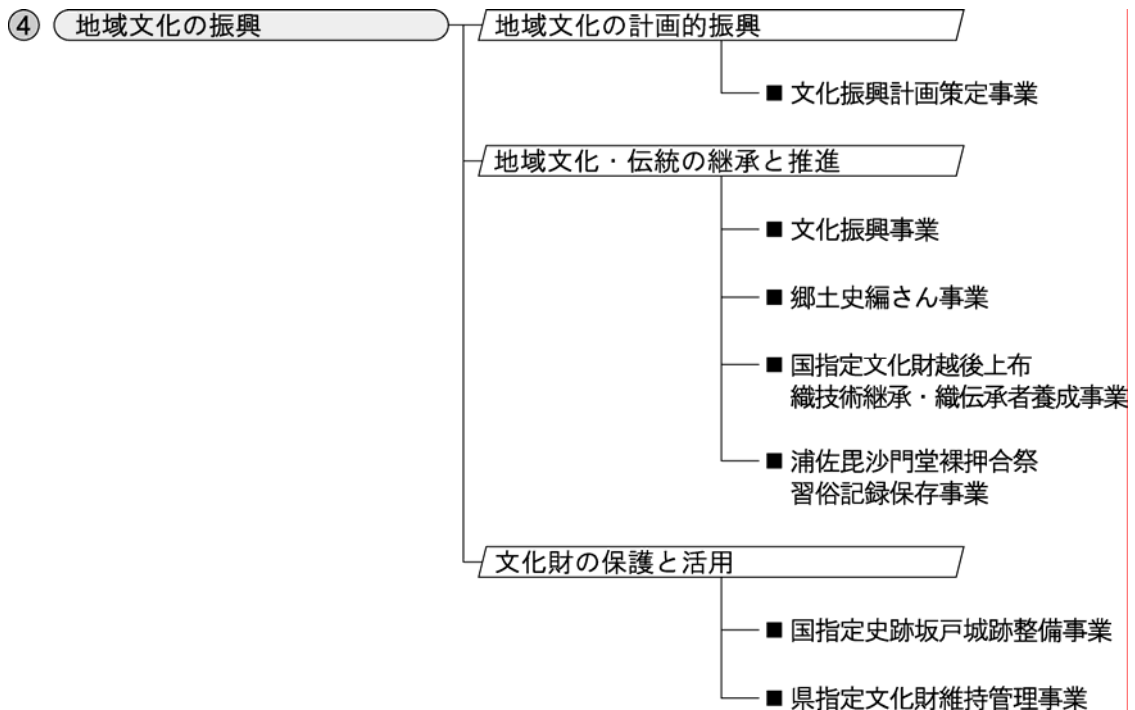
典型的な裸押合いの習俗を残す県内でも数少ない祭りであり、その記録保存を進め、国指定重要無形文化財の指定を目指します。

■ 国指定史跡坂戸城跡整備事業

坂戸城跡の内堀跡整備完了（17年度）を経て、今後は石垣の修復事業に取り組みます。

■ 県指定文化財維持管理事業

県指定文化財として14点が指定されています（4史跡・1書蹟・3彫刻・4天然記念物・1無形民俗・1建造物）。これらの文化財の保存と管理を推進します。



浦佐毘沙門堂裸押合祭

日本三大奇祭の一つ。約1200年の歴史を持つ。われ先に毘沙門さまに拝もうと集まり押し合い始めたのがきっかけで始まったとされる。重さ約30kgの大ローソクを使うことから「大ローソク祭り」とも言われる。毎年3月3日に開催。南魚沼市指定文化財

5. 生涯スポーツの推進

現状と課題

近年は、余暇時間の増大や健康志向の高まりにより、スポーツを楽しむ市民が増加しています。スポーツは、健康の維持や増進だけでなく、家族との触れあいや仲間との交流の中で生活を豊かにしてくれます。南魚沼市においても、イベントの開催やスポーツ施設の整備充実により市民の健康増進と交流推進を図っています。

しかし、気軽に参加できるスポーツから競技スポーツまで、市民の多様なニーズに対応できるスポーツクラブや、適切に指導できる人材は未だ少なく、学校や地域、さらに企業との連携を視野に入れた、いつでも、どこでも、さまざまなスポーツが楽しめる環境の充実が求められています。

基本方針

生涯にわたってだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かな生活がおくれるように、地域のスポーツクラブや、主体的に活動する市民団体の育成・支援に努めるとともに、拠点となる施設の整備を推進します。

地域の豊かな自然環境や地域特性を活かして、スキーをはじめとするさまざまなスポーツを通じた健康づくりや交流の拡大を図ります。

競技スポーツの振興を目指して、指導者の確保・育成に取り組み、大会の誘致や公認施設の充実を図ります。

施策の概要

● 生涯を通じて楽しむスポーツの推進

技能向上や健康づくり、さまざまな人々との交流などにより、生涯を通じて楽しめるスポーツの振興を図ります。

● 生涯スポーツ施設の整備推進

生涯スポーツの中心となる団体の育成や拠点となる施設の整備を推進します。

主要な事業

■ 地域スポーツクラブ支援事業

だれもがスポーツに親しみ、交流を図れるよう、地域のスポーツクラブの設立と運営の支援を行います。

■ スキー普及事業

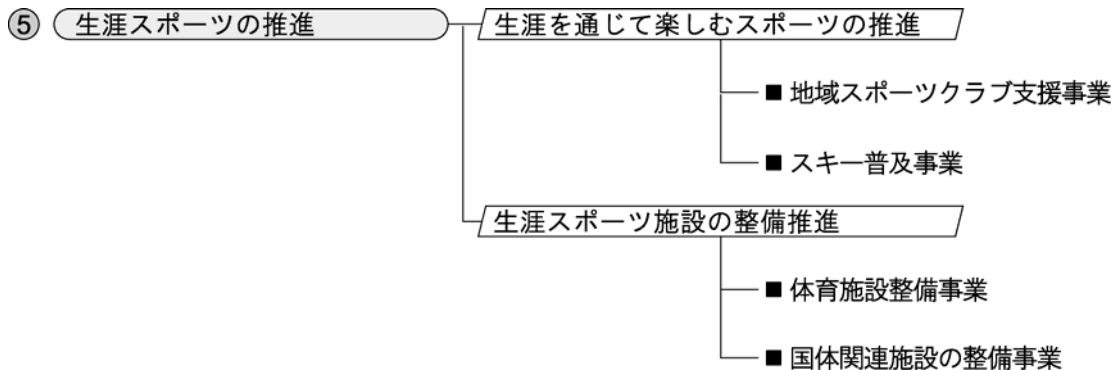
市民に身近で、限られた冬期の屋外スポーツであるスキーを、生涯スポーツとしてより楽しめるようリフト券の割引等を行い、市内スキー人口の拡大を推進します。

■ 体育施設整備事業

市民が集い、さまざまなスポーツを通して交流と健康づくりを図る拠点施設として、体育施設の整備を推進します。

■ 国体関連施設の整備事業

第64回国民体育大会の開催（平成21年）に向けて、大原運動公園テニスコートと自転車ロードレースのコースを整備します。



第3回南魚沼市サイクルロードレース



第1回南魚沼市縦断駅伝大会



第1回八海山麓市民スキー大会



少年野球大会

6. 野外・環境教育の推進

現状と課題

豊かな自然環境に恵まれた南魚沼市では、小学校等での緑の保全活動、自然保護団体への支援が行われています。また、旅行事業者らによるグリーンツーリズム活動などが展開されています。しかし、産業構造等の変化の結果、山林をはじめとする地域の生態系の健全性維持は重要な課題となっています。これまでの取組みを有機的に連携させながら、さらに発展させ、市民全体の環境に対する理解と行動を深め、持続可能な地域社会を構築することが求められます。

基本方針

持続可能な地域社会の担い手を育成するために、子どもから高齢者まで幅広い市民に、野外で直接自然や伝統に触れる体験を提供するとともに、地域や地球環境との望ましい関係について学び、行動への意識を高める機会を充実させます。また、これまで環境教育に取り組んできた、学校教育、社会教育や活動団体、事業者等との連携を支援します。

文部科学省など国の各機関が展開する 2015 年までの「持続可能な開発のための教育の 10 年」※の諸施策を積極的に導入し、推進します。

施策の概要

● 野外・環境教育の推進

学校教育、社会教育、育成会、既存の各種団体、事業者等が取り組む活動を支援し、市民による新たな活動や事業を推進します。

● 連携活動の支援・促進

地域と各種団体、学校が一体となって取り組む事業を推進するとともに、持続可能な社会を築く市民の育成、子どもたちの野外・環境学習を様々な分野で支援する人材の育成や地域の住民によるネットワークづくりを促進します。

主要な事業

■ 野外・環境教育事業

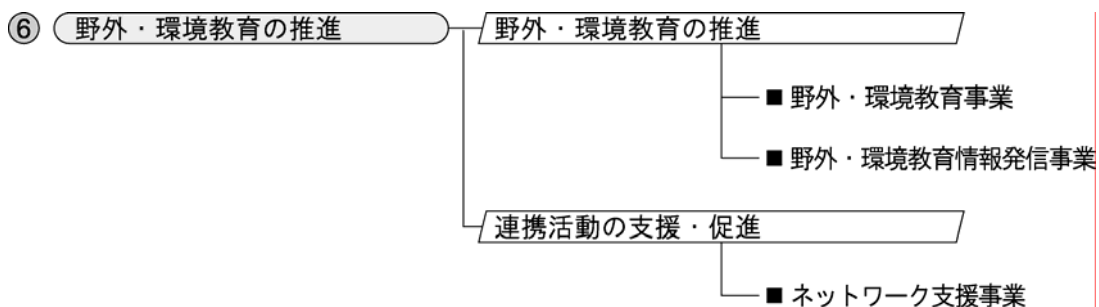
既存の教育施設などを活用し、広く市民を対象とした野外・環境教育の機会提供を行うとともに、指導者の養成を図ります。

■ 野外・環境教育情報発信事業

市内各所で展開される野外・環境教育に関する情報を、関係諸団体が共有するとともに、市内外に発信する機能を整備します。

■ ネットワーク支援事業

野外・環境教育に関連する諸団体を結ぶ連絡調整機能を支援します。また、指導者の派遣システムづくりを推進します。



水生生物観察会

※ 「国連持続可能な開発のための教育の10年」

持続可能な開発に向けて、教育の担う役割の重要性が、1992年のリオ・サミットにおいて確認されており、その後の国連持続可能な開発委員会(UNCSD)においてユネスコが中心となって教育のあり方についての検討が続けられてきた。しかし、実際には具体的取組みは十分とは言えず、その現状と課題については、リオから5年後の1997年のテサロニキ宣言において確認されている。このような背景の下、日本政府は、2002年開催のヨハネスブルク・サミットの実施交渉計画で、日本国内のNGO(ヨハネスブルク・サミット提言フォーラム、2003年3月解散)の提言を受け、今後の実施計画文書に「2005年から始まる『持続可能な開発のための教育の10年』の採択の検討を国連総会に勧告する」旨の記述を盛り込むことを提案した。この提案は、各国政府や国際機関の賛同を得て、その後の12月に開催された第57回国連総会において、「持続可能な開発のための教育の10年」に関する決議案を日本より提出。先進国と途上国の双方を含む46ヶ国が共同提案国となり、満場一致で採択された。これにより、今後の環境教育は、この大きな枠組みにおける連携的实践が期待されている。

7. 共感と共生のまちづくり

現状と課題

南魚沼市では、市民一人ひとりが人権を尊重した考え・行動をとることができる社会の実現を目指し、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進しています。特に学校教育において、人権問題や同和問題に関する正しい理解と知識を深める教育を推進しています。平成17年には、公募による市民委員を含めた「男女共同参画準備会」を組織し、市民向けの研修やセミナー、シンポジウムなど、男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識啓発に取り組んでいます。

しかし、さまざまな人権問題や偏見、差別意識などは未だ十分に解消・解決されておらず、意識啓発の一層の推進や、人権に関する相談体制のさらなる強化が求められています。また、高度情報化の進展に伴うインターネットを介した人権やプライバシーの侵害など、新たな人権問題への対応が求められます。

基本方針

お互いの人権を尊重し、支えあいながら、共に生活する社会の実現を目指し、人権尊重のまちづくりを推進するために、教育や意識啓発の充実を図る「こころのバリアフリー」の推進、人権問題に関するさまざまな相談への迅速かつ的確な対応を、関係機関相互の連携を強化しながら計画的に推進します。

施策の概要

● 人権尊重のまちづくりの推進

人権施策基本方針を策定し、互いに基本的人権を尊重し合い、誰もが公平な市民生活がおくれる人権尊重のまちづくりを推進します。

● 男女共同のまちづくりの推進

男女共同参画プランに基づき、社会のあらゆる場面において、男女が互いの人格や生き方を尊重し合い、共に輝く豊かな男女共同参画のまちづくりを推進します。

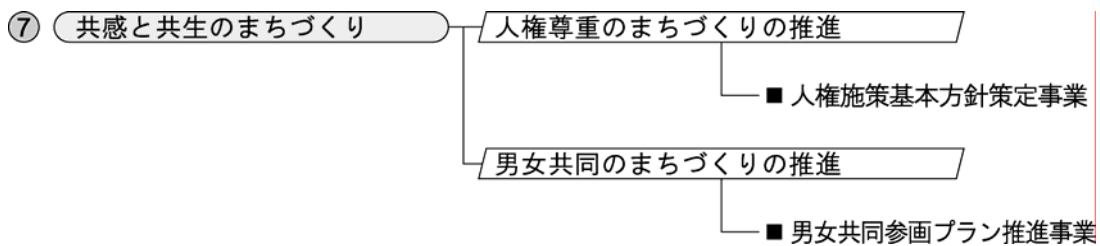
主要な事業

■ 人権施策基本方針策定事業

人権擁護委員による人権相談業務のさらなる充実と関係機関との連携を密にしながら、人権啓発ネットワークの整備拡充を図り、お互いの人権を尊重し、思いやりあえる社会の実現に向け、人権施策基本方針を策定し、人権思想の普及啓発活動を推進します。

■ 男女共同参画プラン推進事業

社会のあらゆる場面において、男女が互いの人格や生き方を尊重しあい、共に輝く豊かな地域社会を創造するために、男女共同参画プランを推進します。



男女共同参画シンポジウム



男女共同参画推進職員研修会




一日人権擁護委員

第3章

環境共生

豊かな自然とともに生き、
100年後の子どもたちに引き継いでいくまち

- 
1. 自然環境の保全と活用
 2. 循環型社会の創造
 3. 新エネルギーへの転換
 4. 生活環境の向上

1. 自然環境の保全と活用

現状と課題

山岳、丘陵、清流、湧水など、四季折々の色彩にあふれ、恵みを与えてくれる豊かな自然環境は、南魚沼市の最大の財産であり市民の誇りです。今日に至るまで大切に維持・形成されてきたこれらの豊かな自然環境を適正に保全・活用し、次代に引き継ぐことは市民の責務といえます。

基本方針

地域の豊かな自然環境を次代に引き継ぐとともに、学習・レクリエーションや、やすらぎと潤いのある生活のための活用を計画的に推進します。また、市民主体の保全・活用の取組みを支援します。

新潟県が中心となって推進する『にいがた「緑」の百年物語』※と連携し、市民主体による緑豊かなふるさとづくりへの取組みを支援します。

施策の概要

● 自然環境の保全と活用

豊かな自然環境を次代の子どもたちに引き継ぐために、自然環境の保全を図ります。また、その意識を高め、地域ぐるみで取り組むために、身近な自然に触れられる場や機会を積極的に設けます。

主要な事業

■ 身近な生き物と共生できる環境の保全と創造

失われた環境の回復と生態系を考慮した環境配慮対策を推進します。

■ 身近な水辺環境づくり推進事業

自然な形態を残す河川の保全や再生や水辺クリーン運動などを検討します。

■ 湧水継承保全事業

湧水池の実態把握と有効な保全対策を研究します。

■ 森林環境保全育成事業

『にいがた「緑」の百年物語一木を植える県民運動』と連携した、緑の育植・保護活動の事業を推進します。

① 自然環境の保全と活用

自然環境の保全と活用

- 身近な生き物と共生できる環境の保全と創造
- 身近な水辺環境づくり推進事業
- 湧水継承保全事業
- 森林環境保全育成事業



(苗木の配布)



(植樹)

にいがた「緑」の百年物語 イベント (市の木 コブシ)



魚野川の清掃

※ 『にいがた「緑」の百年物語』



21世紀の百年をかけて、県民の手で、木を植え、緑を守り育て、22世紀の県民に「緑の遺産」を残そうという運動。各地域の取組みは、県民、ボランティアグループ、企業などからなる地域実践団体を中心となり、企画・立案の段階から、ワークショップなどを行いながら進めるものと位置付けられている。(『にいがた「緑」の百年物語』基本方針より抜粋)

2. 循環型社会の創造

現状と課題

南魚沼市では、ごみの減量化と再資源化を推進しており、平成16年度はごみの総処理量を減少させることができました（平成15年度比99.3%）。しかし、市民一人当たりでは、わずかながら依然増加傾向にあります。

環境問題への対応は、21世紀社会の最重要課題のひとつです。自然資源の利用効率を高め、廃棄物の資源化や再利用など、環境への負荷をできるだけ少なくする循環型社会を創造するための取組みが求められます。

基本方針

「最適生産・最適消費・最小廃棄」を目指して市民、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、一体となってごみの減量化と再資源化を図り、環境負荷の少ない循環型社会の構築を推進します。

市として環境マネジメントシステムの導入と活用を推進するとともに、社会経済活動の主体である事業者に対して、国際規格である環境ISO^{※1}や環境省が推進するエコアクション21^{※2}の認証取得を推奨し、環境経営を促します。

関係機関との連携や市民との協働により、ごみ不法投棄の撲滅を推進します。

施策の概要

● 循環型社会のための体制の確立

環境の保全活用と循環型社会の創造のために環境基本計画に則って効果的な環境施策に取り組みます。また、事業者による環境ISOやエコアクション21の取得を推奨します。

● ごみ減量化とリサイクルの推進

廃棄物の適切な処理とごみの減量化およびリサイクルを推進します。

主要な事業

■ 環境基本計画推進事業

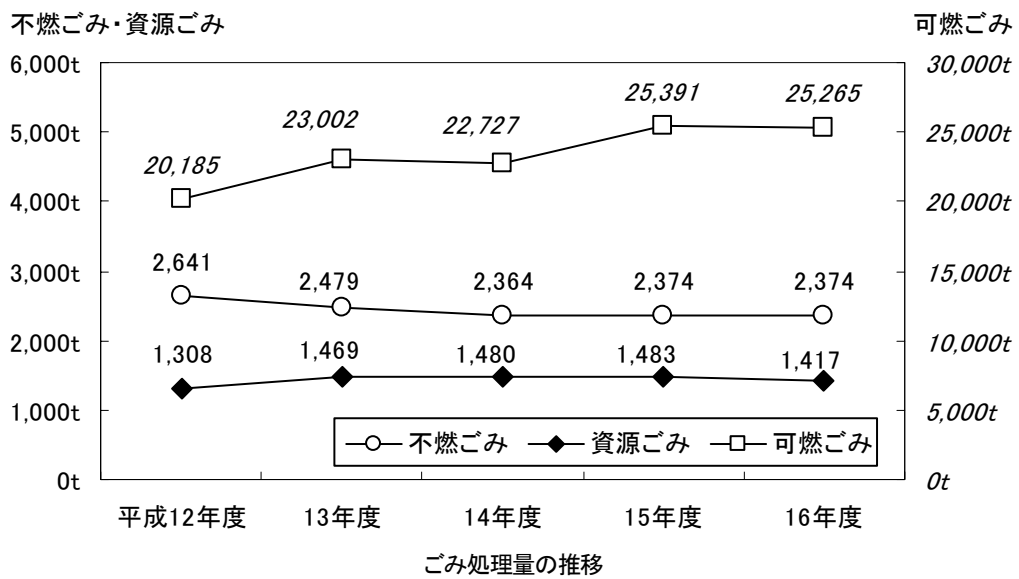
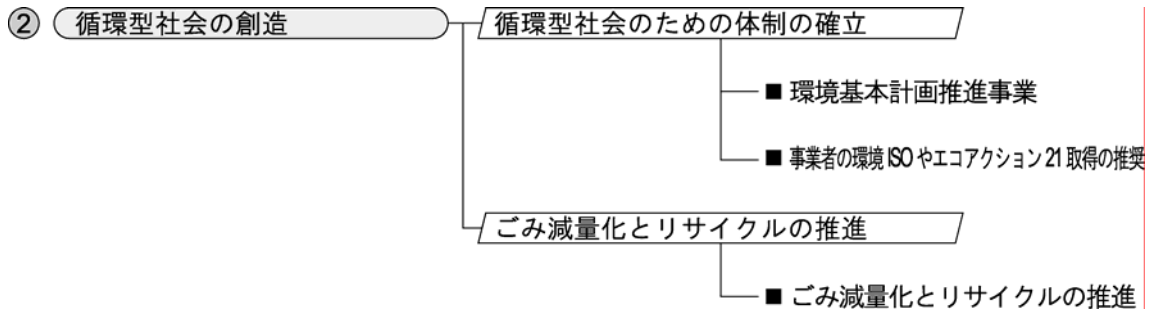
「南魚沼市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の実現を目指して、環境保全施策を推進します。

■ 事業者の環境ISOやエコアクション21取得の推奨

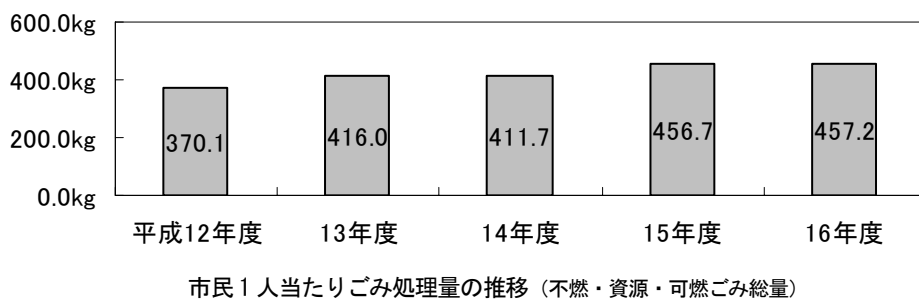
ISOやエコアクション21の取得を推奨し、環境保全意識の向上に努めます。

■ ごみ減量化とリサイクルの推進

資源ごみの分別回収を徹底し、リサイクル化を推進することで、ごみの減量化を図ります。



【資料：環境課】



【資料：環境課】

※1 環境 ISO【ISO14001 International Organization for Standardization14001】
環境マネジメントシステム(環境を管理・改善する仕組み)の国際規格(ISO14001 規格)。

※2 エコアクション 21
広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。ISO14001 規格をベースとしている。

3. 省エネルギーの推進と新エネルギーへの転換

現状と課題

快適な生活を支えるためには、安定したエネルギーの供給が欠かせません。また、持続可能な循環型社会を構築するためには、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーに取り組むことが必要です。

今後、これまで以上に省エネルギーを強く推進するとともに、地球温暖化などのさまざまな地球環境問題の原因となる化石燃料エネルギーから、環境負荷の少ない新エネルギーへ転換することが求められます。

基本方針

廃棄物の再資源化を中心とした省エネルギーへの取組みを強力に推進します。

地下熱・雪氷冷熱・太陽光・バイオマス資源など、クリーンな新エネルギーの有効活用を推進するとともに、市民や事業者による理解と活用を促進します。

豊かな自然や風土などの地域特性を活かした省エネルギーの推進と新エネルギーの活用方策について、調査・研究を推進します。

施策の概要

● 省エネルギーの推進

廃棄物の資源化を目指した徹底した分別収集体制を推進します。また、市民参加により地球温暖化問題の検討を進め、省エネルギー社会の実現に努めます。

● 新エネルギーの活用

融雪などの分野を中心として、太陽エネルギーや地熱エネルギーなど新しいエネルギーの活用を検討します。

主要な事業

■ 省エネルギー事業

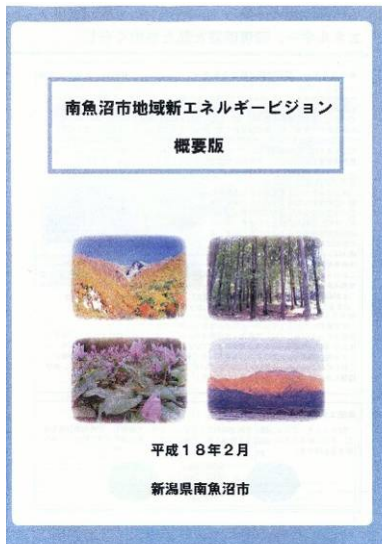
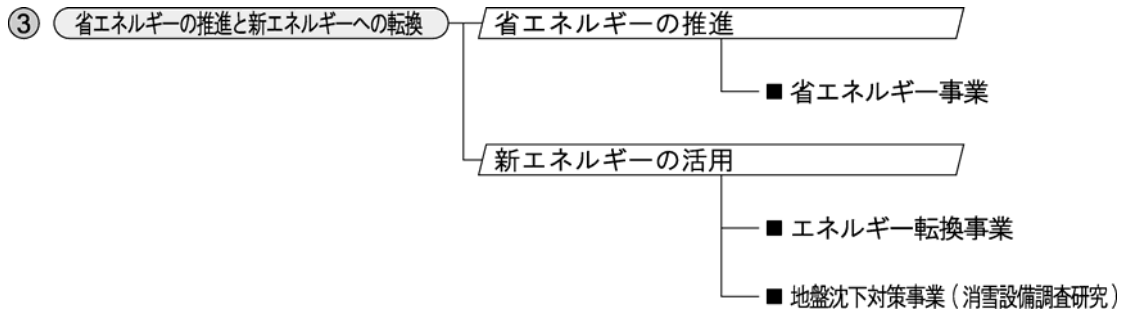
省エネルギー社会実現のため、広報活動を推進するとともに、事業所などへ積極的な取組みの要請を行います。

■ エネルギー転換事業

新エネルギーの調査研究を推進し、代替エネルギーの普及に努めます。

■ 地盤沈下対策事業（消雪設備調査研究）

地下水に依存しない消融雪方法を導入するための調査研究を推進します。



「南魚沼市地域新エネルギービジョン」（平成18年2月策定）は、本市で利用できる新エネルギーを調査し、その利用方法を考え、さらに新エネルギーに対する取組みを、行政だけでなく、市全体に広げていく仕組みを考えるもの。新エネルギー導入の基本方針として以下を示す。

新エネルギー導入の基本方針

- ① 雪対策・雪活用
融雪の熱源への導入、雪氷冷熱エネルギーの活用を検討し、導入を進めます。
- ② バイオマス資源の活用
地域の森林資源や廃食用油などのバイオマス資源からの導入を進めます。
- ③ 自然資源のエネルギー化
太陽・風力・小水力などの自然エネルギーからの導入を進めます。
- ④ 地球温暖化防止への貢献
導入によって化石燃料の使用量削減、廃棄物の削減と再資源化、省エネルギーに取り組み、地球温暖化防止に貢献します。
- ⑤ 新エネルギー導入による地域活性化への貢献
導入による融雪などの環境整備により、地域の活性化に貢献します。

【南魚沼市地域新エネルギービジョン概要版より一部抜粋】

南魚沼市地域新エネルギービジョン



太陽光パネルが設置された公営住宅（舞子団地）

4. 生活環境の向上

現状と課題

これまでの急速な社会経済活動の進展は、物質的な豊かさをもたらした一方で、大気汚染や河川汚濁、生活騒音などの公害の発生をもたらしました。

特に六日町地域の中心市街地では、冬季の消融雪を主な目的とした地下水の大量揚水による地盤沈下が大きな問題となっています。近年は揚水量の抑制によって沈下量は減少傾向にあるものの、依然として沈下が続いています。

基本方針

事業者への指導・監督体制の充実を図るとともに、市民に対する啓発普及や指導を行い、公害の発生防止を推進します。特に、ダイオキシン類の排出を抑制するために、焼却炉の運転の適正化に向けての監視や指導、不適切な焼却の禁止を徹底します。

環境の美化などに取り組む市民の主体的な活動を促進するとともに、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての防止を推進します。

地盤沈下地区における進行状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消融雪方策について、調査・研究を推進します。

施策の概要

● 安全な生活環境の向上

安全な市民生活がおくれるよう、公害への対策など、良好な生活環境を守り、維持するための対策を推進します。

● 地盤沈下対策の継続・強化

六日町地域中心部の地盤沈下区域における状況等の監視を継続し、国や新潟県と協議しながら効果的な地盤沈下防止のための対策を推進します。また、地盤沈下防止意識高揚のための市民、事業所への啓発活動を推進します。

主要な事業

■ 生活環境保全推進事業

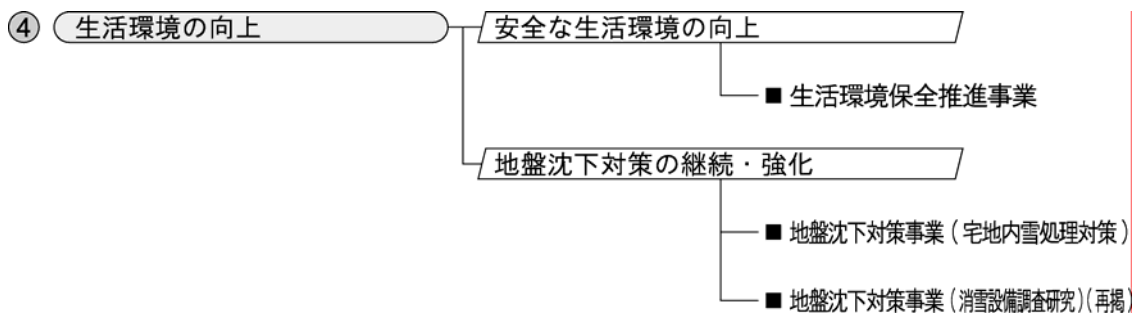
大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤沈下の典型7公害の防止対策について日常的な観測体制を充実させます。また、不適切な廃棄物処理の防止対策を進めます。

■ 地盤沈下対策事業（宅地内雪処理対策）

地下水利用による消雪のための井戸の新設が禁止されている地盤沈下地域を対象として、宅地内雪処理施設整備にかかわる費用の一部を補助し、冬期の生活空間確保を図ります。

■ 地盤沈下対策事業（消雪設備調査研究）（再掲）

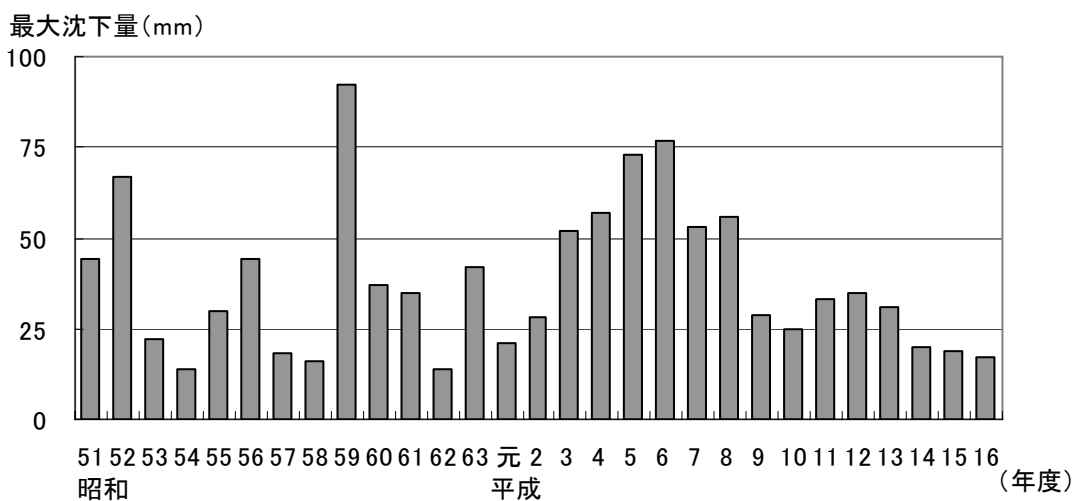
地下水に依存しない消融雪方法を導入するための調査研究を推進します。



屋根融雪システムが設置された一般住宅



アーケードの雪下ろし



地盤最大沈下量の推移（六日町地区）

第4章

都市基盤

安全・快適でうるおいのある生活ができるまち

- 1. 計画的な土地利用の推進
- 2. 交通体系の整備
- 3. ひとにやさしいまちづくり
- 4. 住環境の整備
- 5. 上下水道の整備
- 6. 防災施設の整備

1. 計画的な土地利用の推進

現状と課題

南魚沼市の土地利用の状況をみると、「保安林、道路、河川等」(67.8%)が大半を占め、以下「山林原野」(16.0%)、「田」(10.8%)と続きます(地目別面積割合)。「宅地」(2.5%)や「畑」(1.6%)は少なく、保安林などの山岳傾斜地が市域面積の多くを占めています(平成17年度固定資産概要調書)。

豊かな自然環境と快適な都市環境の均衡、調和のとれたまちづくりを推進するためには、市域南北方向および西方向に伸びる交通軸を基本とした総合的な土地利用の計画的推進が求められます。

基本方針

市民の理解と協力により、豊かな自然環境の保全活用と計画的な市街地の形成を推進します。特に市街地の形成については、適正な土地利用を推進し、秩序ある快適な都市環境の形成を図るとともに、災害や雪に強くひとにやさしい都市基盤整備を推進します。

施策の概要

● 都市計画の推進

災害に強く、景観に配慮した、ひとにやさしい快適な都市環境づくりを、計画的に推進します。

● 都市公園の活用と充実

市民が多様な活動や快適な余暇活動を行え、地域内の交流と憩いの場となる都市公園の活用と充実を図ります。また、災害時の活用についての検討を進めます。

● まちなみ景観の形成

地域独自の文化や豊かな自然を活かした、良好なまちなみ景観をつくり、まちの魅力を活かす景観づくりを市民主体で推進します。また、景観づくりのための市民による取り組みを支援します。

主要な事業

■ 土地利用計画の策定

土地利用計画を策定し、その推進を図ります。

■ 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランの推進を図ります。

■ 国土調査事業の推進

「南魚沼市国土調査」(地籍調査)全体計画の推進を図ります。

■ 都市公園整備事業（大原運動公園拡張工事）

市民の健康増進と、明るく健やかな地域生活のために、レクリエーションの場を提供する都市公園の整備を推進します。

■ 都市公園整備事業（登川河川公園拡張工事）

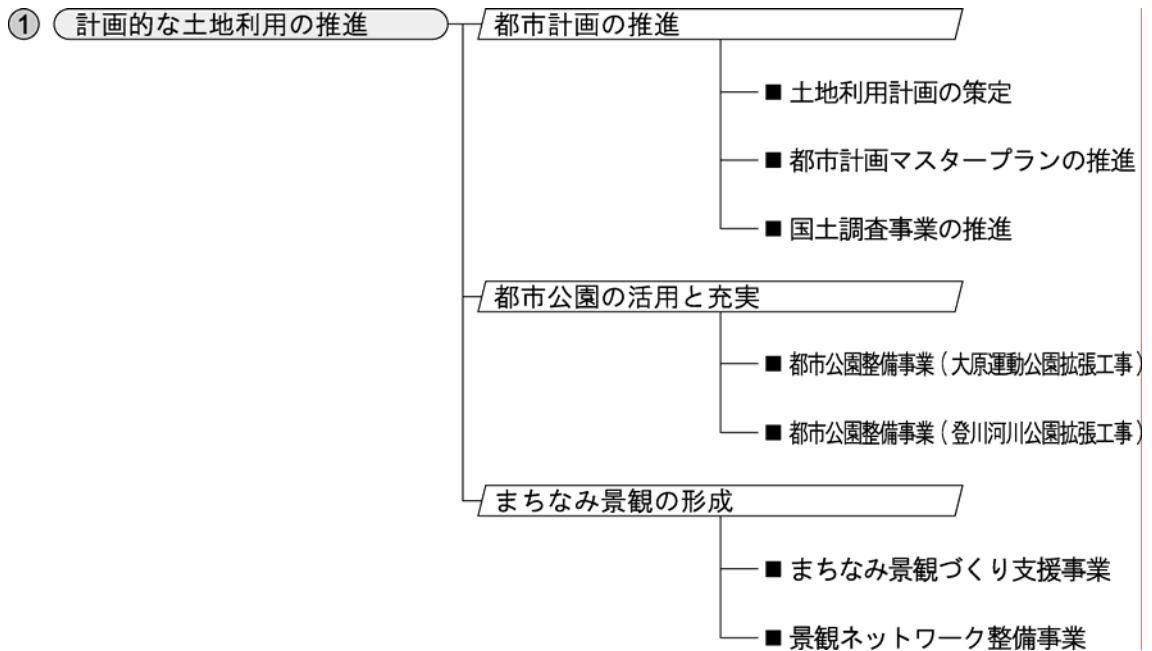
河川水質の保全に努め、水遊びや魚釣りなど自然とふれあえる公園、また気軽に利用できる身近な公園として整備を促進します。

■ まちなみ景観づくり支援事業

地域のまちなみと調和した景観づくりを体系的、効果的に進めるために、「まちなみ景観づくり条例」を制定し、これに基づくまちづくりを計画的に推進します。

■ 景観ネットワーク整備事業

まちづくり委員会の設置など、まちなみの保全と調和に対する取組みを支援します。



八色の森公園

2. 交通体系の整備

現状と課題

南魚沼市の道路網は、関越自動車道と国道17号、291号の2つの一般国道を基軸として、幹線道路や生活道路が整備されています。さらに、国道17号六日町バイパスや浦佐バイパス、上越魚沼地域振興快速道路一般国道253号八箇峠道路※、関越自動車道大和パーキングエリアにおける社会実験による自動料金収受システム（ETC）専用スマートインターチェンジの設置などの新たな基盤整備が進められています。公共交通網は、上越新幹線、JR上越線、ほくほく線が整備されており、地域内では市内各地区と医療機関や市役所を結ぶ福祉バス、各地区とゆきぐに大和病院を結ぶ送迎バスが整備されています。このように恵まれた交通基盤の活用により、交通の拠点性がさらに高まることが期待されます。

しかし、基軸となる道路や公共交通はいずれも市域南北方向に整備されており、これらと交差する東西方向の地域幹線道路や、生活と密着した安全で快適な生活道路の整備を促進する必要があります。また、少子高齢化の進展を踏まえた公共交通体系の整備推進が求められています。さらに、北陸新幹線延伸に伴う上越新幹線の枝線化が懸念され、ほくほく線の特急廃止や上越新幹線減便に伴う、観光、産業、経済などさまざまな分野における影響が懸念され、これらへの取組みも課題となっています。

基本方針

南北方向に比べて整備が遅れている東西方向の広域的な交通基盤強化に重点をおき、上越魚沼地域振興快速道路などの各種道路の整備や公共交通網の充実を推進します。

南北方向の交通についても、関越自動車道や上越新幹線などの高速交通体系のさらなる整備・充実を図るとともに、災害などの不測の事態が発生した場合に備え、安全に避難できる迂回路の整備など、基幹道路の代替性を確保し、災害に強い道路ネットワークの整備を図ります。

高齢社会に対応できる交通システムの整備、すべてのひとに安全で快適な生活道路空間づくりを推進し、地元住民と十分な合意形成を図りながら、効率的で円滑な事業の推進に努めます。

施策の概要

● 円滑な道路網の整備

市内の各地域間の移動や近隣都市間の移動時間の短縮や円滑化を推進するとともに、自動車だけでなく歩行者や自転車に配慮し、環境にやさしい道路網を計画的に整備します。また、関越自動車道大和スマートインターチェンジの開設をはじめ、高速道路と地域内道路の円滑な流れを確保し、地域の利便性向上と、諸産業、観光、ひとの交流の基盤としての機能強化を図ります。

● 公共交通体系の整備

市民の足を確保するため、定期バスと連携を図りながら市内の主要な公共施設と各地区（集落）を循環する効率的な交通ネットワーク（循環バス）を整備します。また、スクールバス、病院送迎バスなど、施設バスの運行について、利用の実態やニーズを的確に把握し、車両の計画的整備や効率的な運営方法を検討します。

主要な事業

■ 基幹広域交流軸整備事業

国道や関越自動車道大和スマートインターチェンジなど、円滑な広域交流の基幹となる道路網の整備を推進します。

■ 主要幹線整備事業

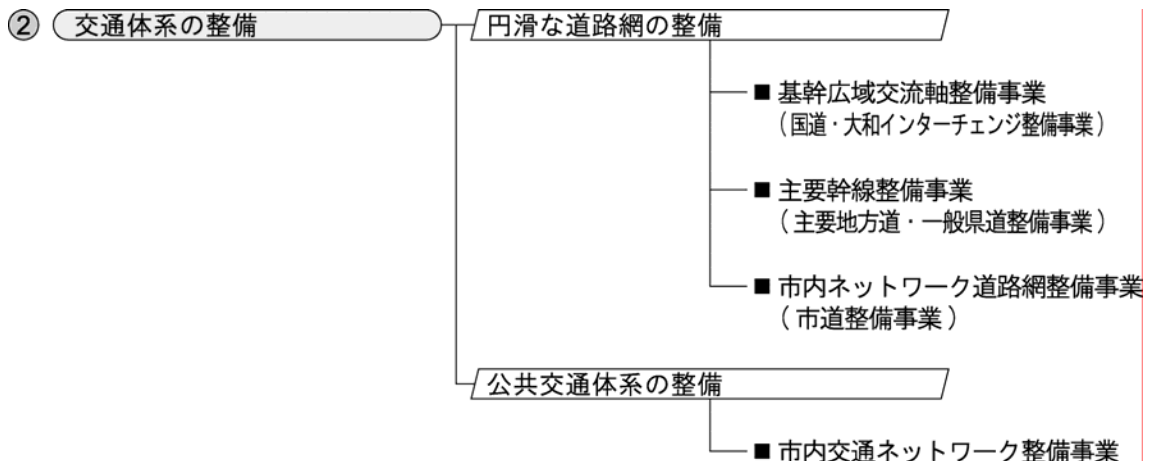
本市の骨格を形成する主要地方道や一般県道など、主要な幹線道路の整備を推進します。

■ 市内ネットワーク道路網整備事業

幹線道路へのアクセス道路や生活道路など、市民の生活に密着した市道の安全性と利便性を向上させ、市内道路ネットワークの機能充実を推進します。

■ 市内交通ネットワーク整備事業

循環バスの整備を推進するとともに、鉄道や道路と有機的に連携した公共交通体系の整備を推進します。



※ 上越魚沼地域振興快速道路一般国道 253 号八箇峠道路

上越魚沼地域振興快速道路は、上越市を起点とし南魚沼市に至る延長 60 km の地域高規格道路で、上越地域・十日町地域および南魚沼地域の中心都市を相互に連結し、地域間の連携強化を図る。また、北陸道、上信越道、関越道の各高速道路や直江津港と連絡し、交流圏の拡大を図る。

八箇峠道路は、上越魚沼地域振興快速道路延長 60 km のうち、終点側の十日町市八箇～南魚沼市余川間の延長約 9.7 km の道路。八箇峠道路の整備により一般国道 253 号の通行規制区間や交通の難所である「八箇峠」の交通障害を解消するとともに、十日町生活圈・南魚沼生活圈の地域活性化の促進・一体的な圏域形成が期待される。

3. ひとにやさしいまちづくり

現状と課題

市民が安全で安心して暮らすためには、日常の交通安全の確保が重要です。南魚沼市では交通環境の改善と交通事故防止のためにガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めています。市内の交通事故の発生状況を見ると、発生件数、負傷者数ともに平成12年度をピークに減少傾向がみられますが、依然、年間300人以上の人々が交通事故で負傷し、死亡事故も後を絶ちません。

また、冬季の降雪やそれに起因する災害を防止するため、消融雪施設や道路防災設備の整備を進めています。しかし、耐用年数を超えるものもあり、施設の更新が必要となっています。

基本方針

幹線道路や生活道路など、道路の種別や交通量、周辺の状況や交通事故の発生要因などの諸条件に応じた適切な歩道の設置、拡幅、交通安全施設の整備をさらに推進するとともに、交通バリアフリー法^{*}に基づき、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる、ひとにやさしい道づくりの整備と維持管理を推進します。

積雪時の歩行者の安全を確保するために、除雪活動を地域住民と協力して推進するとともに、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設、道路防災施設の計画的な改修・整備と維持を図ります。

施策の概要

● 安心の歩道整備

歩行者が安全で快適に通行できるよう、歩道の安全機能を充実させ、ひとにやさしい道づくりを推進します。

● 交通安全機能の強化

交通安全施設の整備を推進し、交通安全機能の強化を図ります。

● 災害や雪に強い道づくり

積雪時にも安全なを維持するために、消雪や雪崩災害防止等の設備の改修や整備を推進します。

主要な事業

■ 歩道整備事業

段差の解消や、十分な幅員の確保、交通安全対策など、バリアフリーに配慮し、誰もが安心して歩ける、安全性の高い歩道の整備と、その効率的な維持や改善を図ります。

■ 交通安全施設整備事業

交通環境改善と交通事故防止のために、効果的な交通安全施設の整備を推進します。

■ スノートピア道路事業（流雪溝整備）

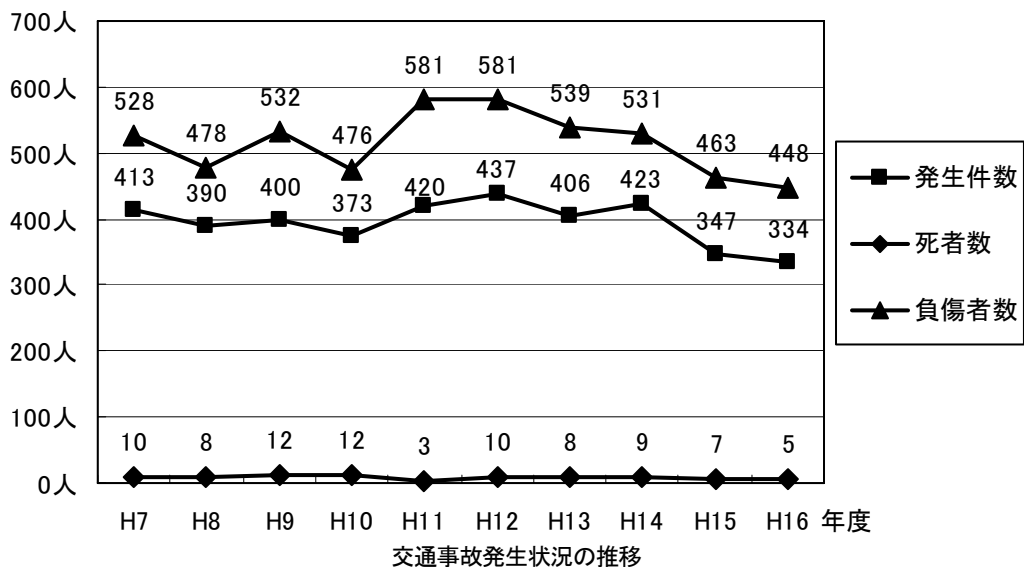
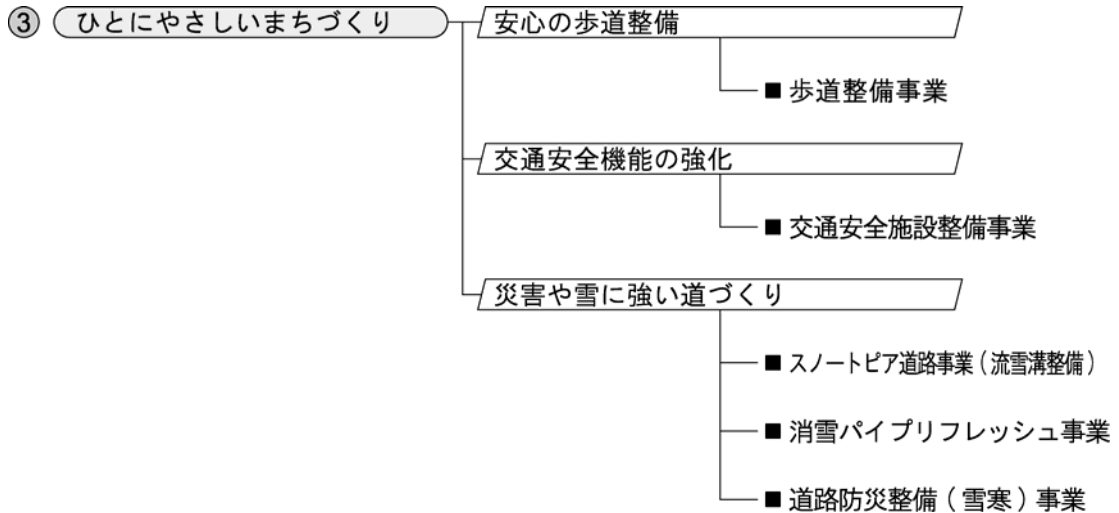
大切な地下水資源を守るため、中心市街地の除排雪に効果のある流雪溝を整備し、雪に強いまちづくりを推進します。

■ 消雪パイプリフレッシュ事業

雪に強い道路交通網を確保するため、老朽化が進む消融雪施設の計画的な更新を図ります。

■ 道路防災整備（雪寒）事業

雪崩などの災害を回避し、四季を通じて安全に道路が利用できるよう、道路防災設備の計画的な整備と維持を図ります。



【資料：南魚沼警察署】

※ 交通バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日施行）。市町村は、この法律に基づいて一定規模以上の駅等の旅客施設を中心とした地区を対象として、道路管理者等の関係事業者の協力のもと、旅客施設や道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための、地域に即した基本構想を作成することができる。

4. 住環境の整備

現状と課題

生活の質的向上、少子高齢化や核家族化の進行などにより、住環境への市民のニーズは多様化しています。また、住環境整備には耐震や克雪などの安全機能の充実と同時に、環境問題への対応が不可欠です。限られた財源の中で、質の高い住環境を供給するためには、民間活力の積極的な活用とその促進が求められています。

基本方針

民間活力の活用を促進しながら、良質な住環境の整備と供給を計画的に推進し、安心して快適に暮らせる住環境づくりと定住人口の増加を図ります。

既存の公営住宅についても、耐震性や耐火性、克雪、省エネルギー、バリアフリーなどの諸機能を強化し、建替えや増改築を含めた効果的かつ効率的な対応を図ります。一般住宅についても、これらの諸機能の強化・充実の支援を推進します。

施策の概要

● 住みやすい住環境の提供

若年者や子育て中の世帯の定住促進や、高齢者、ひとり親世帯が住みやすい公営住宅の充実を図るため、施設の改修や機能向上を推進します。また、個人住居のバリアフリー化などを推進するため、費用支援や相談対応などを行います。

● 雪への対処機能強化

克雪住宅の整備推進など、積雪時にも安全で快適に生活できる住環境を維持するため、環境負荷に配慮した設備の整備を推進します。また、地盤沈下区域については抑止対策を強化するとともに、地下水にたよらない消融雪方法の導入検討を推進します。

主要な事業

■ 住宅マスタープラン策定事業

地域の住居環境を向上させ、若者や子育て世代の定住を促し、誰もが住みやすい環境づくりのために、住宅マスタープランを策定し、その推進を図ります。

■ 公営住宅整備事業

老朽化した塩沢地区の公営住宅を、災害時にも安全な住宅へ建替えます。

■ バリアフリー住宅改修支援事業

市民が安心して快適に暮らせるよう、各種融資貸付制度と連携して、豪雪地域の特性やバリアフリーに配慮した新築・増改築の費用を支援するとともに、各種相談・アドバイス体制の充実を図ります。

■ 克雪住宅協調事業（県補助）

雪下ろしの負担軽減や危険防止対策を図るため、住宅の融雪式による克雪化を重点的に支援します。

■ 克雪住宅共同整備（国・県補助）

雪下ろしの負担軽減や危険防止対策を図るため、住宅マスタープランに基づき、住宅の克雪化を支援します。

■ 消雪設備整備事業（消雪パイプ集中管理システム更新）

地盤沈下抑制のため、地盤沈下区域を中心とした区域内に存在する公共道路の消雪パイプを集中管理します。

■ 地盤沈下対策事業（宅地内雪処理対策）（再掲）

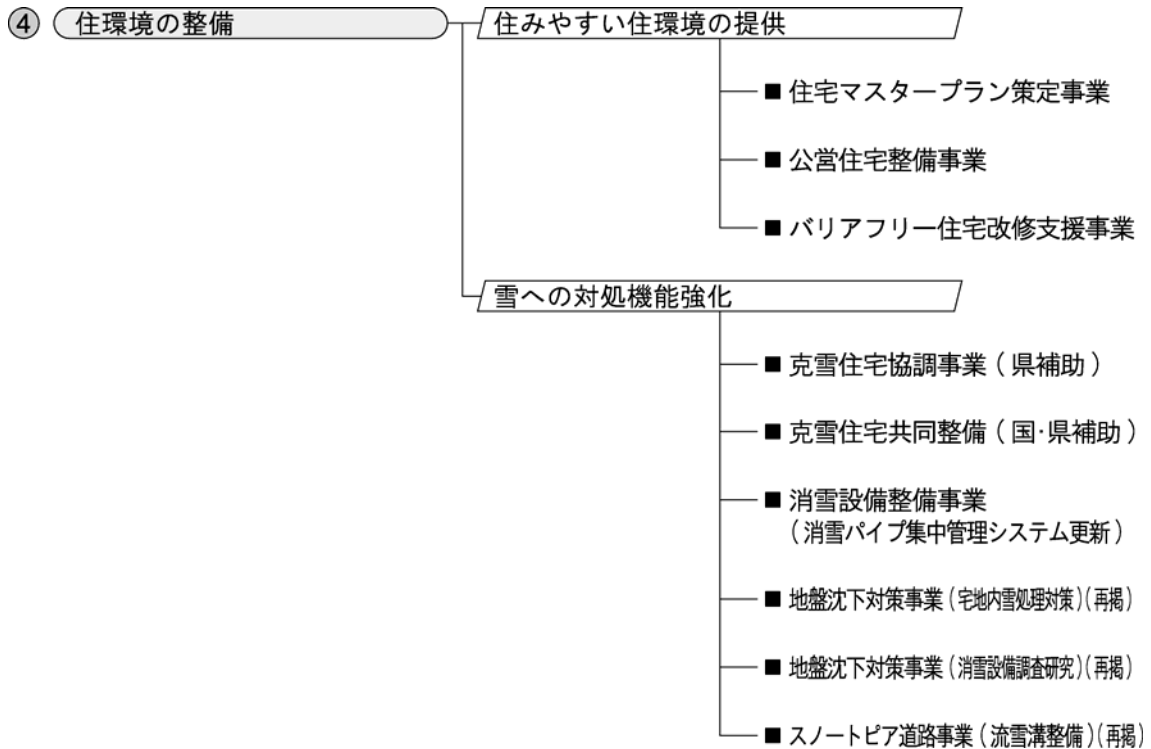
地下水利用による消雪のための井戸の新設が禁止されている地盤沈下地域を対象として、宅地内雪処理施設整備にかかわる費用の一部を補助し、冬期の生活空間確保を図ります。

■ 地盤沈下対策事業（消雪設備調査研究）（再掲）

地下水に依存しない消融雪方法を導入するための調査研究を推進します。

■ スノートピア道路事業（流雪溝整備）（再掲）

大切な地下水資源を守るため、中心市街地の除排雪に効果のある流雪溝を整備し、雪に強いまちづくりを進めます。



公営住宅の整備（舞子団地）

5. 上下水道の整備

現状と課題

「21世紀は水の時代」と言われるほど、世界的な水不足の進行や環境汚染問題の顕著化が問題となっています。南魚沼市は水源地域としての大きな役割を担っており、水が限りある資源であるという認識を市民が共有した上で、その有効利用を促進することが求められています。

本市では、安全で安心な水道水の安定供給と、環境に配慮した適切な汚水処理の普及に努めています。平成16年度の上水道普及率は96.2%であり、新潟県の平均値98.3%と同程度の値を示しています。下水道普及率^{※1}は75.0%であり、新潟県の平均値56.1%を大きく上回っています。また、下水道整備区域における水洗化率^{※2}は75.9%であり、新潟県の平均値81.9%をやや下回っています。

下水道の未整備地区については整備の促進が求められますが、下水道整備が難しい中山間小規模集落などでは、合併浄化槽などの個別処理方法の導入促進を検討する必要があります。また、処理施設や給排水管の老朽化がみられることから、施設や設備の適正な維持管理と機能向上の推進が求められます。

基本方針

良質な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理を推進します。

地域の実情に応じた汚水処理を行い、生活排水の適正処理と施設や設備の維持管理を計画的に推進するとともに、下水道が整備された地域については、接続の啓発・指導を強化します。

災害時における安定した飲料水の供給と衛生環境の維持、さらに速やかな復旧の確立を図るための体制づくりを推進します。

施策の概要

● 安全・安心な上水道の供給

安全・安心で良質な水道水を安定して供給するため、上水道の整備と適正な管理に努めるとともに、水資源の有効活用を推進します。また、災害に強い給水体制確立のための検討を推進します。

● 環境に配慮した汚水処理

生活環境の改善や河川環境の保全を図るため、地域の状況に即した汚水処理を行い、適正な管理に努めます。また、災害時における汚水処理機能維持のための対策の検討を推進します。

主要な事業

■ 上水道配水管整備事業

災害に強く、常に安定して安全な水を供給できるよう、施設の整備や更新を計画的に推進します。

■ 簡易水道整備事業

災害に強く、常に安定して安全な水を供給できるよう、施設の整備や更新を計画的に推進します。

■ 浄水場監視制御装置更新事業

常に安全で安心な水を安定して供給できるよう、浄水施設の更新を計画的に推進します。

■ 大和地域東地区配水池整備事業

災害に強く、常に安定して安全な水を供給できるよう配水池、の増設や新設を推進します。

■ 公共下水道整備事業

公共下水道の面的整備を計画的に推進します。

■ 農業集落排水事業（五十沢東部地区）

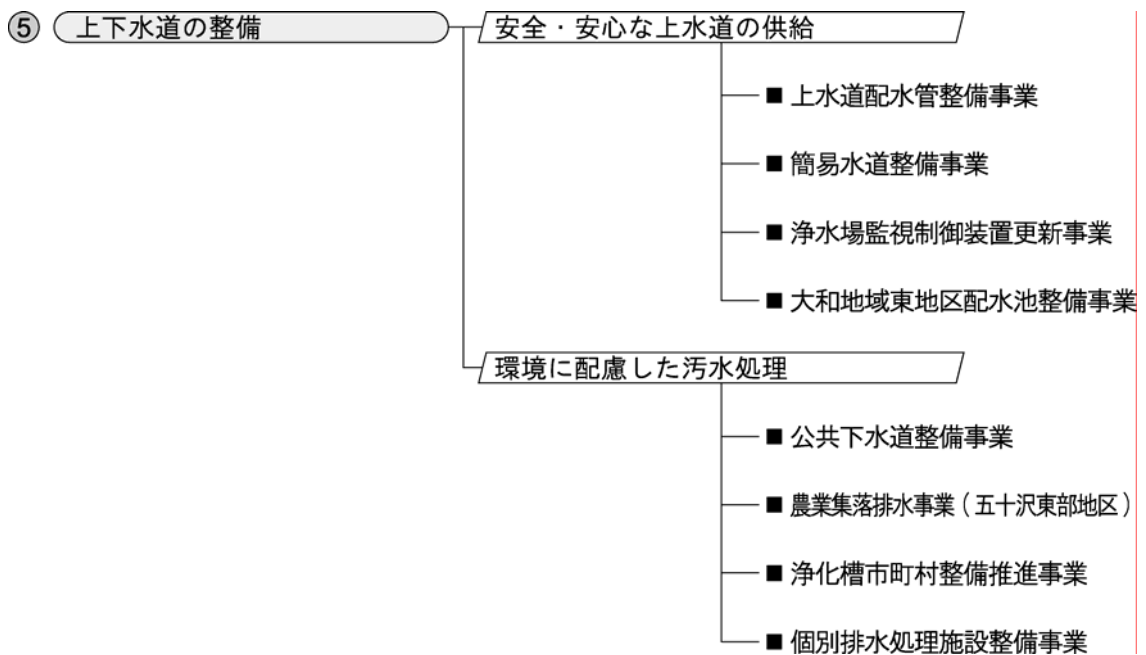
農業集落排水施設の面的整備を計画的に推進します。

■ 浄化槽市町村整備推進事業

地域の汚水浄化を図るため、公共下水道や農業集落排水の整備地域以外においては浄化槽の整備を推進します。

■ 個別排水処理施設整備事業

地域の汚水浄化を図るため、公共下水道や農業集落排水の整備地域以外においては浄化槽の整備を推進します。



※1 下水道普及率
 $(\text{下水道整備済区域人口} + \text{南魚沼市の人口}) \times 100$

※2 水洗化率
 $(\text{下水道整備済み区域人口のうち水洗便所設置済の人口} + \text{下水道整備済み区域人口}) \times 100$

6. 防災施設の整備

現状と課題

平成16年10月に発生した中越大震災は南魚沼市も甚大な被害をもたらしました。この教訓を活かして、消防体制や自主防災組織の機能向上、緊急避難体制の強化など、さまざまな防災体制の強化を図っています。

地震だけでなく、集中豪雨や大雪、雪崩や土砂崩壊などさまざまな自然災害にも備える必要があります。治山、治水施設の適切な整備による危険箇所の解消や、災害時の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することが求められます。

基本方針

自然災害から市民の生命や財産を守るため、自然環境の保全を図りながら、治水・治山事業を推進します。

避難場所の整備や耐震・耐火・耐水・克雪などの機能強化を図るとともに、道路や公園など緊急時に避難場所として利用できる新たなオープンスペースの確保に努めます。

市民一人ひとりの防災意識の高揚、災害時の対応知識や避難場所の周知などを図ります。

施策の概要

● 水害防止整備の推進

河川の氾濫による水害を防止し、生活の安全を図るために、河川環境に配慮した整備を推進します。

● 砂防整備の推進

地域での安全な生活を維持し、国土の保全を図るために、砂防整備を推進します。

● 防災公園や避難所の整備推進

六日町地域中心市街地の災害時における避難場所を確保するために、防災公園や避難所の整備を推進します。

主要な事業

■ 河川整備事業

地域の生活の安全を図り、水害のない、河川環境に配慮した整備の推進と維持を図ります。

■ 砂防事業

斜面の崩壊や、土砂流出による災害を防ぎ、地域の安全を確保するため、必要箇所への適切な施設整備と、既存の施設の維持を図ります。

■ 急傾斜地崩壊危険箇所整備事業

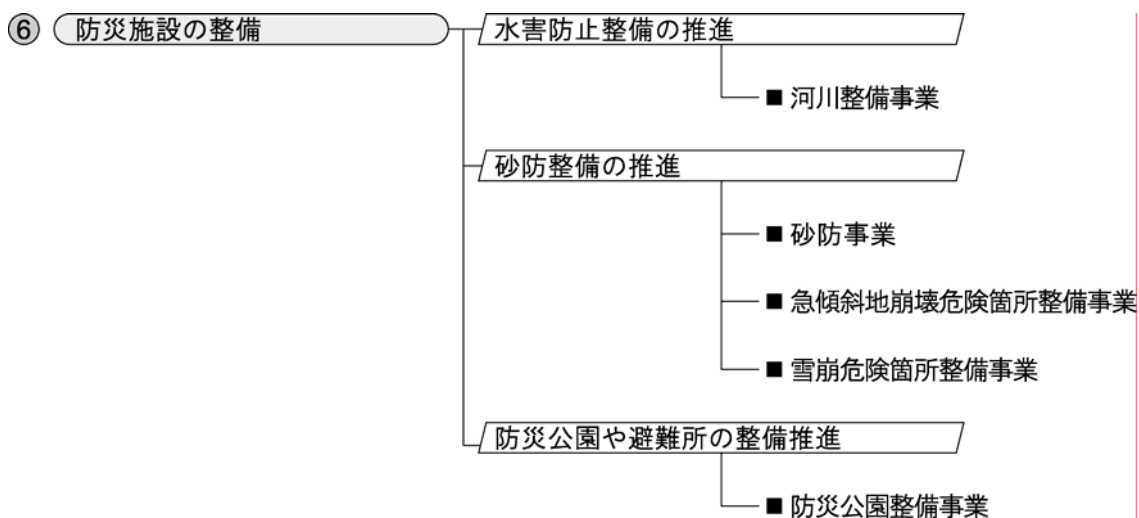
崩壊の危険性がある箇所への適切な施設整備を図ります。

■ 雪崩危険箇所整備事業

雪崩の危険性がある箇所への適切な施設整備を図ります。

■ 防災公園整備事業

家屋が密集する六日町地域中心市街地の災害時における避難場所を確保するため、旧三国川ダム工事事務所跡地を活用して、通常は地域コミュニティの交流や憩い・健康づくりなど多目的に利用できる防災公園を整備します。



砂防ダム（岩の沢川）



大崎ダム湖公園

第5章

産業振興

豊かな自然を活かし、自然や人にやさしく
力強い産業のまち

- 1. 農業の振興
- 2. 林業の振興
- 3. 観光の振興
- 4. 商工業の振興
- 5. 雇用の促進

1. 農業の振興

現状と課題

南魚沼市が誇るコシヒカリは、地域ブランドとして全国で高い評価を受けており、本市の農業産出額の8割以上は米が占めています。しかし、近年農家数や農業就業者人口の減少、農業従事者の高齢化が進行しています。

コシヒカリをはじめとする農畜産物や水産物を安定的に供給するためには、消費者のニーズを的確に捉えながら複合化や効率化を図るとともに、競争力や販売力を強化することが求められます。また、環境保全型や循環型への対応が今後さらに求められます。

基本方針

コシヒカリを核として、農業基盤の整備、農地の利用集積や組織化を進めるとともに、次代の農業を担う人材の育成を進め、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。

地域特性を活かした個性ある農畜産物や水産物の生産・開発・流通などを支援し、天候に影響されにくいバランスのとれた農業・畜産業・水産業の確立を図ります。

施策の概要

● 個性ある農産物の開発と流通の支援

地域の特性を活かした個性ある農産物の開発や流通の支援を図るとともに、地域ブランドとして確立している南魚沼産コシヒカリについて、販売戦略のさらなる強化を推進します。

● 環境保全型農業の推進

畜産排せつ物をはじめとして、農林業有機資源の堆肥化とその活用を図り、循環型社会に根ざした環境保全型農業を推進します。また、安全な農産物を生産し、消費者へ届ける体制づくりを推進します。

● 農業の担い手育成支援

地域の農業を担う人材を確保し、次代の農業をリードする人材を育成するための支援を行います。

● 農業基盤の整備

営農の効率化を図り、地域農業の収益性を向上させるため、農業の基盤となる農地や農道、農業用水機能の整備を推進します。また、農業集積地の生活基盤整備を進め、自然と共生する営農環境づくりを推進します。

● 畜産業の支援

生産技術の高位安定により生産性の向上を図るとともに、コスト低減による経営体質の強化を推進します。また、広域有機センター等の堆肥処理利用施設を活用した耕畜連携農業を推進します。

● 水産業の支援

虹鱒、鮎、鯉などの水産資源の生産拡大を図ります。また、錦鯉の品質向上のための施設整備を支援します。

● 食の安全の推進

生産者と消費者による「食」に関する情報の共有化や相互理解を推進するとともに、安全・安心な食品を確保するための体制を強化します。

主要な事業

■ 特産品の販売戦略の強化・推進

関係機関との連携を図り、情報の活用や販売経路の拡大などによる販売戦略の強化・推進を図ります。

■ 南魚沼広域有機センター施設活用事業

家畜排せつ物の資源化を推進し、環境保全型農業の確立のために、南魚沼広域有機センターの活用を図ります。

■ 農業人材育成事業

地域の主要産業である農業の振興を図るため、農業を担う人材を育成します。

■ 農道整備事業

農産物の流通の合理化と作業の効率化を図るため、農地と農業施設をつなぐ農道の整備と維持を図ります。

■ 経営体育成基盤整備事業

農業生産基盤を確保するため、農地の機能向上、農業基盤整備の充実を図ります。

■ ため池等整備事業

貯水機能を維持するため、老朽化した、ため池の更新を図ります。

■ 中山間地域総合農地防災事業

平坦地の少ない中山間地域において、農業生産活動の維持と、安心して暮らせる居住環境の整備を推進します。

■ 中山間地域総合整備事業

平坦地が少なく、農業の生産条件が制約される中山間地域を対象に、農業生産基盤、農村生活環境基盤の整備を推進します。

■ 基幹水利施設補修事業

用水機能を維持するために、老朽化した基幹水利施設の更新を図ります。

■ 畜産業の支援

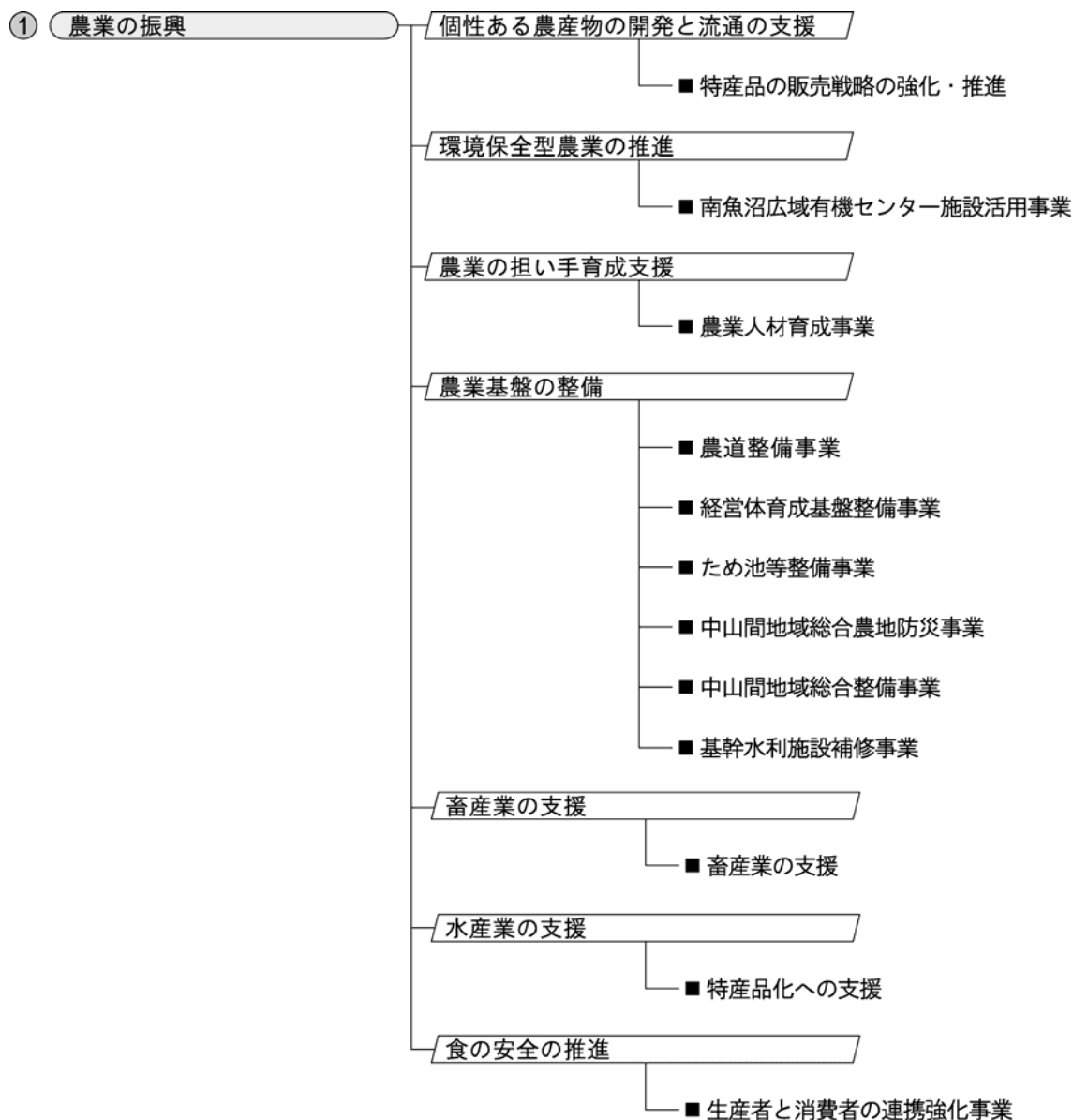
畜産環境の整備および消費拡大に向けた取組みを推進します。

■ 特産品化への支援

水産品を地域の特産品として確立し、ブランド化に向けた取組みを推進します。

■ 生産者と消費者の連携強化事業

NPO等市民主体の団体や民間企業との連携により地場製品のPRと生産者・消費者の交流を図りながら、安心・安全な食品の提供と確保、地産地消の促進に向けた連携を推進します。



南魚沼広域有機センター

資源循環型農業を目指した、発酵棟、脱臭棟、製品保管棟からなる有機資源（畜産排泄物、きのご糞菌床、給食調理残渣、もみがら等）の堆肥化施設。南魚沼市や湯沢町の有機資源をここで良質の堆肥にし、農地に還元している（施設管理 J A 魚沼みなみ）。



コシヒカリ



八色西瓜



サラダほうれん草



ソバ



大崎菜

コシヒカリをはじめ、八色西瓜、八色椎茸、大崎菜やサラダほうれん草等の野菜、休耕田利用によるソバの栽培、ワイン加工用・生食用のブドウのほか、地域伝統の野菜、魚沼巾着なす、かぐら南蛮、えのき茸、糸瓜（なますうり）、メロン、いちじく、アスパラガス、カリフラワー、里芋、さつまいも、鉢物（花）、切花など、豊かな水と土、風土を活かした作物の栽培が盛んに行われ、市の内外から高い評価を受けている。



カントリーエレベーター



加工用・生食用ブドウ

2. 林業の振興

現状と課題

南魚沼市の森林面積は、39,314 ヘクタール（平成12年度 新潟県農林水産統計年報）で、市域面積の約67%を占めています。これらは木材を生産し、水源涵養や山地災害防止など市民の生活を支えると同時に、豊かな緑や清らかな水を育む優れた自然景観を形成しています。しかし木材価格の下落や後継者不足などにより、林業の生産活動は低迷しており、継続的に管理すべき人工林の荒廃、森林の持つ多面的機能の喪失が懸念されています。

基本方針

森林組合等と連携し、植林や間伐など継続的な造林保育に取り組みとともに、森林の保全管理や木材生産の効率化のために林道整備や治山事業を推進し、良質木材を将来にわたって生産できる活力ある林業の振興を図ります。

貴重な天然林の保護・育成を推進するとともに、豊かな自然環境の、市民の憩いや交流の場、グリーンツーリズムなどの観光レクリエーションの場としての活用を図ります。

施策の概要

● 地域森林資源の活用

地域森林資源の環境保全を進めるとともに、豊かな自然を活かしたアウトドアレクリエーションの場としての整備を進め、市民のレジャーの場、都市部からの利用者との交流の場としての活用を図ります。

● 林地の保全・林業基盤の整備

森林環境の保全と将来の価値ある良質材生産による林業振興のため、継続した造林保育を推進するとともに、森林組合と連携して間伐材有効利用方策の研究開発に取り組みます。

● 治山事業の推進

林地環境の保全と市民生活の安全のため、地すべり、土砂崩れなどを防止する治山事業を推進します。

主要な事業

■ 生活環境保全林整備活用事業

越後三山森林公園周辺の森林環境保全と施設整備を推進し、水無川上流部の森林と溪流の成す自然を観光レクリエーションの場として活用を図ります。

■ 分収造林事業

地域資源として重要な森林を維持するため、継続的な保育、造林を推進します。また、森林組合との連携により、地元材の利用促進、間伐材の有効利用などの方策を検討します。

■ 林道開設事業

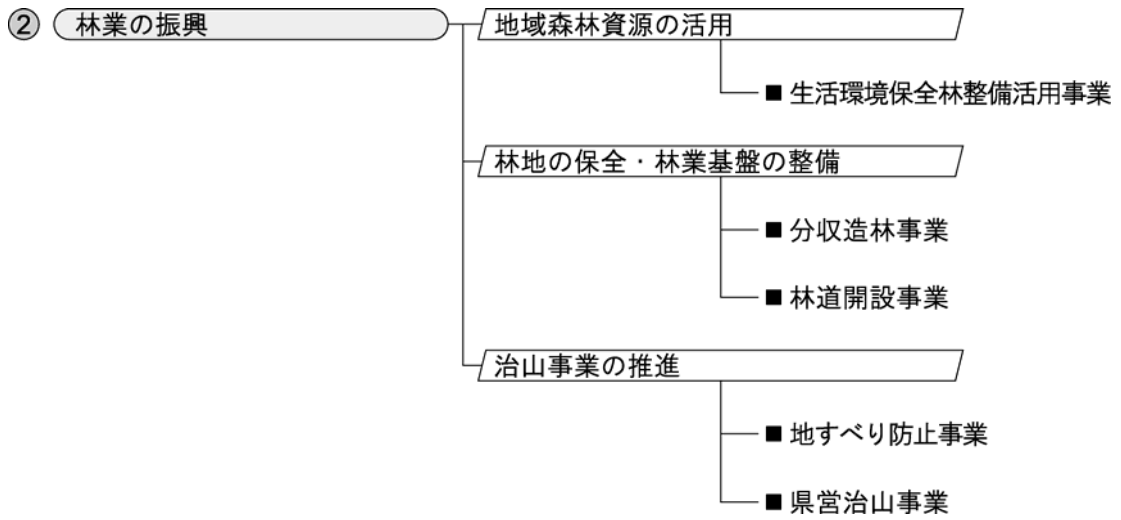
保育、造林と適期伐採による木材生産の効率化を図るため、林道整備を推進します。

■ 地すべり防止事業

林地環境の保全と市民の安全を確保するため、地すべり危険箇所における防災施設の整備を推進します。

■ 県営治山事業

山地の荒廃防止や荒廃地の復旧を行うとともに、林地の維持を推進し、地域の山地の保全を図ります。



生活環境保全林整備事業「千之沢小屋」(荒山)

越後三山森林公園内に設置された千之沢小屋は、越後三山の1つ駒ヶ岳登山道の入り口に位置する。トイレと12畳の簡易休憩所があり、対岸の山々を眺望できる。公園としての全体的な整備が進んでおり、登山やハイキングなど、森林環境の活用が見込まれている。



植 林



森林でのイベント(演奏会)

3. 観光の振興

現状と課題

南魚沼市の主要な産業である観光産業は、これまで恵まれた地域資源を活用した冬季のスキー観光を基幹として発展してきました。しかし近年、観光客のニーズの多様化や少子高齢化、高速交通網の整備などの影響により、市内スキー場の入込み客数は激減しています。

今後はスキー観光を核としながらも、地域の貴重な自然資源や人文資源を有効活用し、四季を通じて人が繰り返し訪れる、個性的で魅力ある観光の振興が求められます。

基本方針

観光客の多様なニーズに対応し、四季を通じた個性的で魅力ある観光振興のための施策を計画的に推進します。

周辺地域と連携し、新たな資源の発掘・開発を含めて、地域に散在する魅力ある観光資源を有機的に結び、広域的視点による観光振興を推進します。

施策の概要

● 観光振興の計画的推進

産業振興ビジョンを策定し、豊富な地域資源を活用して四季を通じて親しまれ、活用される計画的な観光施策を推進します。

● スキーなどスポーツ観光の推進

冬季のスキー観光を核として、四季を通じて楽しめるスポーツ観光施策を推進します。

● 地域特性を活かした四季観光の推進

豊かな自然環境、清らかな水、全国ブランドのコシヒカリや文化、歴史を活かした観光施策を推進します。また、市内の神社・仏閣・美術・博物館の活用を推進します。

● 体験・交流観光の推進

グリーンツーリズムなどの体験型観光や、友好・姉妹都市をはじめとした、都市部や他地域の人々との交流による観光施策を推進します。

● 利雪・遊雪観光の推進

雪まつり、雪譜まつりなどの雪を活かした地域イベントを連携させる「南魚沼冬物語」を企画し、シーズンを通じた誘客を積極的に推進します。

● 国際観光の推進

地域の豊かな自然と文化を活かした国際観光を推進します。また、そのための受入体制の整備を推進します。

● 観光施設や情報の機能向上

来訪者や地域住民のニーズを踏まえた観光施設の整備や、情報提供の機能向上を推進します。

主要な事業

■ 産業振興ビジョン策定事業

地域の観光施策を計画的に推進するために、産業振興ビジョンを策定し、これに基づいた個性あふれる観光振興を図ります。

■ 運動・スポーツ観光の推進

スキー、スノーボード、乗馬、スカイスports、釣り、ラフティング、カヌー、キャンプ、登山、サイクリングなど、運動・スポーツ観光を推進します。

■ 生命・癒し・健康観光の推進

温泉の癒し効果を活用し、こころの健康・身体の健康増進を図る健康観光を推進します。

■ 文化・歴史観光の推進

神社・仏閣をはじめとした名所・旧跡・歴史的資源を活かした観光客誘致を推進します。

■ 野外・山岳観光の推進

温泉や食文化など、山岳と他の地域資源とを組み合わせた山岳観光を推進します。

■ 体験・交流観光の推進

豊かな自然の中に滞在しながら、農山村の暮らしや自然を体験・学習できる体験観光を推進します。また、来訪者へのおもてなしと交流を通じ、市民が一体となって、南魚沼の素晴らしさを再認識するとともに内外に伝えられるよう努めます。

■ 利雪・遊雪・親雪観光の推進

雪まつり・かまくらまつり・雪譜まつりを中心とした利雪・遊雪・親雪観光を推進します。

■ 国際観光の推進

観光関係団体等と連携して、アジアを中心とした海外からの観光客の誘致に努めます。

■ 温泉交流施設建設事業

温泉を介して、観光客と市民の交流が図れる施設の整備を推進します。

■ 観光情報発信拠点施設整備

来訪者に地域の魅力を伝え、さまざまな情報の需要に対応できる施設を整備し、四季を通じた観光振興を図ります。

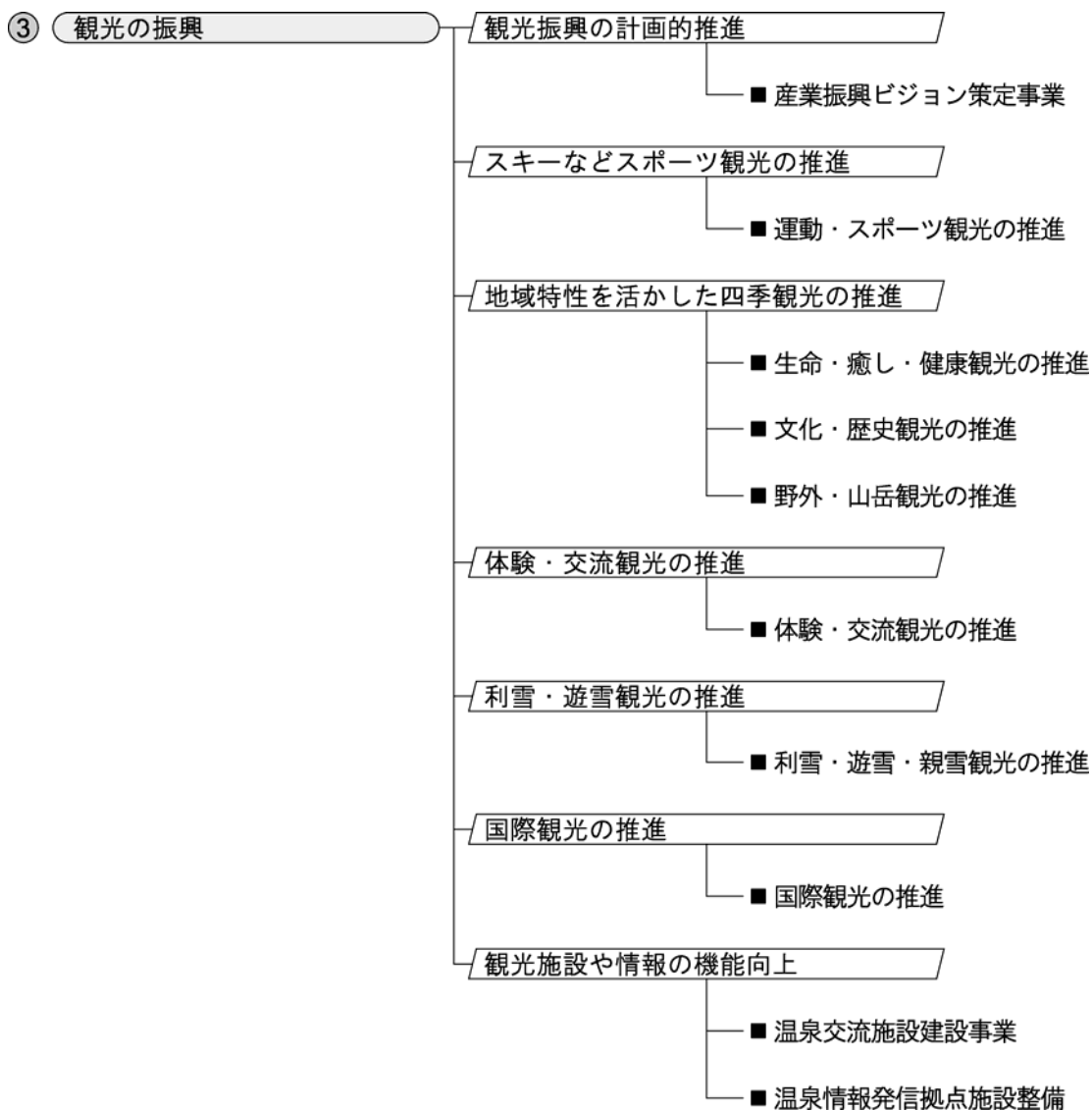


南魚沼市雪まつり（雪上ステージ）



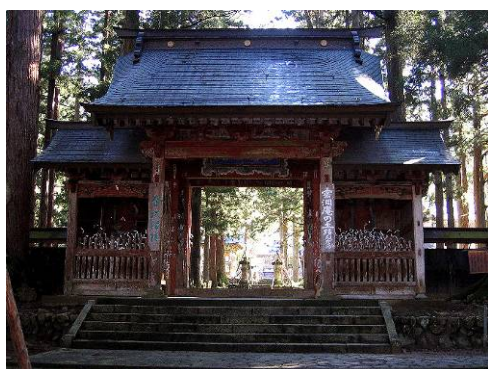
（かまくら）

毎年2月第2土日曜日の2日間にわたり六日町地区の特設会場において開催され、平成18年で56回を数える。雪上ステージでの郷土芸能発表や、かまくらの公開、昔がたり、映像による地域の歴史や民俗の紹介の他によさこい踊りの披露やコンサートが行われる。



雪譜まつり

毎年2月第3土曜日に塩沢地区の特設会場において開催され、平成18年で22回を数える。600本近いローソクがともされ、山伏による大護摩法要や、雪中歌舞伎など、雪国の生活と文化を体感できる。



雲洞庵

金城山の麓に所在する曹洞宗寺院。室町時代永享年間、上杉憲実公によって建立され、その後、江戸時代宝永4(1707)年に、新潟県出雲崎の小黒甚内を棟梁とする大工群によって再建。近世寺院建築のもっとも優れたものとされている。本尊釈迦牟尼仏、脇侍、迦葉尊者、阿難尊者、十六羅漢を安置し、雲洞庵宝物殿には、上杉景勝公遺墨ほか、武田信玄公書状、北高禅師「火車落としの袈裟」、戦国時代の武将の古文書などを展示。本堂は県指定文化財。



五十沢キャンプ場

五十沢川上流の、自然に囲まれたキャンプ場。総面積21ヘクタールに、五十沢川をはさんで3,500平方メートルのキャンプサイトと130台分のオートキャンプサイト、セントラルロッジ、林業体験実習館、運動広場、バンガローなどの施設がある。



魚野川手作りいかだ川下り



南魚沼市ナイトウォーク



温泉

市内には豊かな湯量、泉質の温泉が湧出しており、市内だけでなく、地域外からの多くの利用者にも親しまれている。

4. 商工業の振興

現状と課題

南魚沼市では地場産業の振興や企業誘致を推進しており、これまでに事業所数約170ヶ所、従業者数約4,200人の雇用の場が創出されています（平成16年度工業統計調査4人以上事業所）。今後も社会経済情勢を的確に捉えながら、既存産業の経営基盤強化を支援するとともに、新たな優良企業の誘致や商品開発などの工業振興支援策を講じる必要があります。その一方で、環境との共生を強く意識した取り組みが求められます。

商業は、卸業、小売業ともに平成9年をピークに年間販売額の減少が見られます（平成14年商業統計調査）。特に中心市街地の商業は、経営者の高齢化や後継者不足、多様化する消費者ニーズへの対応の遅れ、大規模店舗の郊外への進出などの影響による休業が相次ぐことで、相対的に活力が低下しており、賑わいのある中心市街地の再生が求められています。

基本方針

地域の産業資源や高速交通網を活用した地域経済の発展を計画的に推進します。

工業については、既存産業の活性化や工業団地の再整備、職業能力開発施設機能の充実等、産業を支える人材の育成を図るとともに、新規事業の創出や進出を積極的に支援します。

商業については、商業活動や商店街の活性化とそれを支える都市基盤整備を推進するとともに、居住、交流、商業の総合的な視点に立って、まちの顔である中心市街地の機能集積と活性化を推進します。

施策の概要

- **産業振興の計画的な推進**
産業振興ビジョンを策定し、企業誘致など計画的な地域産業の振興を推進します。
- **産業の育成支援**
既存産業の活性化や新規産業の育成などの支援、職業能力開発施設機能の充実等、産業を支える人材育成の支援を推進します。
- **中心市街地の活性化**
計画的に事業を推進するため、中心市街地活性化基本計画の策定を検討します。また、商店街の連続性を維持し、集客力と周遊性を向上させるため、空き店舗の活用を図ります。そのために、新規開業者の空き店舗への出店を支援するとともに、まちの活性化のために、地域住民の交流や生涯学習の拠点としての空き店舗の活用を検討します。
- **地域特産商品の開発推進**
「米」や「水」などの豊かな地域資源を活用して、南魚沼市ブランドとなる特産品の開発、情報の活用や販売経路の拡大を推進し、観光資源としての活用とともに新たな産業や雇用の創出を図ります。

主要な事業

■ 産業振興ビジョン策定事業

地域の産業振興を計画的に図るため、産業振興ビジョンを策定し、これに基づいた力強い産業の振興を図ります。

■ 産業振興事業

異業種間の連携による地域ブランドの創出やそのための商品開発や販路拡大、情報宣伝強化の支援、職業訓練センターなどの活用による人材育成の支援を推進します。

■ 既存産業育成事業

織物産業等の地場産業の振興を図り、マーケティングに対する支援や、効率的・効果的な企業経営の方策を民間事業者や研究機関等と共同研究します。

■ 新規産業育成事業

高速通信ネットワークを活用し、新規産業の育成を支援します。またSOHO※タウン化に向けたインフラ整備を推進します。

■ 職業能力開発施設活性化事業

職業能力開発施設の現状事業を継続するとともに、産業構造や雇用環境の変化、働き方の多様化、少子高齢化の進展などに対応した新たな職業能力開発事業を推進します。

■ 中心市街地活性化基本計画の策定検討

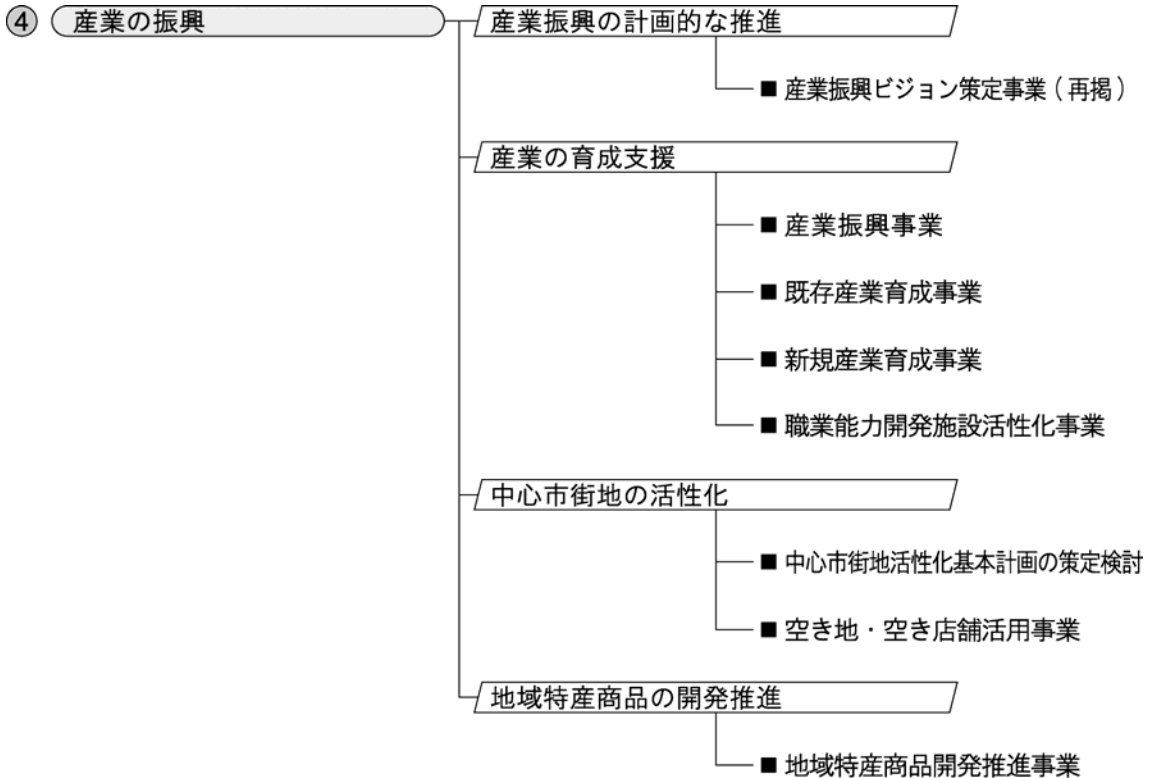
中心市街地の居住、交流、商業を総合的かつ体系的に集積、活性化するため、中心市街地活性化基本計画の策定を視野に入れた検討を行います。

■ 空き地・空き店舗活用事業

中心市街地の活性化と、新規起業を促進するため、空き地や空き店舗の活用を支援します。

■ 地域特産商品開発推進事業

地域資源を活用し、新たな商品開発を推進するとともに、情報の活用、販売経路の拡大等による地域特産品の販売促進など、観光産業との連携による消費者の誘致・獲得を行います。



5. 雇用の促進

現状と課題

南魚沼市の人口の社会動態をみると、平成10年度以降は市外への転出者が市内への転入者を上回っています。この大きな要因のひとつとして、多様化する雇用環境への対応の遅れが考えられ、地域経済の活性化による雇用の確保と創出が求められています。また、雇用の確保と創出のためには住宅、教育、福祉等、多分野の政策や取組みとの連携が不可欠です。

基本方針

市内への企業の立地や起業・創業を促進し、産業振興と雇用の増大を図るとともに、求人情報の把握と効果的な提供に取り組みます。

次代を担う若者をはじめとする就業希望者の雇用安定化を図り、生涯を安心して過ごせる地域づくりを目指します。

施策の概要

● 雇用の安定化

若者をはじめ市内での就労希望者が地域で働き続けられるよう、公共職業安定所（ハローワーク）と連携して求人情報の提供や企業と希望者とのマッチングを推進し、雇用の安定化を図ります。

● 新規起業の支援

新分野への進出や新技術の開発など、起業・創業に取り組む企業や団体、個人に対して、国や新潟県の制度を活用した支援を推進するとともに、その促進を図ります。

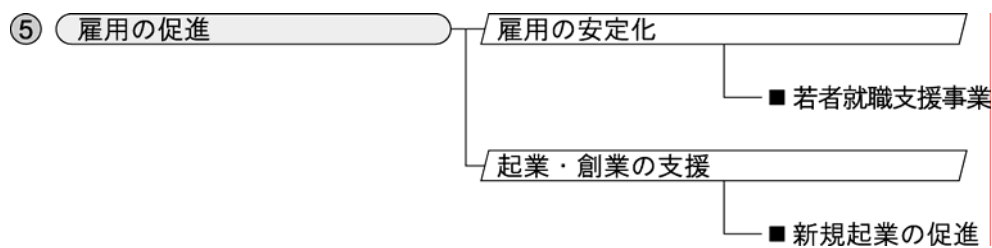
主要な事業

■ 若者就職支援事業

若者の市内での就職や職場への定着を促進するため、情報の提供や地元企業との出会いの場の設定などを、ハローワークと連携して推進します。

■ 新規起業の促進

チャレンジ・ショップ事業^{*}を拡充するとともに、個々の事業者や新規起業による自主的な出店の支援を推進します。



チャレンジ・ショップ事業による出店（事業主体：六日町駅前通商店街協同組合）



JR 六日町駅前

※ チャレンジ・ショップ事業

中心市街地に位置している既存の空き店舗を活用し、独立開業する意欲ある事業者に1年間、2～3坪程度のミニショップの経営の場を提供する制度。独立開業するための経験を踏まえた本格開業ができることを目的としている。さらに、南魚沼市中心市街地の活性化および商業振興のための新たな担い手育成を目的としている（事業主体：六日町駅前通商店街協同組合）。

第6章

行財政改革・市民参画

市民と築くあかるい自治のまち

- 1. 行財政運営の効率化
- 2. 市民主体のまちづくり
- 3. 災害に強い安全と安心のまちづくり
- 4. 高度情報化の推進
- 5. 交流の推進

1. 行財政運営の効率化

現状と課題

南魚沼市として新たな一步を踏み出すにあたり、これまで以上に新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められています。しかし、国、地方とも大幅な財源不足にあり、限られた財源をより効果的に執行する、簡素で効率的な行財政システムを確立する必要があります。このような情勢を受け、「南魚沼市財政健全化計画」（平成 17 年 12 月策定）の主旨に則った行財政改革を推進し、地方分権の推進体制を確立します。

基本方針

行財政改革大綱を策定し、地方分権社会にふさわしい行財政改革の推進を図るとともに、組織機構の再編や職員の資質向上、行政事務の効率化・高度化を推進し、行政の質の向上を図ります。

民間諸力との積極的な協働を図り、効率的な行財政運営を推進します。

行財政運営の状況に応じて庁舎方式の再編や見直しを検討します。

施策の概要

● 行財政改革の推進

行財政改革大綱を策定し、市民の信頼と期待に、よりの確に応えられる行財政改革の推進を図るとともに、行政事務のスリム化や組織・公共施設の活性化、効率化を推進します。

● 行政評価の活用

行政運営とその状況を市民にわかりやすく、明確に評価することで事業の計画的かつ効率的な進捗を図ります。

● 財政の健全化

平成 17 年 12 月に策定した財政健全化計画を推進し、将来世代に過負担を強わず、年度間の行政需要の変動に弾力的に対応できる健全な財政基盤の構築を目指します。

● 職員の資質向上

行政サービスをよりの確に行い、市民からの要請に応え、新たな課題に柔軟に対応できるよう、職員の意識改革を進め、行政マンとしての対応性、専門性の向上を図ります。

● 民間活力との協働

施設やシステムの効率的、効果的運営のため、民間企業やNPO・ボランティアなどの市民団体との連携を推進し、指定管理者制度の活用や民間化など、民間活力の積極的な導入を図ります。

主要な事業

■ 行財政改革大綱の策定

まちづくりの指針となる行財政改革大綱を策定し、市民の信頼と期待に応える行財政運営を推進します。

■ 公共施設の効率化対策と機能整備事業

行財政改革大綱の策定と連動しながら、統廃合も含めた公共施設の効率的な配置・運営や機能整備を推進します。

■ 庁舎整備事業

本庁舎に機能を集中させるため、必要な庁舎整備を進めます。

■ 補助金・負担金の見直し

限られた財源の中で、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる財政基盤を確保するため、費用対効果の視点から補助金・負担金の適正化を図ります。

■ 外郭団体等の見直し

民間との役割分担を検証し、統廃合を含めた組織や業務のスリム化を図るとともに、経営状況や活動内容などの情報公開を推進し、透明性を確保します。

■ 総合計画の推進と進行管理

総合計画の効果的な推進と進行管理を図るため、施策・事業の執行状況や進捗状況を事務事業の評価によつて的確に把握します。また、中間年に基本計画の見直しを行うなど、時代や変化に即応した総合計画の推進に努めます。

■ 行政評価システムの導入

市民に分かりやすく、開かれた市政を柔軟かつ効率的に推進するため、事務事業の評価システムを導入します。

■ 実質的な単年度収支の均衡

慢性的な財源不足を早期に是正するため、事務事業の見直しを推進し、限られた財源の効率的運用と単年度収支の実質的な均衡を目指します。

■ 財政構造の弾力化

財政の硬直化が急激に進んでいるため、歳入の確保に努めるとともに、経常的経費の徹底的な抑制や施策の見直しを進め、将来にわたり行政需要に弾力的に対応できる財政基盤を目指します。

■ 主要基金の確保

枯渇している主要基金（財政調整基金・減債基金）を計画的に積立て、必要額を確保します。

■ 人事評価システムの導入

効果的、効率的な行政運営と職員の資質向上を図るため、目標管理による職員人事の評価システムを導入します。

■ 職員の資質向上

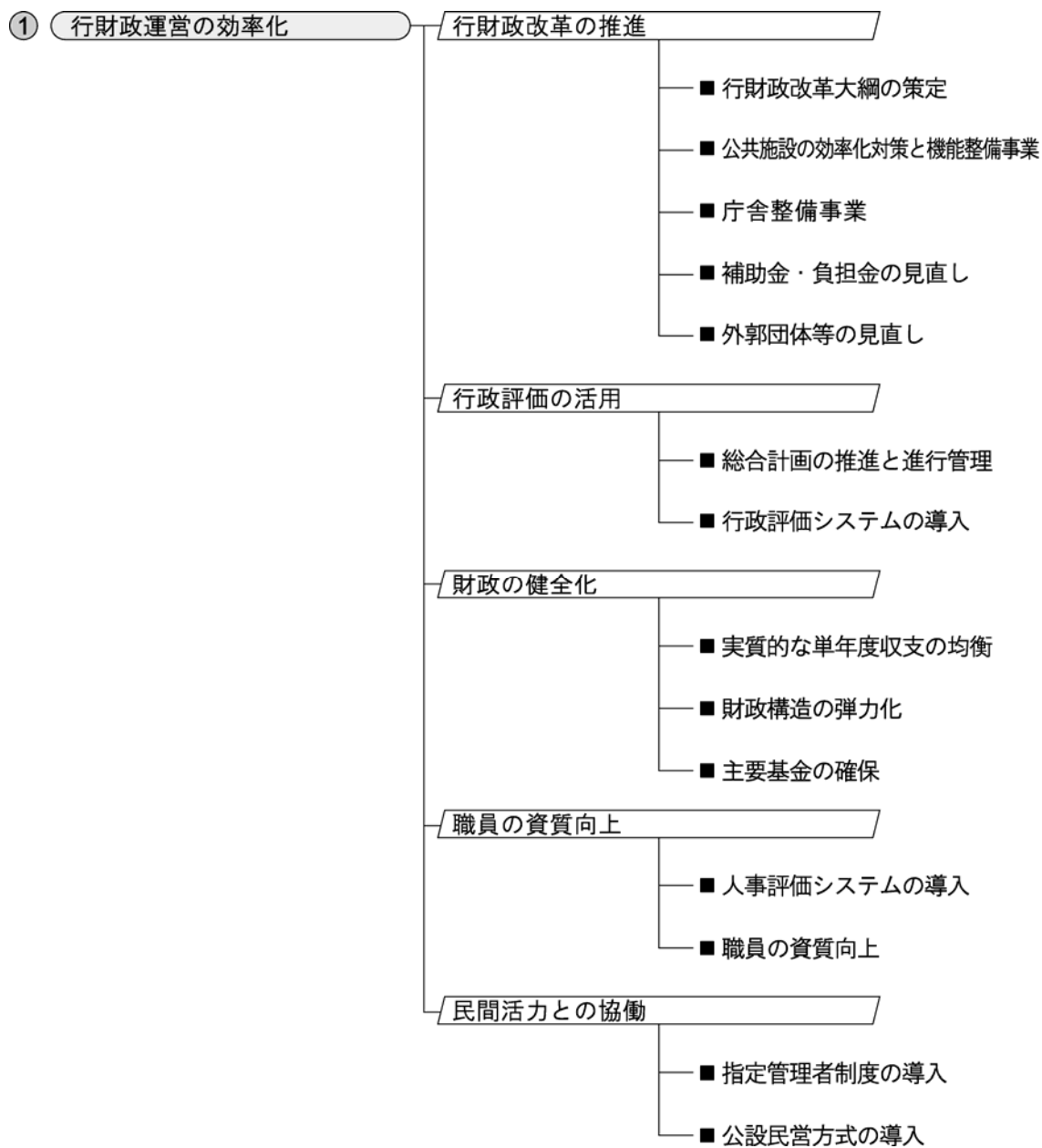
講習・研修や資格取得、大学や民間企業への派遣などにより、新たな行政課題に柔軟に対応できる専門性の高い職員の育成（プロフェッショナル化）を図ります。

■ 指定管理者制度の導入

民間のノウハウを活かした施設の有効活用と、行財政運営の効率化を目指し、指定管理者制度を積極的に導入します。

■ 公設民営方式の導入

公設民営化の検討を進め、効果が見込める施設への積極的な導入を推進します。





南魚沼市誕生記念式典



証明書の自動交付機

2. 市民主体のまちづくり

現状と課題

市民主体のまちづくりを推進するためには、自分たちのまちは自分たちでつくるといふ自治の意識が不可欠です。そして、市政におけるあらゆる場面において市民の声や主体的参加の促進、市民活動の機会、拠点の充実や支援が求められています。

基本方針

市民主体のまちづくりを積極的に推進する体制づくりを図ります。自治組織をはじめとするコミュニティの活性化、主導的役割を担うNPOやボランティア組織などの活動への支援を通して地域住民の主体的活動を促進します。

施策の概要

● 市民によるまちづくりのための体制確保

市民参画まちづくり条例を策定し、市民のまちづくりへの意識の高揚を図るとともに、市民の意見や主体的活動をまちづくりに反映できるシステムづくりを計画的に推進します。

● コミュニティ活動の充実

自治組織を通じた地域社会の振興や、地域コミュニティの活性化のための支援を推進します。

● ボランティア活動の支援

ボランティア組織による活動や情報発信などを支援するとともに、市民のボランティア精神の高揚を図ります。

主要な事業

■ 市民参画まちづくり条例の制定

市民のまちづくりに対する意識を高揚するとともに新市一体性の速やかな醸成を図るため、市民参画によるまちづくり条例を制定します。

■ 市民の声がまちづくりに活かされるシステムづくり事業

パブリックコメント制度、市民アンケート、審議会などへの公募、公聴会・出前説明、ワークショップ、市民意見募集、各地域での市政懇談会開催など、政策形成段階から施策の妥当性、実効性を確保するための仕組みを整備・充実します。

■ 地域コミュニティ支援事業

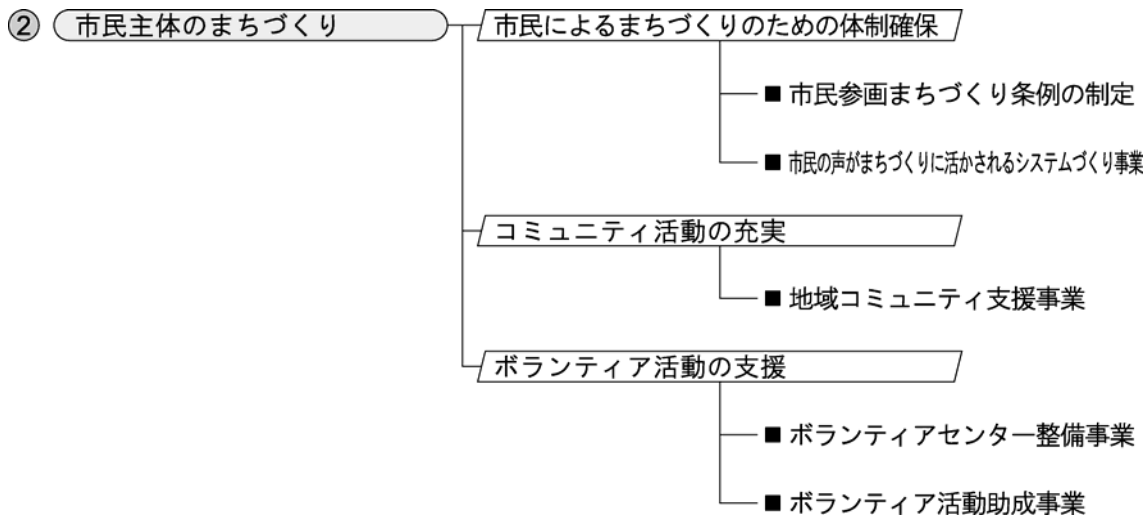
自治組織を通じた地域社会の振興や、地域コミュニティの活性化、市民の一体性を図るため、地域自治組織の強化充実を、合併特例債を充当した合併市町村振興基金造成による運用益などの活用によって支援します。

■ ボランティアセンター整備事業

市民が主体となって推進するボランティア活動の支援拠点として、社会福祉協議会との連携を図りながら、ボランティアセンターを整備します。

■ ボランティア活動助成事業

まちづくりの主導的役割を担うNPOやボランティア団体の活動を支援するため、活動資金やボランティア保険加入などへの助成制度を充実させます。



坂戸地区地域環境ボランティア

3. 災害に強い安全と安心のまちづくり

現状と課題

平成16年10月に発生した中越大震災は、南魚沼市にも甚大な被害をもたらしました。これまでの防災体制を見直し、震災の教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進することが求められます。

また、犯罪の複雑化や凶悪化、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪の多発などが社会問題となっているなか、市民一人ひとりの安全意識の高揚と、地域における防犯体制の強化が求められます。

基本方針

市民の生命と財産を災害や犯罪から守ることを最優先し、災害や犯罪の未然防止と災害発生時の被害の最小化のための体制強化を図ります。

災害時に市民と行政が迅速かつ正確な情報を共有し、的確な対応がとれるよう、緊急時の情報連絡体制の強化を図ります。

施策の概要

● 防災体制の強化

緊急時の対応や危険箇所への対処など、地域ぐるみの取り組み体制を強化します。また、緊急時の情報連絡体制強化のため、「コミュニティFM」の活用を推進します。

● 防犯・消防救急体制の強化

安全で安心なまちづくりを推進するため、地域ぐるみの防犯体制づくりを支援します。また、医療体制の構築に併せ、消防救急体制の機動性を強化します。

主要な事業

■ 防災無線の整備

災害時の情報収集・伝達や平常時の行政活動連絡に活用するため、新たな周波数を設定するとともに機器および中継局を設置します。

■ 地域防災計画の策定支援

地域の消防・防災力の向上を図るため、防災計画を策定し、地域防災組織の体制整備、防災・応急支援体制づくり、友好親善・姉妹都市などの防災相互応援協定の締結などを推進します。

■ 消防本庁舎整備事業

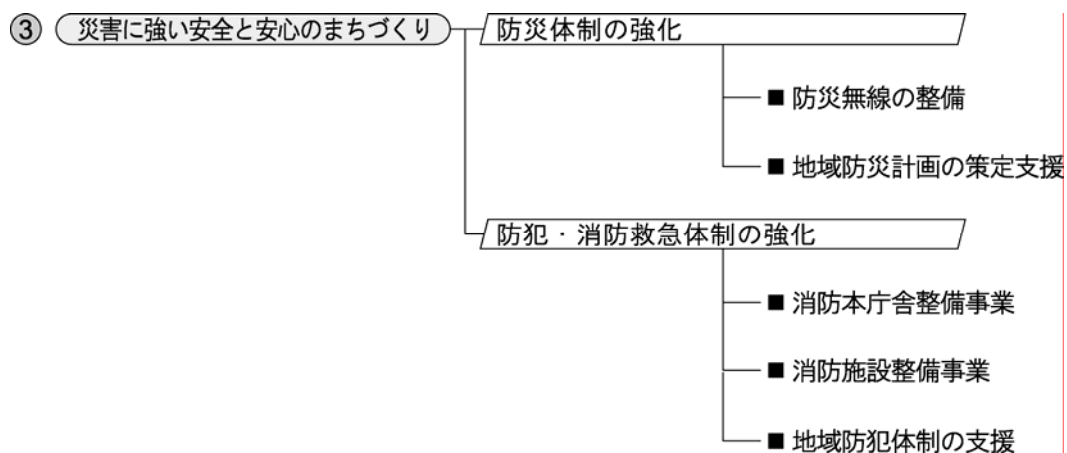
老朽化した本庁舎を改築し、消防救急体制の強化を図ります。

■ 消防施設整備事業

既存施設を計画的に更新し、災害に強いまちづくりを推進します。

■ 地域防犯体制の支援

地域における市民主体の防犯体制づくりを支援します。



総合防災訓練



防災無線（統制台）

4. 高度情報化の推進

現状と課題

インターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展により、市民の日常生活における情報環境は高度化・多様化しています。行政サービスにおいても情報通信技術の活用による効率化や利便性向上が期待されており、南魚沼市ではホームページによる情報提供、庁内の情報ネットワーク化、インターネットによる申請書や届出書の様式取得、電子メールによるパブリックコメントの募集など、さまざまな取組みを行っています。

このような中、高度情報化に対応した基盤の整備や人材の確保、個人情報等の取扱い方など、新たな課題への対応が求められています。

基本方針

情報通信技術を活用して行政事務の高度化・効率化を積極的に推進し、行政サービスの向上を図ります。また、情報通信の地理的制約や利用機会の格差を是正し、活力ある地域社会の形成を図るため、情報通信基盤整備を推進します。

中越大震災の教訓を活かし、災害時や緊急時の情報伝達機能の向上を図ります。

施策の概要

● 地域情報サービスの充実

行政運営の透明化とわかりやすさを確保し、地域の情報を効果的・効率的に発信するため、広報紙、ホームページ、コミュニティFMの活用などの充実を図るとともに、情報通信技術を活用した新たな情報メディアの導入を検討します。また、中越大震災の教訓を活かして、災害時や緊急時の情報伝達機能の向上を図ります。

● 情報の公開と個人情報保護

市が保有するさまざまな情報を市民に公開・提供することにより、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民の声を市政に反映します。また、市が保有する個人情報については適正な取扱いを確保するとともに、個人の権利利益を保護し、公正で信頼される市政を推進します。

● 情報通信基盤の整備

情報通信基盤整備計画を策定し、情報通信の地域格差を是正した活力ある地域社会の形成を推進します。また、公共施設や学校などの主要な施設を情報通信ネットワークで結び、市民と行政の情報の共有や交流を推進します。

主要な事業

■ 広報広聴機能の強化

広報紙やホームページの内容の充実と、見やすさやわかりやすさの向上をさらに進め、コミュニティFMなどを活用した防災・緊急情報の提供など、情報機能の拡充を推進します。

■ 情報システムの構築と推進

道路、公園・緑地、上下水道、建物・施設、埋蔵文化財などさまざまな分野の空間データを体系的に管理するシステム（GIS）※を導入し、行政施策の高度な分析や、迅速かつ確かな判断を支援します。また、住民が各種情報を自由に活用できるシステムづくりを検討します。

■ 情報公開の推進

情報公開条例に基づき、行政の保有するさまざまな情報を市民に積極的に公開し、公正で開かれた市政を推進するとともに、制度の啓発を図ります。

■ 個人情報の保護

市民一人ひとりの権利・利益の侵害の防止を図り、個人の人格と尊厳を尊重するため、個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保します。

■ 地域情報ネットワーク整備活用事業

市公共施設を光ファイバーケーブルで接続し、情報の共有と事務の効率化を図ります。

④ 高度情報化の推進

地域情報サービスの充実

- 広報広聴機能の強化
- 情報システムの構築と推進

情報の公開と個人情報保護

- 情報公開の推進
- 個人情報の保護

情報通信基盤の整備

- 地域情報ネットワーク整備活用事業



南魚沼市公式サイト

(<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>)

※ GIS【Geographic Information System】

位置や空間に関する情報をもったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

5. 交流の推進

現状と課題

南魚沼市では、豊かな自然環境や地域資源を活かして、スキーなどのスポーツ、屋外レクリエーション、グリーンツーリズム、温泉などを通じた地域内外との多彩な交流が推進されています。

また、これまで旧大和町が千葉県いすみ市（旧夷隅郡岬町）、旧六日町が山形県米沢市、埼玉県さいたま市、埼玉県深谷市、旧塩沢町がセルデン町（オーストリア）、リレハンメル市（ノルウェー）、アシュバートン郡（ニュージーランド）と友好親善都市や姉妹都市の関係にあり、これらの都市との交流は南魚沼市に継承されています。

今後さらに市民の幅広い地域間交流や国際交流、地域コミュニティ活動を積極的に支援し、魅力ある住みよいまちづくりを推進することが求められます。

基本方針

住みよい地域社会の進展のため、幅広い世代の相互交流によって地域コミュニティの維持や活性化を促進するとともに、市民主体の交流活動の支援を推進します。

高速交通網や情報通信網を活用し、近隣都市との広域的連携や国内の友好都市など他地域との交流を推進します。

国際大学や海外の姉妹都市との交流・連携をさらに推進し、国際交流都市への発展と国際化に対応できる人材の育成を図ります。

施策の概要

● 地域間交流の支援

大和地域・六日町地域・塩沢地域間の交流を推進し、市民の一体感を醸成します。

● 都市間連携の推進

「ひと」「もの」「情報」の交流、施設の相互利用の促進など、近隣都市との連携を推進します。また、国内の友好親善都市との交流をさらに深める活動を支援します。

● 国際交流の推進

海外の姉妹都市との交流や、観光・産業の場での市民主体の国際交流活動を支援するとともに、国際大学との連携等を図り、地域の国際化を推進します。

主要な事業

■ 地域コミュニティ・地域間交流支援事業

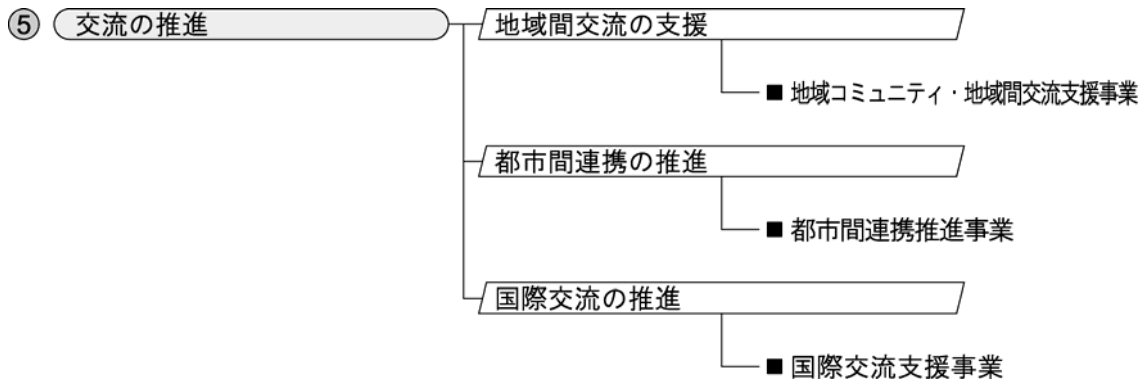
地域内のコミュニケーションを高め、地域文化や環境、交流などの活動を支援します。また、これまで3つの地域がそれぞれ取り組んできた国内の友好親善・姉妹都市との交流を継承するとともに、市民主体による交流活動の拡大を支援します。

■ 都市間連携推進事業

平成の大合併により多くの自治体が生まれ変わり、それぞれ新たなまちづくりを模索しています。本市においても地域の発展につながる事業展開を目指して都市間の連携による交流軸を広げ、近隣都市との広域連携事業への取組みや、外部へ向けた積極的な地域情報の発信を図ります。

■ 国際交流支援事業

塩沢地域においてこれまで取り組んできた海外の友好親善・姉妹都市との交流を継承するとともに、国際大学留学生との交流、市民主体による交流活動を積極的に支援し、国際理解の促進や国際化への対応を図ります。



友好親善・姉妹都市の概要

山形県米沢市	上杉景勝公以来の歴史的背景による交流(昭和61年9月1日 歴史親善友好都市)
埼玉県さいたま市	「さいたま市六日町山の家」の開設をきっかけに交流(旧与野市 昭和63年10月31日 友好都市)
深谷市	「山の家」の開設をきっかけに交流(平成元年2月7日 友好都市)
千葉県いすみ市	中学生を中心に交流(旧岬町 平成元年10月20日 友好親善町)

ノルウェー リレハンメル市	Lillehammer ノルウェー大使杯争奪ノルディックスキー大会など、クロスカントリースキーを中心とした交流(昭和47年10月3日 姉妹盟約)
オーストリア セルデン町	Soelden オーストリア大使杯スラローム大会や国際親善交流団の派遣などの交流(昭和57年4月24日 姉妹盟約)
ニュージーランド アシュバートン郡	Ashburton ニュージーランド友好協会を設置し、交流(昭和62年10月14日 姉妹盟約)



資料編

南魚 企画 第 172 号

平成 18 年 2 月 20 日

南魚沼市総合計画審議会

会長 宮下 茂 様

南魚沼市長 井 口 一 郎

第 1 次南魚沼市総合計画基本構想の諮問について

第 1 次南魚沼市総合計画を平成 18 年 3 月に定めたく、基本構想についてご審議願ひ、
忌憚のないご意見をいただきますよう諮問申し上げます。

平成 18 年 2 月 20 日

南魚沼市長 井 口 一 郎 様

南魚沼市総合計画審議会

会 長 宮 下 茂

第 1 次南魚沼市総合計画基本構想について（答申）

平成 18 年 2 月 20 日付け南魚企画第 172 号で諮問のありました第 1 次南魚沼市総合計画基本構想について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

第 1 次南魚沼市総合計画基本構想に関する答申

諮問案は、合併後のまちづくりの課題と環境を的確にとらえ、これから 10 年間の総合的かつ計画的な行政運営の指針として概ね適切なものでありました。

審議の結果、諮問案に一部修正を加え補完するよう、次のとおり答申します。

【追加すべき項目】

南魚沼市では、これまで学校教育、社会教育、保全活動などで環境教育に取り組んできました。これらの活動の連携を強化し発展させ、地域の自然や伝統に触れる体験を積極的に提供し、市民の環境への意識を高め、持続可能な地域社会を構築することが求められています。

このことから政策大綱 2 「教育・文化」に「野外・環境教育」を施策として追加し、積極的に野外・環境教育に取り組むことを望みます。

第1次南魚沼市総合計画審議会委員名簿

任期 平成17年12月1日～平成19年11月30日

選任区分	氏名	行政区	備考
1号委員 議会議員	中沢 一博	五日町2区	
	今井 久美	津久野	
	佐藤 剛	天王町	
	井上 正三	一村尾	
	関 昭夫	早川	
	腰越 晃	坪池	
2号委員 知識経験を 有する者	塩谷 成一	三分区	塩沢上町商店街
	峠 英男	樺野沢	上越国際観光協会
	宮下 茂	八幡	六日町商工会 (審議会会長)
	羽賀 正雄	県外	東京やまと会
	南雲 道幸	県外	首都圏六日町会
	黒井 安雄	浦佐八色	大和郷土地改良区
	上村 久太郎	芋赤	JA魚沼みなみ (審議会副会長)
	鈴木 利子	小栗山	南魚沼連合婦人会
	高野 孝子	大沢	NPO法人 ecoplus

※ 第1回審議会において、会長に宮下茂氏、副会長に上村久太郎氏を選出



総合計画審議会

第1次南魚沼市総合計画策定経過

年月日	内容	摘要
H17.6～	□基本構想に関する課内検討	
H17.7.15	□NPOぐんまと委託契約	
H17.8.1	□庁内ヒアリングの実施(課長、係長他)	
H17.8.12～	□ヒアリング内容についての論点確認 □事業体系対照表作成	
H17.8.26	□第1回総合計画策定委員会	策定委員:職員 11名
H17.9.14～	□各分野の事業計画の状況一覧表作成	
H17.10.1	□塩沢町との合併	
H17.10.6	□市長ヒアリング □第2回総合計画策定委員会	
H17.10.20	□総合計画基本構想(素案)の作成	
H17.10.25	□各課長による素案の内容検討会議	
H17.11.4	□第2回大和地区地域審議会 ⇒総合計画政策大綱案の説明	地域審議委員:15名
H17.11.7	□第1回塩沢地区地域審議会 ⇒総合計画政策大綱案の説明	地域審議委員:15名
H17.11.10 ～11.25	□ホームページでパブリックコメント募集 4名から20項目について意見が寄せられる	
H17.11.9 ～12.8	□塩沢地域市政懇談会⇒総合計画政策大綱案の配布	
H17.11.30～	□基本構想(案)作成 □各課による確認と修正作業	
H18.2.6	□第1回総合計画審議会 1)基本構想(案)の説明	審議委員:15名
H18.2.10	□第3回大和地区地域審議会 1)基本構想の諮問	
H18.2.13	□第2回塩沢地区地域審議会 1)基本構想の諮問	
H18.2.20	□第2回総合計画審議会 1)基本構想の諮問(別紙のとおり答申を受ける) 2)基本計画の説明	
H18.3.22	□第1次南魚沼市総合計画基本構想議決	

1 人の南魚沼サポーターとして

六日町最後の総合計画となった第6次総合計画を住民の手で作るということで、座回し役、行政や議会との通訳係としてお伺いする機会を与えられてから5年、大和町・塩沢町と合併して一回りも二回りも大きくなり、その名も南魚沼市となった、この地域の総合計画のとりまとめに再びお伺いすることになるとは、奇しき縁と言うしかない。

この5年間の日本社会の変化には大きなものがあった。とくに地方が直面せざるをえなかった変化は革命的とも言えるものだった。地方分権、国と地方の対等の関係、自主・自立のまちづくりと言えば聞こえはいいが、国は借金で首が回らないから地方への仕送りはもうできない、地方交付税は大幅に減らさざるを得ない、だから合併してくれ、国は明確な国家・国民目標を地方に示せないから、地方独自で頑張ってくれというものだった。

国のこの一大政策転換で、地方は、二重の財政苦に陥らざるをえない。一つは、全廃さえ噂される地方交付税そのものの大幅な縮減、二つは、補助裏と言われる、国補助金を得て事業を行うためには必要な地元負担、そのための借金(公債費)の累積増加である。このことが、南魚沼市財政を非常に厳しい状況に追い込んでいる。

しかし、それは、市民が無駄遣いをしてきたからではない。旧3町、現南魚沼市の執行部や議会が失政を行ったからではない。国の政策に準じて進めてきた結果である。このことを、胸を張って自覚し主張していただきたい。同時に、そうした厳しい現実から目をそらさず、現実を共有するところから、新しい都市づくりを進めていきたいものである。そのため、本総合計画では、異例ではあるが、「財政の状況および課題」を基本構想に組み込むこととした。このことは、実は、総合計画審議会での指摘によるものである。

そうした審議会のあり方や六日町最後の総合計画で実感できた市民主体のまちづくり、職員の真摯な事業執行だけが、厳しい財政状況を克服して、わが国社会に南魚沼市・南魚沼市民ありと知らせる王道である。南魚沼市は、それができる都市である。職員の方々の日々の意見交換や共同作業で、その実感はさらに高まっている。許されるなら、今後とも、行財政改革や各種計画の立案・進行管理に参画して、達成の道をともに歩みたいものである。

一方で、事業を実施し、市民が「この地に生まれてよかった」と実感できるには、解決しなければならない課題が多々あることも事実である。中には、県や国との調整なしには市民の要望を解決できない課題や技術的財源的な制約が大きい課題もある。健康の杜構想や道路・公共交通網の整備・充実、地盤沈下対策と新たな消融雪方法の推進などは、その一例である。そのためには市民一丸となつての事業促進の押し上げがのぞまれる。

しかし、それ以外では、市民自らが一步踏み出すことで、大きく前進できる課題が多い。例えば、南魚沼産コシヒカリという世界一おいしい米を、来訪者にこの地で食べさせる工夫、それと一体となった空き地・空き店舗の利・活用。首都圏在住の南魚沼出身者の方々や国内外の友好親善・姉妹都市の参加と連携を得ての特産品の販売と観光客の誘致。このことも、審議会で首都圏在住の方々から提案されたことである。スキーと野外・環境教育、自然・文化遺産や各種産業をタイアップさせた南魚沼だからこそ出来る新たなグリーン・ツーリズム。多様な高等教育機関を活用した福祉・医療や文化・スポーツの振興……。

上に述べたことは、ほんの思い付きである。しかし、これまでのお付き合いで感じたことを忌憚なく申せば、南魚沼の皆さんは、素晴らしいアイデアと実行力を持ちながら、提案することに遠慮しすぎであるように思う。現に皆さんが遠慮しているうちに、他地域の人々は、新潟産コシヒカリの名前のおにぎりや商品を次々と首都圏に売り込み始めている。その現実を前に、南魚沼サポーターの私としては、歯がゆさと悔しさを隠せない。

「自然・人・産業の和で築く 安心のまち」をつくるには、提案し合い評価しあって和を作っていくことが第一であることを強く意識していただければと願っている。

(特定非営利活動法人 NPO ぐんま 熊倉浩靖)

あとがき

合併前に検討された新市将来構想は、多くの市民の参画を得て、延べ 48 回にわたる議論を経ながら策定されました。また、合併の要件である合併後のまちづくり計画(新市建設計画)はこれを基本に策定されています。今回策定した基本構想は、当該地域の発展のために立てられる各種具体的な計画のすべての基本となるものであり、地方自治体の憲法と位置づけられるものです。合併により空白となっているこの策定を急ぐ背景にありました。

こうしたことから南魚沼市の第一次総合計画は、市民の意見が反映されているこの新市将来構想を軸として、それぞれ合併前の各町の特色を活かすことを基本に素案を策定し、市民にはパブリックコメントを求め、また、大和、塩沢地区の各地域審議会や南魚沼市総合計画審議会に諮り、これらの答申結果を踏まえながら短期間に策定したものであります。

作業に当たっては NPO ぐんまの熊倉先生はじめ長谷川研究員、飯島研究員のアドバイスをいただき、各担当課と今後 10 年間の将来像実現に向けた基本施策を練り直しながらまとめました。

今回、本計画のとりまとめをいただいた NPO ぐんまは、民間シンクタンクとして活動しておりますが、行政に対する深い知識を有し、本市の計画策定に熱意をもって作業を行なっていただきました。また、最後に熊倉先生より暖かいメッセージをいただきましたので本計画書に添付してあります。本計画の着実な推進を図ることがこのメッセージに対するお礼と考えております。

平成 18 年 3 月 事務局 企画情報課



第1次南魚沼市総合計画

平成18年3月
新潟県南魚沼市 企画情報課

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1
TEL025-773-6672 / FAX025-772-3055
<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>
E-mail info@city.minamiuonuma.lg.jp